



市公園、土地改良、沿岸漁場整備、交通安全、急傾斜地等、実にたくさんさんの長期計画が今日ござい  
ます。その一覧を見ますと、全部目標を達成して  
いない。一体どうしてこんなに率が低いのであ  
うか。私はたまたまは、一つや二つは一〇〇%達  
しておる御自慢なところがあったてもいいと思  
うのでありますが、ことごとくであります。

例へば運輸省関係をとってみましょうか。  
港は、公共が七四・九、災害関連事業、地方単  
独事業、港湾機能施設整備事業六一・三、空港に至  
っては公共六五・九。これを比べますと、失礼な  
話だけれども運輸省の成績は極めて悪い。建設省  
関係は住宅が九四%等で、運輸省が特に悪い。サ  
ボっているのか、やる気がないのか、特に運輸省  
が悪いというのはどういふわけなんです。

○三塚国務大臣 お答えを申し上げます。  
五カ年計画は五カ年計画、計画であります。し  
かし、計画だからといってそれはそのままであ  
つていいというわけではございませんで、御審  
議をいただいてこれを御決定いただきました以上、  
一〇〇%に達します努力を傾注してまいらな  
ければならぬことは当然のことです。

ただいま横山先生から、運輸省関係が特に悪い  
というところをおしかりをいただいたわけござい  
ますが、率直に申し上げさせていただきますと、  
今、六十年度までの五カ年計画は御指摘のよう  
にそんなことでございます。これは財政再建とい  
う極めてシビアな財政運営の年次に四カ年遭遇を  
いたしました。建設国債発行による公共事業の確保  
というところが至難になり、事業費による確保とい  
う手法が講ぜられることにより全体的にこれを取  
り進める、こういったものでございますから、  
予算ベースではさようなことに相なります。事業  
費ベースではそれなりなことかとは思いますが、  
しかし計画でありますから、あらわれた数字  
は厳粛なものであります。

さような意味で、おしかりはおしかりとして受  
けさせていただきながら、まことにやむを得ない  
国家財政再建の年次に当たっておりますという

ことについて深い御理解を賜りたいと思いま  
すし、これからの六十一年度を初年度とする五カ年  
計画におきましては、過去の経験を踏まえ、果敢  
に財源措置等運輸省は運輸省として考えつつ全力  
を尽くしてまいらなければならない、このように  
思っておりますのであります。

○横山委員 お答えになつていないじゃないです  
か。何で運輸省だけが悪いのか。あなたは全部の  
計画についての総括答弁をなさつたのであつて、  
私の聞いているのは、運輸省だけが成績が悪いの  
はどういふわけかと聞いておるのです。

○三塚国務大臣 悪いと言われますと悪いのであ  
りますが、住宅五カ年計画は、波及効果が非常に  
高いということでこれに集中した政策的効果が出  
ておるようであります。運輸省だけ悪いのではご  
ざいまして、流れを見ますとやや横並びの感じ  
かな。(横山委員「そんなことない」と呼ぶ) そ  
うですか。そうでありますならば、これは非常にえ  
らいことだな、こう思いますし、腹を据えてこの  
問題に立ち向かつていかなければならぬ重大事だ  
な。事務当局に他の五カ年計画との比較検討を精  
密にやらせていただきまして対応していかなけ  
ればならぬ、こう思います。

○横山委員 もう一つの特徴は、この表を見ます  
と、地方単独事業の成績が非常によろしい。直轄  
でやるものは成績が悪いけれども、地方単独事業  
でやるものは成績がいい。これは一体どういふこ  
とだと判断しますかね。これは大蔵大臣代理にひ  
とつ。

○江崎国務大臣 御承知のように、国家財政の赤  
字は、GNP比でいいますと四三%。地方の赤  
字、これもございまして、ございまして、わずか六  
%。これは全く財政事情が違います。アメリカの  
赤字財政というのはGNP比の四〇%でございま  
して、日本の国家財政の四三%の赤字比率からい  
いますと、日本の方がむしろ悪い。地方の場合  
は、赤字は北海道とかいろいろな僻地に財政事情  
の相当悪いところもございまして、しかし、全体か  
ら見ると国家の比ではない。そういうことが単独

事業が活発に行われることにもなつておるとい  
ふに考えております。

○横山委員 運輸大臣、海岸は運輸省所管です  
か。建設省所管ですか。

○三塚国務大臣 運輸省であります。それと農林  
省、水産庁、あと建設省です。三省、今御指摘の  
ありましたとおりです。

○横山委員 この表を見ますと、海岸が五十六年  
から六十年、投資規模九千三百億、今度六十一  
年から六十五年まで一兆円。九千三百億が一兆円  
になる、一〇七・五%の増加ですね。それから、  
港湾が五十六年から六十年が四兆二千六百億、今  
度は四兆四千億、一〇三・三%の増加ですね。今  
までの実績がひどく悪いのに、欲を深くして一〇  
七・五%だとか一〇三・三%とか、実績を踏まえ  
ずして計画しているのじゃないですか。

○三塚国務大臣 お答えを申し上げます。

前年度、御指摘のとおり諸状況によりまして進  
捗率が落ちました。この苦い経験を踏まえなが  
ら、この程度のこととは二十一世紀に向けての基盤  
整備として、また社会経済状況の変革に際した最  
小限のものであろう、こういうことで積み上げを  
させていただいたわけでございます。実現可能  
なもの、このように自信を持って実施ははじま  
せていただいたというのが実情でございます。

○横山委員 お言葉ですけれども、港湾が、公共  
が七四・九、それから災害だとか地方単独事業だ  
とか港湾機能施設整備事業が六一・三%ですよ。  
そんな六〇%ぐらいのことを五カ年でやってお  
つて、今度は四兆二千六百億を四兆四千億、一〇  
三・三%、前計画よりも多くなるということは、  
これはその実績を全然考えずに、ええから一〇〇  
%以上にしておけということじゃないのですか。

積算基礎がちょっと危ないな。  
○三塚国務大臣 今、積算の、数値にわたしまし  
た積み上げの実態のことです。それです。すか  
ら、港湾局長からその実態を説明させます。

○藤野政府委員 総額におきましては、例えば港  
湾を例にとりますと、第六次五カ年計画の三%増

しぐらいのもので成っております。

その個別内訳につきましては、財政の実態な  
りなんなりを総合的に判断をいたしまして、公共  
事業、地方単独事業、機能施設整備事業、それぞ  
れの一定の考え方のもとに数字をはき出してご  
ざいます。例えば、公共事業のところでも申し上げ  
ますと、むしろ六次の五カ年計画よりも名目的  
には下がった形にもなつておりますし、ま  
た、今後の検討課題ではございまして、昨今、民  
間活力の活用といったこともいろいろと具体的な  
検討が進んでおります。そういったものを今度の  
港湾整備五カ年計画の中でどう位置づけるかとい  
うことも一つの命題でございまして、そういった  
ものも考えていくというふうなことから、全体の  
部門別の割りつけを考えたものでございまして、  
なお、区分の最後のところに調整費というのが  
ございまして、これは今後の経済社会情勢の変化  
ないしは財政の需要の動向等を勘案しながら、  
弾力的にこの計画を遂行していくための枠取りと  
してそういったものを考えたものでございまして、

○横山委員 少なくとも、閣議を経て長期計画が  
策定される、それを計画のときに大々的に宣伝を  
して、その役所が、それぞれ担当の省がそれに対  
して前向きになる。この計画が閣議で決まるまで  
には相当の根回しをして、きちんと体制を整え  
て、しかもこれらの長期計画は、少なくとも社会  
的基盤、風水害対策、国民生活基盤、そういう社  
会的な、国家的な基盤整備として重要な位置づけ  
を持つて閣議で決定していると思ふのです。

それを決めたら決めたで、後で念査を総合的に  
するというのが今ないのではなからうか、おま  
えのところ、おくれているじゃないか、閣議で決  
めたメンツをどうしてくれる、それじゃその整合  
性が保てぬではないかということをやることは  
どこですか。

○江崎国務大臣 これは、いろいろな整合性をま  
とめて見ておりますのは、経済的には経企庁でも  
ありますが、何と云っても大蔵省が、この財政再  
建のために、公共事業等についての伸び率を思

ように予算づけをしなかった、これはもう財政再建のためという、それを先行させたことによるわけでございます。

また、今運輸大臣に対しての御意見、大変ごもつともでございますが、運輸省も全く守備範囲が広がってございまして、そういう点で私、進捗率が悪いのだからというふうに思っております。

それから、さつき調整費があるという話もありましたが、六十年来に至る五カ年計画の調整費というのは、これも財政再建のために残念ながら使いうことができなかったというようなことなどもございまして、御不満の点はよくわかります。

本日は今までに何とか内需振興をもっと活発にすべきだったということも考えられるわけであります。これはアメリカの高金利に引き寄せられて、つい、簡単に言えばマネーゲームに走っていった、その一種の報いみたいなものが日本財政に災いしたということもあるわけでございまして、この点は、御指摘のようにもって公共事業を第三セクターでやらなかったかということも言われれば、本日に借しきことをしたということが言えると思ひます。

○横山委員 何か私の質問に先手を打っておられるような気がするのだけれども、先ほど聞いたのは、確かにそれは江崎さんのおっしゃる通りに、大蔵省は、計画はしたけれども、ひもを締める役だ。私の聞いておるのは、閣議で決定した、論議汗のごとしだ。長期計画は政府の方針として決めた、それを決めたとおりにやれと言う役所はないのかということも聞いているのです。大蔵省の仕事をしないのです。大蔵省はなるべく使わぬようにすればいいので、経済企画庁はそれをやっているのですか。

○三塚国務大臣 本件につきましては、それぞれ各省、事業省が五カ年計画の執行責任にあるわけでございまして、運輸省とすれば港湾であり、空港であり、海岸であり、以下あるわけであります。が、毎年の予算編成の際に、概算要求から始まるわけでございますが、全力を挙げて、五カ年計画

が達成できますよう、年次別に進捗率を計算し、概算に盛り込んでまいるわけで。

残念ながら、十二月の政府予算案決定の際には、財政方針、財政再建計画等々とのにらみ合わせの中で、全体的に公共事業抑制ペースの中でこれが辛抱せざるを得ないということもございまして、そういう国家目標の中で行わざるを得ないのだという点では、運輸省としても不満は大きく残るのでありますけれども、やはり財政再建というの国家的な命題であるということもございまして、従わざるを得ない。しかし、その部分を、前段申し上げましたように六十一年度を初年度としてスタートをする五カ年計画の中でこれを取り進めてまいりよう全力を尽くしていかねばならぬ。

それそれ本日は、我が省といたしましてはそういうような方向の中で全力を尽くしましたが、結果的にさような進捗率に相なりませんでした。あえて言えば、大蔵省は全体をにらんでということになるでしょうし、経企庁は経済政策の中でというふうになるわけであります。運輸省としても、経企庁及び大蔵省にそれぞれ政府機関として予算決定までの間に交渉をし要請を続けておるわけでございますが、さような結果であるということでもあります。

○横山委員 私がこの五カ年計画を徹底して完全実行しろと言うゆえんは、少なくともこれは国家の社会的基盤あるいは災害対策あるいは生活基盤、なくてはならぬものとして閣議で決めたからであると同時に、最近猫も杓子も内需振興、内需振興と言っているけれども、本日の内需振興は長期的、広範で、すそ野の広い公共事業が本日の内需振興ではないか、その大きな柱ではないか。最近大きなプロジェクトをとってきただけに、線路の上に高層ビルを建てるとか思いつきのようなことに狂奔しておられるけれども、それは結局は大企業を得させる、喜ばせる、取ったか見たかの話であって、すそ野の広い本日のやり方というのは、一つは、公共事業の長期計画を丹念に完全に行うことによつてすそ野が広が

る、こう信じておるからです。

それから、もう一つの内需の振興というのは、場違いではあるけれども、個人消費を高めなければ本日のものにならぬ。国民総生産の過半数を超えるのは個人消費ですから、この個人消費を高めることにならなければ内需の振興というものはすそ野が広がらぬと私も思っている。今では労働組合や私も社会党が言うばかりではなくて、サントリーの佐治さんや財界のお偉方がずばりずばりと言っているでしょう。江崎さん、どうお考えですか。

○江崎国務大臣 御質問の点は、全く仰せのとおりだと私は思います。五カ年計画などは、努力目標を含めてぜひ達成したいという計画であり、それは閣議でも認められるわけであります。財政事情さえよければ必ず達成する、これは閣議の決定事項ですから断言です。しかし、その後の財政事情が思うに任せず、つい達成することができなかったことは、仰せのとおり私も極めて残念に思ふものであります。

内需振興につきましては、これもおっしゃる通りに、今度の、俗称前川委員会と言っています。が、私的諮問機関の経機研の答申を見ましても、やはり週休二日制を思い切つて日本も取り入れるべきだとか、それは国民消費を考えた話でございまして、したがって、今は週六休制に向けて現在官庁は試行中である。どうやら中小企業も、九・四％が中小企業ですが、五八％まではいわゆる週六休制をとっておるというわけでございまして、間もなく官庁などにおいても週六休制が実行に移されるのではないかと。これは私が言うわけではなくて、人事院勧告によらなければなりませんが、仰せのように、だんだん民間消費が活発になるような努力も続けていかなければならぬ、これはよく今後も努力をしてみたいと思ひます。

○横山委員 せっかく閣議の決定を得て国会で決めた長期計画というもののについて、各省が、大蔵省に抑えられたかどうか知らぬけれども、大体、

実施状況、実績に対して極めて真剣さが足りない。やろうと思えばやるはずだ、しかもこれは単なる計画ばかりでなくて、何度も言うように、社会的基盤、災害対策、国民生活基盤、一番大事なことから閣議で決まっています。内需の振興と言ふのもいけれども、本日の内需の振興の方策はここに、決まったことに向けられるべきである。私はこれからもう厳重に実績を注意いたします。

先ほど江崎さんが言われた調整費、先手を打ったような気がするのですが、これを見てみますと、全部の計画に調整費が出ている。治水が九千九百億、治山が千七百億、海岸が五百億、それから道路が一兆三千億等々、合計しますと何と一兆三千三百億に達している。一文も使っておらずにどういうわけだ。十一兆三千三百億の調整費を一文も使っておらず。こんなものなら調整費は要らぬではないか。

最初これは予備費だったのです。予備費というのは、要するに予見しがたい問題ができたときに使うのが予備費だ。それを、予備費をやめて調整費にした。調整費にしたゆえんはものを私に前随分追及したことがあるけれども、要するに各省の大臣が余裕を、ポケット財源を持っておつて、よしそれならやれと追加してやる、ええ顔する銭かと言つたら、そのときの建設大臣はにやんと笑つた。大蔵省もそれを了としたと私は思ふので、ところから、十一兆三千三百億を一文も使っておらずというなら、やめた方がいい。調整費をやめて予備費にしないさい。今度の計画の中でも、海岸の調整費が一兆九百億、港湾の調整費が七千九百億。使う気があつて計上しておるのか。今まで全然使わなかったのにのめと調整費を計上するばかりどこにあるかと私は言いたい。どういうことなんだ。

○江崎国務大臣 調整費は仰せのとおりでございますが、先ほど調整費があるという話をしたから、後、誤解があつてはいけなから私さつき申し上げたわけですが、経済情勢の変化に弾力的に

対応するために投資額のいわゆる内数として設けられたものだ、こういう前提でつけておるわけでごさいます、御承知のとおり、財政事情がアメリカよりも悪い、こういう状況でありますためにこの調整費を使うことがなかつた、六十年度までの五カ年計画で、仰せのようにゼロであった。これも財政再建を優先させたというわけでございまして、この点はあしからず御了解を願いたいと思います。

○横山委員 あしからずと言っても答えにならぬじゃないですか。一兆や二兆じゃないですよ。十一兆三千三百億をこの五カ年の間に一文も使っておらぬ。それで次の計画にのめとまた調整費を全部盛るなんて、ずうずうしいじゃないですか。ずうずうしいの言い方より言い方がないと私は思うのです。これはやめたらいかがぬのか。やめたらどうふうあいが起こるのか。

〔山崎委員長退席、山下委員長着席〕

○保田政府委員 お答えいたします。

調整費の性格につきましては、先ほど港務局長あるいは江崎大蔵大臣臨時代理から御説明申し上げたとおりでございますが、とにかく内外の経済情勢が非常に流動的な時期でございますので、先般来の国際的な海外からの影響、金利情勢がくも動く、あるいは円レートがかくも動く、こういう時期でございますので、本来の国庫負担がある直轄事業あるいは補助事業等につきましては、過去の計画の消化実績等を勘案しまして現実的な数字に圧縮をさせていただいたわけであります。しかし、経済情勢が今後非常に流動的だと予想されますので、将来の弾力的な投資を行える余地を新しい計画の中にも引き続き織り込ませていただいたい、こういうことでございます。

○横山委員 わかったようなわからぬような話ですね。私の意見は、これはやめたい、何でもめられぬかということがそれではわからぬのです。それから、何で運用できぬかという問題が一つあると思うのです。それは、調整費というものは

三塚さんの自由裁量ではない、大蔵大臣に協議せんならぬ、これはたしかそうですね。そういうこととは、おまえのころの金をまだよう使わぬのに、これひとつどうだということを言わずに、やることだけやってから持つてこいということになると思うのです。だから調整費の本当の目的、最初私が言ったように、これは大臣のポケットにあつて、全部見ておつて、よしこへやつてやれという裁量費、大蔵大臣に通知だけして協議などしないでもいいということになっておれば、まだ使えない方法が私は出たと思うのです。大蔵省に相談に行つたら、そんなものはまだ使つておりもしないものを余分に調整費を使わせよと言つたつて、それは無理よと言われるのが落ちだから、結局はだれも言ひ出さないということだと思ひます。しかし、原則的に言えば、調整費の金が使ひ切れないという状況ですからやめた方がいい。大蔵省、私はやめた方がいいという意見だ。ほかは反対するかもしれない、大蔵省やめよと言つたら、あなたの方は喜んでいいのか。どうだ。

○保田政府委員 政府全体として、先般の閣議で決定した計画でございますので、我々としてはこの計画に従つて誠実に実行に努めたい、こういうことでございます。

○横山委員 答弁にならぬじゃないですか。江崎さん、答弁にならぬのですよ。よく検討してもらいたい。

○江崎国務大臣 これは、仰せのように見せ金みたいになつたのではない、仰せのように見せ金みたいになつたのではない、閣議で決定をし、計画局長が申します意味は、閣議で決定をし、しかも、非常に理想的な努力目標を掲げてその五カ年計画がなされておる、それに知らぬ顔はできません、私が通訳すると、そういう意味ですね、わかりにくいとおっしゃつたが。

ですから、それは計上しなければならぬが、それよりも財政再建が優先したために使うことができなかった。財政事情が許すいわゆる高度成長時代には十分これが役立ったわけでありすが、

苦境を切り抜ける努力を現在懸命にいたしておりますので、その間はしばらく御理解をちょうだいしたいと思ひます。

○横山委員 これは意見が違ひますが、私の言うのは、十一兆三千三百億も計上しておつて一文も使わぬということ、これはもう調整費を設定した意義が失われておる。しかも、今後も財政がよくなるなどということはそう簡単じゃないのですよ。そうだとすればやめたほうがいい。どうしてもやめなければ、それは各省の大臣の裁量権にゆだねるようなやり方をしなければだめよ。また五年過ぎに、今度は私は承知しないからね。――五年過ぎたらおろかしら。(笑)

○江崎国務大臣 五年過ぎも必ずおられるでしょう。仰せの点は、やはりこういう苦しい財政事情に、何か見せ金みたいに終わつておるといふことは議論のあるところだと思ひます。検討に値する御意見だと承りました。

○横山委員 補助金カットが今度の地方の計画にどう影響をもちますか、なかなか簡単に私は試算できません。しかしながら、補助金カットによつて長期計画にマイナス要因を与えることは間違いないと私は判断せざるを得ないのです。今度の法案で大体一兆二千六百三十三億をカットをするというわけですね。かわりに建設地方債を九千三百億、たばこ消費税を千二百億、地方交付税をたばこ関係で千二百億、これをやるので勘弁してくれと地方自治体に言うわけですね。建設地方債は九千三百億、えらいたくさん金額だが、結局はおまえのところで借金しろということなんだから、かわり財源に本当になるのかならぬのか、これは後に尾を引く問題だと思ひます。

これは六十一年度から六十三年度だけですが、補助金カットとかわり財源の問題はその後はい体どうするつもりですか。

○江崎国務大臣 その後のことにつきましては、まだ三年間もありますし、補助金検討部会で、これは地方公共団体の責任者も交えまして、そし

て、この三年間はひとつこういうことで御理解をいただこうということで、いろいろアクセントはつけましたものの一定一律カットをしなければならなかつた。しかし、仰せのように公共事業、例えば五カ年計画事業ベースで作成されておることから見まして、この計画の進捗率を高めるためには事業費の確保を図ることが何としても必要であるというわけで、その補助率の見直しは、厳しい財政事情のもとで事業費を確保していくという観点を踏まえてそれぞれの対策を行ったところであります。したがつて進捗率については支障なきを期した。

しかし、それは地方債なりあるいは国が対処をしたとはいふが、それは借金として残るではないか。この方法、やり方については、いろいろなやり方もあると思ひますが、何と言つてもまだ、先ほどの数字は繰返しませんが、押しなべて言えば地方の場合はGNP比でわずか六%、国は四三%という大きな財政事情の開きもありますから、とりあえずこれは、中央地方一体でございますので、苦しみをかち合つていただこう、また、地方になすむものは地方で責任を持つていただこう、こういうことで今回の措置に出たものでございます。

○横山委員 去年の十二月十三日の地方財政審議会の「昭和六十一年度の地方財政について」の意見を見ますと、つまりかわり財源について、「地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、適切な措置を」としつて、政府の建設地方債その他がそれだと思ふのですが、もう一つ言つておることは、「地方の超過負担については、国と地方との間の適正な財政秩序を保持するため、実態に即した補助単価等の改定を行い、その完全な解消を図る必要がある。」と言つておる。その完全な解消を図る補助単価問題については、ことしどうしたのですか。

○保田政府委員 御指摘の超過負担の解消問題は、非常に古くからの懸案といひますか問題でございまして、各年度各年度の予算編成におきまし

て、その前に関係省庁との間で実施しました実態調査をもとにしまして是正の措置を講じておるわけでございます。

六十一年度の予算編成におきましても、まず一つは、物価動向その他の経済事情等を勘案しまして補助単価の是正を行うというをやっております。それからもう一つは、補助の単価を決めます基準面積というものが改定をしておるわけでございます。

それそれについて若干御説明をいたしますと、まず補助単価でございますが、法務省の外国人登録事務に従事する職員の給与、これがどうも実際の職員と補助単価との間に格付の差があるということ、それから労働省所管におきまして、失業対策事業費の管理監督員に係る給与の格付についても同様なものがあるということでその是正を行つた。それから第二の面積基準等の改善でございますが、これにつきましては、文教施設等の面積基準について若干の改善を行つておるわけでございます。

それらによりまして、六十一年度予算におきましては、事業費ベースで三百七億円という改善を實行させていただくことになっております。

○横山委員 この問題、たぐさんの問題があるのですが、ここに「その完全な解消を図る必要がある」と言っているのですが、あなたの言っていることでその「完全」だと、自分では思っているのですか。

○保田政府委員 「完全」の意味でございますけれども、毎年度の予算編成におきまして、編成の少し前に自治省当局から各地方自治体よりの補助単価の是正要求が出てまいりまして、それらについて実態調査をさせていただいて、その結果これは是正を要するものについて予算上の措置を毎年やらせていただいております。

「完全」であるかどうかということにつきましては、例えば補助単価が地域によっていろいろ異なるとか実際の設計面積が地域によって多少異なるといったようなことによりまして、水かけ論的

な部分が残ることはありますけれども、現在のシステムの中で自治省当局と我々との間でこれは大いに不満であるといったような是正の余地が残されているというふうには考えておりません。

○横山委員 港湾整備緊急措置法の一部改正案の六十一年度主要事業別一覽を見ました。特定港湾施設工事の中に名古屋港が実施箇所として挙げられていますが、その内容は何か。

それから民活法案で、主な対象プロジェクト候補に名古屋港ポートタウンとして名古屋港が挙がっていますが、現地の計画とその推進体制はどうなっていますか。

○藤野政府委員 まず第一点目の名古屋港における特定港湾施設工事の内容でございますが、これは中部電力の申請によつて、企業合理化促進法に基づき一定の受益者負担金をちょうだいし、公共事業方式によりまして港湾施設の整備をするというものでございます。

二点目の名古屋港における民活プロジェクトについてのお尋ねでございますが、御案内のように名古屋というのは中部圏におきまして非常に重要な地域でございますので、私たちもかねてから名古屋港の整備を精力的に進めてまいりました。

○横山委員 今、民活プロジェクトの発掘という中におきまして、地元愛知県、名古屋市それから名古屋港管理組合等関係者が寄り寄り御議論を進められておるようでございますが、例えば名古屋の築地地区の再開発でありますとか、あるいは金城埠頭、そしてポートアイランドの開発利用に関する構想が現在検討されておるといふことを私たち承知いたしております。

今後私たちといたしましては、地元の皆さん方の構想の具体化に対応しながら、その支援措置というふうな意味合いを含めまして一定の調査費なども用意をいたしましてこのプロジェクトの推進を図つてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○江崎国務大臣 私、今度は民活をやっております特命相の方で答えをしますが、今の答弁より

は私の方が少し詳しいようでございます。

名古屋港それから愛知県、財界等から非常に強い要請がありまして、現在、理想的に言うならば東名道路と東名阪を結ぶ約六千億くらいの湾岸道路と申しますか、これを整備しようというわけですが、六千億は少し高額の過ぎますので、とりあえず御存じの西大橋だけはかかりました。そこで、伊勢湾の船が出入りする真中の橋というのは非常に高い建造物になるわけですが、現在はその橋と東大橋に調査費がついておる段階でございます。したがって、この両橋をとりあえず名古屋道に結びつけよう、総経費は千三百五十億円程度でございます。

それを愛知県、名古屋市、地場産業等々、民活として公団方式がいいのか、愛知県の公社方式がいいのか、あるいは名古屋公社方式がいいのかという三つの方式で今、運輸省港湾局から試案をお出しくださいと申しておるところです。私も特命室もこれを拝見しまして、今週の末ぐらいにはそれだけの地方自治体から回答が出るが、恐らくは明石海峡方式というところで、公団方式で公団債を地元側が引き受けるという体制で進んでおるといふのが現状でございます。

○横山委員 江崎さんも地元で、地元同士の八百長は避けなければならぬが、私、つくづく港の問題を考えますのに、昔は港と言えは貿易施設だの、景色も何も考えぬでもないというところだったのですね。しかし最近では、港湾整備について、地域社会との整合性、風致地区、緑といったものが欠くことのできない問題になってきて、港についての物の考え方、港に住んでいる人の要望というものも大きく変貌しておると思うのです。船が来た、荷物をおろす、送る、それだけやればよいという考え方はもう時代おくれだと思ふのです。港湾整備に当たって、そういう点はどうか考えですか、運輸大臣。

○三塚国務大臣 全く横山先生御指摘のとおりでございます。運輸省ポートトルネッサンス21計画というのを立てましたゆえには、まさに御指摘の

ラインに沿うべく、港は、出入り、荷の積みおろし、また輸出、こんなことだけで足るものではございせん、その地域社会のセンターになるべきものであろう、さうな意味におきまして緑地、港湾公園を配置いたします。さらに、市民がそこに集う場としての空間もつくらせていただく。また、出入りをする船員を初め皆々様でそこで活用できる利便施設も設置をしなければならぬだらう。特に名古屋港のように国際的に知られた港におきましては、国際会議場等も設置するなど多彩な機能を持たせることにより、港がその地域に住んでおる人のセンターになっていくような配慮が、これからの二十一世紀に向けての港湾づくりの基本でなければならぬだらう、このように考えております。

○横山委員 いいことを聞いた後で注文すると、あなた返事に困るかもしれないが、今の話を忘れないようにしてほしい。

江崎さんも御存じだと思ふのだが、名古屋港が非常にきれいになったのです。釣りがじゃんじやん行われておる。今から二十何年前の伊勢湾台風の後、皆さんの御協力で高潮防潮堤ができましたけれども、日本一のあの高潮防潮堤は災害を防ぐだけのつもりでやりました。ところが、釣りに本当にいいのです。北側の方は一日千人です。千人ぐらいの人が釣りに来るわけ。それから、うちの方もぎょうさん来て、クロダイはとれるわ、エビはとれるわ、そしてカニからイワシからとれる。高潮防潮堤付近、伊勢湾内外、釣りがもう本当に多い。管理組合の入っちゃいかぬという立て札が立っておる。それでも千人入っておる。しかも高潮防潮堤は狭いんですよ。このくらいかなあ。まだ死んだ人はおらぬけれども、危険だと言えは危険。それからほかの、防潮堤以外のところでもみんな釣つておるわけです。管理組合は厳重に入っちゃいかぬと言つておるけれども、いかぬ、いかぬ、いかぬと天に向かつて言つておるだけで横を見ない。まあしょうがないわ、いかぬと言つておらぬと、事故が起つたときに管理組合

の責任になる。だから、いかぬと言っておりましたというアライを言っておるだけで、今となつては、いかぬ、いかぬと言っておつても、事故が起きたときには多少は責任はとらにやならぬわなという心境なんです。

それで大臣、今あなたはいくことをおっしゃつた。港はみんなのためだ。釣りができるなら釣りもやらしてやれという気持ちになつて、高潮防潮堤がこうありますわな、こういうところへ網さくをすつとつくと、そこへ腰かけて釣る。落ちても網さくの中へほとんと入つて、海の中へ突つ込まない。こういうことができないはずがない。しかし、これは名古屋港ばかりじゃないですよ。全国の港が同じことなんです。それでみんなけんかしおるのですよ。

だから運輸省としてみれば、名古屋港、気の毒だ、おれも知つておるといふ人はおるんだ。おるけれども、名古屋港をやつたら全国やらなければいかぬ、こういう顔をしておる、言わぬけれども、そんなことを言うなら名古屋港だけ先にやつたらどうだ。やれるところからやつたらどうだ。それで、港についての感覚が運輸大臣のさつき言われたような家来気、管理組合に、さくをやつた方がよろしい、そしてそこを釣りのために開放してやれというように、必要な予算は大したことないと思ふのですよ、やつてちょうだいよ。さつきの話と違つたことを言つたらいかなう。

○三塚国務大臣 先生から通告がありまして、港務局長がさつと答えるように相なつておるわけでございますが、これはこれとして、それでもこれは答弁のときに、よく打ち合わせをさせていただきます。きつと前向きで答弁をするようにには相なつておりますが、横山先生の演説を交えた、それと具体的な御提案、なるほど網などをこうやつて事故防止をしたらどうかねということも現状に合つた御提案のように思います。私も釣りが好きなんです、仙台港にも実は同じようにそういう声がありますことをよく知つておりますし、それと、立入禁止の札が立ち、釣り人がそれで大変

当惑し、何回か陳情を受けた経験もありますものですが、それだけに実感を持つて横山先生の御提案を実は受けとめさせていたいただきました。

本件につきましては、やはりポイント21という計画の中でこれから地域社会のセンターとなつていく港であるというならば、前段お答えを申し上げましたとおり広く活用をされてしかるべきであらう。問題は、我が国の役所が、事故が起きた場合あるいは死亡者が出ました場合、どの役所が責任を負うのかという、この点の勘決主義が、えてして弾力的な柔軟な施策の遂行に勇気を欠いたことは事実であります。

この辺のところを、私もやはりこういう時代に遭遇をいたしまして、やれるものはやらせていただくということを進めたいと思ひ、特に入場料みたいなこと、まあそれに金取るのかと言われちゃこれもあるんでありますが、低廉な活用料、防波堤でありますので、という意味は、港務局長と関係者、保安庁にもいろいろ聞いてみましたが、急に高潮等がわんと来て、波に巻き込まれてさらわれた場合の措置をどうするのかという点が実はあります。それは海水浴場で監視塔を設けてやつておることもその一つであります、それに準ずる形の監視体制というものを、釣り人なりいろいろの中から日当程度のものを若干出してやる、こういうことなんです。

私はきょう打ち合わせで港務局長に言つたのですが、国鉄の余剰人員があるんだから国鉄の皆さんを一人ずつそこに対応させて……(横山委員「関係ないよ」と呼ぶ)それはそれとして、そういう監視体制、一人か二人で常時釣りをやつている時間見ておられて、この辺できょうは終わらうということなど、工夫をしつつ対応してまいらなければならぬと思つておりますので、ひとつ真剣に検討させていただきます。

○横山委員 きょうのかおとい、どなただったか自民党の代議士から手紙が来まして、釣りに行くというじゃないかという招待がありました。ちやうど日曜日で、私は名古屋だから参加できないのです

が、国会議員の中でも釣りの愛好家が山ほどいます。全国の釣りの愛好家といつたらすばらしいものです。老若男女、貴賤を問はず、国際的にこの釣りの健康なスポーツとして非常に高く評価されております。ですから、三塚さんとは国鉄では対決してやならぬが、港、釣りのことをやつたら、私はあなたを全国に宣伝しますよ。国鉄では対決して悪口を言うけれども、これはひとつお願いします。

おだてた後でしかつてはいかぬけれども、次は悪いことです。五十七年度決算の補助金についての会計検査院の検査、ちよつと古いけれども、これを見ると、補助金の不当事項の件数は、厚生省が二十六件、農林省十八件、通産省十七件、運輸省は割合に少なくて三件、労働省十三件、建設省十八件その他、合計百十一件。補助金というのは、僕も決算委員長をやつておつただけけれども、悪の温床になつておる。会計検査院における摘出の温床になつておる。例えば、今四月だけけれども、三月三十一日に竣工をしておらぬものを竣工したと公文書を偽造して、県知事や市長や村長が補助金をもらつて、出納官吏が横に置いておいて、実際に工事が竣工したら金を払う。こういうやり方は公文書偽造だと言つてこの前私は徹底的に追撃をしたのですが、とにかく補助金というものは問題があり過ぎるわけなんです。

きょうは運輸省の問題なんです、五十七年度で、札幌市の地下鉄用地五千七百七十五平米、取得費用一億三千九百七十九万円、国の補助として四十九年度から五十六年度までに四千五百五十二万円。しかし、地下鉄用地として使用されているのは、駅出入口部の四十九平米のみで、残りの用地は、同市のバスターミナルとして使用されておる、この土地の取得費は、地下に線路があるため、支払わなければならない対価などを差し引いても、五千九百八十六万円が補助の対象にはならないもので、国の補助金千七百七十七万円は交付する必要がなかつた。なお、この補助金については、返還の処置が執られた。」

こういうことがあつたにかかわらず、五十九年にまた同じことがあつたのです。「地下鉄建設の補助金の算定が不適切」ということで、「運輸省は、東京都ほか五市が四十一年度から五十八年度までに施行した地下鉄の新線建設工事に対し四十二年以降五十九年度までに国庫補助金三千七百三十二億四千六百六十六万円を交付している。」「この補助金は、工事の施行や用地等の取得のために要した費用から用地の売却収入等を控除した額に所定の率を乗じた額を限度とし、十年間に分割して交付。」「検査院が調べたところ、「工事の終了後も売却せず、学校用地、都市計画街路の拡幅用地等として使用する予定で更地のまま保有していたり、既に道路、バスターミナル、厚生施設等地下鉄事業以外の目的に使用したりしている土地が、合計百四十一箇所、八万六千九百九十九平方メートル取得費相当額五十二億三千三百万円。」「計算すると、補助金十六億四千二百万円を削減できる。」「本院の指摘に基づいて、運輸省では、六十年十一月に運用方針の取扱指針を定めるなど必要な処置を講じた。」「こう書いてある。

五十七年にこういう問題が起きたら、運輸省や会計検査院は、私が見てもこういうことは何も札幌だけじゃなからう、方々でも同じ、空港でも同じだろう、あそこでも同じだろう、この種の問題が存在することがわかつたら二度と再びこういうことが起こらぬようにやれやうなものだと思ふが、一年足らずして、今度は東京都ほか五市がそれが見つかつてしまつたとは、どういふことをやつておるのか。

まず会計検査院に聞きたいのだが、五十七年にこういうことが起こつたときに、会計検査院としても、ここが悪いと言つただけでなくして、あつちもこつちもどうだということを政府に勧告しているのかね。

○田村会計検査院説明員 五十七年度の検査におきまして札幌市がございましたので、同一事態につきましては他の事業主体についても調査いたしました、札幌市と同じような事態はほかにござ



○横山委員 運輸省はどうですか。

○服部政府委員　お答え申し上げます。

ところで、先生最前から御指摘の、今回の五十

○横山委員　それでどうしたの。六十年十一月に

○横山委員　それでどうしたの。六十年十一月に運用方針の取扱指針を定めたというのだが、何を決めたの。

○服部政府委員　今回の会計検査院の御指摘の趣旨は、貴重な補助金の一層の効率化を図るために、今までの運輸省のやり方というものを改善したらよからうということでございますので、その御指

○横山委員 大臣にはこの間随分嫌なことを言い

ましたけれども、この間言つたように、運輸省の内部監査の状況についてまた御説明に来てもらいました。そして、どういふことを内部監査で指摘したかといつて聞きましたら、結局、判こを押していないとか、帳簿がそろつておらぬとか、そういうものが山ほどとは言わぬけれどもあるんですね。

〔山下委員長退席、中西（啓）委員長代理  
着席〕  
かかる会計検査院が指摘するようなことは内部監  
査では摘出できないのです。本人たちの言い分  
は、それは口でこそ言わぬけれども、人数がよそ  
の官庁に比べて少ないとか、大体私のとこころのや  
り方というのはこういうやり方ですとか、そうい  
うことを言っておるわけです。

ところが、歴年の会計検査院の運輸省に対する指摘は、ふえこそすれ減っておらぬのです。そして、指摘事項を見ますと随分問題があります。会計検査院の検査とそれから運輸省の内部監査との脈

絡、一貫性がちつともない。六十人ばかりで内部監査をやっておられるそうだけれども、実質やっっておるのは十人内外だろうと思う。しかし、各局、各出先機関で内部監査のシステムはあるので、すから、よその省のように、内部監査を会計検査院の指摘を受けるまでもなくもうちょつときちんとやっってもらわなければだめじゃないか。

三塚さん、張り切って前向きにいろいろやって  
おられるようですが、足元が少し——何か事

○三塚國務大臣 後ほど官房長からその具体的な

方法なども説明をいたさず、先般松山先生から御指摘を受けましたことを受けて、事務次官を中心に、チェック機能をきちんとするようというところで体制をとらせていただいたところであります。

今般羅地域交通局長から言われましたとおり、特に地下鉄の助成措置というのは、農林、建設と違ひまして、農林、建設は、全体事業費の五〇％の補助であれば五〇％というふうに、一千万であれば工事をやる場合には五百万を補助するということでストレートに決まるわけでございますが、地下鉄は、御案内のとおりスタートいたしましたので、開業時からの運営費補助ということで、すべての適正な補助単価、補助費、工事費総額を積み上げてまいりました、そのうちの七〇％を十年

て書庫財成をしてまいるといふが、近の財庫指置をとつておるといふことであります。港湾、運輸、空港等についても、担当局長に私もじかにいろいろと質問をし、ただしましたが、他の役所もきちつとやられておるわけですが、運輸省もそういう点で極めて神経質なほど実はそれをやられておるといふ実感は受けたわけであります。ただ、会計検査院からさような指摘を受けると

いうことはやはり問題である。受けませんようにそれはきちつとやられてしかるべきだな、こういうことで氣を引き締めて、やる体制をつくらせていただいたところでありまして、実効は上がつてまいらぬと思うし、先生の御指摘に十二分にこたえられるというふうには思っておりますが、官房長から補足の具体的な説明をさせていただきま

○永光政府委員　お答えいたします。

先生御指摘のように、会計検査院から毎年何件かの指摘があること、非常に遺憾に思っております。そういう注意事項、不祥事項のないように努めておるところでございますが、今後とも、原

今先生がおつしやいました内部監査の問題でございまして、これは三つある、三つの意見と同一

それはそれなりに会計関係の職員に対する基本

それはそれなりに会計関係の職員に対する基本的な事項を徹底させるという意味で意義はあると私は思うのでございませうけれども、確かに、実際に会計検査の仕事などという関係になるかという具体的な問題につきましても一遍考えてみなければならぬ、こういうことでございまして、一つはやはり会計監査自体の充実に努める、あるいは職員の研多と、つづいて一般のそう、補助金

に、職員の名簿をいかにして一般の社会に公開したか、監査業務について行方、それから、先ほど申しました港灣あるいは地下鉄その他補助金の適正化関係の原局の業務と十分に連携をいたしまして、監査に参りますときには、内部監査の場合にそういう補助金の監査とタイアップをいたしまして徹底をいたしたい、こういうようないろいろ具体的な考え方によりまして、従来行っておりました内部

監査、いわゆる内部指導に重点を置きましたやり方を変えてもう少し実効のあるものにいたしました、こういうふうに考えておりますので、もうしばらく内部で検討させていただきたいと思っております。

○横山委員 最近、フィリピンのマルコス汚職に、関連いたしまして、国会でも調査特別委員会を設け置いて、フィリピンのみならず海外のすべてにわたって経済援助、技術援助等についての調査が行われるという展望が明らかになってまいりました。無償援助は八四年度では実績で七百十九億、もっとも債務救済、協力を除いた数字であります。が、直接借款も八四年度で五千七百九億。国民の

血税あるいは預金が海外経済援助に大量に使われている。図らずもマルコス汚職の問題から、一体どうあればいいか。経済大国としての日本は今後とも海外経済援助はしなければならず、しかしどぶへつぎ込むようなやり方では困るではないかというの、まさに今や天の声、地の声、人の声になっておる。

今まで外務省としては、よその国へ金を貸し、技術援助をして、そのよその家の中へ土足で入り込んで、どうなっておる、こうなっておるといつて調べるわけにはいかぬではないかという態度で終始してきたのですが、もはや今日の状況としてはそれは許されない状況だと私は思います。日本側として海外経済援助に新たな努力をするという以上は、少なくとも今日よりも百尺竿頭一歩を進めて、外務省もそれから検査院もあるいはまた総務庁行政監察局等も、今後の経済援助について、今までのようなあり方ではだめだと私は思います。会計検査院の様子を聞いてみますと、三年に一遍ぐらいたつと通ることができるといふかという程度です。行政管理局の話も聞いてみますと、これまた技術援助についてはいろいろと日本側の役所の欠陥は言うたけれども、本当に効果的な経済援助に金が使われているかどうかについては、なかなか今の状況としては私もどうもと言っておる。それでは国民を納得させるわけにはいかぬと私は思うのであります。

今後の国会の審議並びに与野党の話し合いになると思いますが、少なくとも政府側として国民のそういうような期待といいますが、もっとしっかりと効率的な経済援助ができるようにやれといいますが、そういう期待にこたえるためには、相手国に対してはやはりそのような注文をし、そして念査をする、国内の企業に押しつけても外務省は随分細かいところまで首を突っ込んでいっているのですから、やってやれないことはないと思ひます。まず、どなたから聞いたらいいいでしょうかね、江崎さんから総括的な御意見を伺いたい。

○江崎國務大臣 これは総務庁長官の立場で、行政監察をしたかどうか、こういう点についてお答えをしたいと思います。

今度のフィリピンの問題、新聞等で私も拝見しながら、こんなことが公然と行われておるとしたら本当に重大な問題だ、仰せのとおり国民の税金でございまして、これはフィリピン側にとっても、仮にリベートが実際に行われたとしても、それは無償でない限り借入金で残るのですからね。ですから、その分は二十年、三十年長期のものであっても返す金額に入ってくるわけですから、フィリピン自体にとつてもこれは大変な大問題である。ましてや、それを無償、ないし有償で利子をつけて借入金をしておる、こういう形にして、この利子はごく微々たるものですね、そんなことを考へてみるにつけても、これは日本の為めが踏みにじられることになるから私も大変重要に受けとめております。

この評価に關しまして、昭和五十五年十一月の対外経済協力審議会の答申、それから五十七年七月の臨時行政調査会の答申等においても、評価体制の整備、評価方法の改善、これがはつきり指摘され、所管省庁においては評価委員会を設置するなどして、この援助額の評価の充実を図るといふことが言われております。そのように対応をしておるわけでございます。したがって、フィリピンの援助につきましましては、とりあえず外務、通産、大蔵、経企等々四省庁にわたりますが、この四省庁がまず自主努力で、そういう不正、不公平、また国民から見ても納得のいかない事態がどうなっているか、これは十分責任をもつて調べるべきである、こういうふうな認識をしております。

そこで、行政監察は、御存じのように警察とか警察とは違ひまして、事務対応が適切に行われておるか、またこの評価について過去の審議会の答申とか臨時行政調査会の答申等のように的確に行われておるか、この四省庁の取り調べなどの成り行きを見守りまして、それが不適当であるとすれば監査に出る、とりあえずはまず四省庁間の

自主努力にまつ、こういうことで、非常に重要視して、その成り行きを目下注目しておるところでございます。

○横山委員 外務省、お見えになってますね。外務省は今まで、相手国の座敷の中へ足を突っ込むわけにはいかぬから、向こう様の問題で、内政干渉になるからいかぬと云つておつたのだけれども、それでは済まなくなつたと思ひますが、借款の場合、技術協力の場合、その念査の方法、効率的な運用の問題、竣工後の検査の問題等について、相手国との協議をこれからどうなさるおつもりですか。

○太田説明員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のように、我が国が経済協力を推進し、これを一層拡充していく上で、我が国の行います援助が効果的、効率的に使われることを確保するということは絶対に必要な条件であるといふふうに考へておりました。これまでもいろいろな形で援助の効果的、効率的な実施を確保する措置をとつてまいりました。

そのうちの一つが評価活動といふことでございまして、これは年間の評価計画というのを立てまして、実際に我が国が行いました経済協力が所期の目的を達しているかどうか、効果的、効率的に使われているかどうかといふことで行つておりまして、最近では、フィリピンも含めまして、年間で大体百件ぐらいの評価を実施しております。これは外務省が派遣するミッション、それから在外公館が行う使節団、それから経済協力基金ないし国際協力事業団がミッションを派遣して行う評価、それから、有識者等第三者にお願いして被援助国に行つていただきまして行う評価、いろいろございしますが、今後ともこの評価活動を一層充実させる必要があるといふふうに考へております。

特に、本年度につきましては、フィリピンに対する評価活動、これを重点的な評価対象と考へておりまして、具体的には、エネルギー工業分野、運輸通信分野、農業分野及び社会福祉の四つの分

野につきまして、外部の有識者を団長とする調査団をフィリピンに派遣いたしました。現地に於ける評価の調査を実施する予定でございます。

○横山委員 その評価結果については何か公表されておりますか。

○太田説明員 個々の評価は、先ほど申しましたように年間百件ぐらいを取り上げておりますけれども、それを全体でまとめまして、評価報告書といふことでこれまで三冊公表いたしております。近々第四冊目の評価報告書、これが公表される予定になっております。(横山委員)後で全部私にくださいと呼ぶ)はい、お届けいたします。

○横山委員 会計検査院は、先ほど御紹介したように、三年に一回ぐらいたつと回つてくる程度で、在外公館員と会つて現地を見ればよいところだといふようなお話でございました。しかし、それではこれだけの膨大な経済援助や技術援助に対する国民の血税の使途が十分検査されたとは言えないと思ひますが、会計検査院としては今後これらの問題についてどう対処されるつもりですか。

○足田会計検査院説明員 お答え申し上げます。

私も会計検査院といたしましては、会計検査担当機関としての専門的立場から、援助が所期の目的どおりに適正かつ有効に実施されているかどうか、こういった点につきまして、検査手法の開発に努めることにやりました。海外援助実施省庁に対しまして国内での検査の充実を図りますとともに、援助の効果が発現しているかどうか、このようない観点から、旅費予算の増額に努めまして、援助先諸国の事業実施現場にも赴きまして、事業が計画どおり実施されているか、あるいは完成した施設等が有効に活用されているか、このような点についても十分調査を行いたい所存でございます。(横山委員)行いたいと言つたつて、銭はあるのですかと呼ぶ)その点につきましては、関係当局とも折衝いたしまして極力努力をしてまいりたいと存じております。

○横山委員 江崎臨時大臣、会計検査院の銭というものは、先年国会で会計検査院を審査する検査



官をつくらなければいかぬという問題が発生してから、会計検査院の銭の使い方は非常に厳しくなったのです。ですから、今あいつの体裁のいいことを言っておられるけれども、海外で調査するなんというものは現状ではできないのです。ですから、会計検査院の海外調査が十分できるようにはお骨折りを願いたいと思いますが、いかがですか。

○江崎国務大臣 これは、私も今にわかに判断できませんが、会計検査院の権限が、国外に出てその検査ができるのかどうか、それは私もちょっと研究をしてみたいと思います。

とりあえずは、外務、通産、大蔵、経企、この四省庁が直接関連し、しかもその調整役は経企庁ですが、主務官庁としては、提供が具体的であれば通産省なんかも多いわけでしょうね、それから建設関係もありましょう。ですから、そういう各省庁にまたがる自主努力というものは、大臣もおりますし、当然今仰せの線に従って十分調査をする、そして、その上で会計検査院が、その検査が妥当であるのか、なまぬるいのかげんなんものであるのか、これはやってもらわなければいけませんね。が、果たして、海外に出てそういうまあ借款ですわね、それに手を突っ込んでいくことができるかどうか、ちょっとにわか質問で、私つまびらかにいたしません、追ってこのことは後から補足してお答えを申し上げたいと思います。また、関係者でわかつておれば答えていただきます。

○横山委員 最後に外務省に聞きたいのですが、今江崎さんがおっしゃる通りに、だれしもよその座敷へ足を突っ込んでいかという問題が残るわけですが、しかし今後、国民的期待にこたえるためには、外務省が借款協定なり技術援助協定なりを締結する際に、日本国民が承知しない、マルコス疑惑が非常に悪影響を及ぼしたということで、竣工検査なり評価なり、あるいはその評価の方法なり現地における調査、これらを協定なり何かの中へ一条項入れるべきだと思いますが、外務省、

どうお考えですか。

○太田説明員 お答えいたします。

我が国の援助が適正に、かつ効果的、効率的に使われることを確保するというのは、これからの引き続き援助を実施し、これを拡充していく上で不可欠の条件というふうに言えると思います。先ほども御説明いたしましたように、今までも種々の措置をその観点からとってきた次第でございますけれども、現在、今までのやり方についての検討というのをいたしております、もし改善すべき点があれば改善をすべきであると考えております。

なお、先ほど申しました評価でございますが、これは特に重要でございます、ただいま外務大臣のもとにODA研究会というのが昨年の四月から設けられておりますけれども、そのもとで、特に評価活動につきまして経済援助評価検討部会というものがこのたび発足することになりまして、その部会におきまして、これからの評価活動がどうあるべきかということをお諮りに御検討いただくことになっております。

なお、先生の御指摘の点に関連いたしまして一つ申し上げます、先ほど申しましたように、本年度は評価につきましてフィリピンを重点的にすると申しましたけれども、さらにその効果を上げるべく、我が方から評価使節団がフィリピンに参りましていろいろな評価をいたす際に、フィリピン側の関係者にも我が方の評価活動に参加してもらいたいというのを既にフィリピン側に申し入れておりました、フィリピン側から、原則としてそれで結構であるという感触を得ておりますので、フィリピン側の協力も得てフィリピンにおける我が国の経済協力についての評価活動を実施していきたいと考えております。

○横山委員 質問を終わります。  
○中西(啓)委員長代理 小川(仁)君。  
〔中西(啓)委員長代理退席、中村(正三郎)委員長代理着席〕

○小川(仁)委員 まず最初に、いわゆる一括法というもののあり方について大臣の見解をただして

みたいと思うのです。

こちらの方にも補助金の一括法がございますが、内閣委員会の方にも地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案というのが出ております。これを調査をいたしてみますら、補助金と内閣委員会の方とダブっているのが六本ございまして、それから老人保健法の改正案と補助金あるいは内閣委員会の方のダブりも一本。それから個別に、消防法、こういうようなものに対する法律案が二本あります。

このように幾つもの法律案がそっちこっちに分離して出されたり、あるいは当然一つの委員会決定されるべきものが分割して出されたり、こういうことは私は非常に問題じゃないかと思っております。去年も内閣委員会が社会党は撤回要求をいたしましたけれども、こういった審議の仕方、これは一つは、国会の常任委員会の審議を軽視している、こういう形になると思います。一つの補助金なら補助金が減額されるということは、その法律を含めて一つの行政執行上の他の関連部分が大変あり、各委員会にしても当然審議をしなければならぬ、こういう状況があると思っております。政府が余りにも便宜的に扱い過ぎる、こういう感じがいたしますので、こういう法律の出し方自体についての御見解をお伺いしたいと思います。

○江崎国務大臣 御指摘の点は、はつきりお答えしなければならぬ点だと私も思います。一括法につきましては、昨年七月の行革審の答申に沿って、機関委任事務の問題は、地方の自主性、自律性を強化する措置を内容とするものであり、具体的には、機関委任事務の廃止、団体事務あるいは町村への委譲、国の認可権の知事への委譲、こういったものです。それから老人保健法の問題については、これは名称はともかくとして、内容は、法案としてその趣旨に全く相伴ったものであるというふうに承知をいたしております。

そこで、よく、日本は法律が多過ぎる、何でも法律で、法律の数が多かったり、またその法律が明治以来のものであったりというようなこと

もありまして、改正の趣旨、目的が地方の自主性とか自律性とかそういう統一性のあるもの、こういったものはなるべく一本化した方が御審議をいただくのにも合理的であり、またその方が妥当ではないかという善意に立つわけで、これも行革審の答申を尊重しながら一本一本やらなければ、まだほかにもございまして、民活の法律も一括法案ですね。ですから、御指摘の点は私、重要に考えますが、そういう合理化の意味でありまして、決して国会の審議を妨げたり、あるいは軽視したりというような華に出るものではありませんので、そのあたりは御了承を願いたいと思います。

〔中村(正三郎)委員長代理退席、中西(啓)委員長代理着席〕  
○小川(仁)委員 そうおっしゃいますけれども、具体的に申し上げますが、例えば老人福祉法、これは補助金の一括法にも部分的に財源問題が入っております。それから老人保健法の一部改正という形で社会労働委員会の方にも入っております。それから事務整理合理化法案の方にも入っております。何か一つの法案、例えば事務整理合理化法案の問題でいけば、中身にすれば執行機関の変更、これだけのことであるかもしれませんが、しかし、一つの法案がなぜこう三カ所に提案されなければならないか。一カ所でないじゃないですか。

例えば老人保健法等の一部改正という法律があったら、そこへ補助金一括法に係る分を入れる、あるいは内閣委員会に係る整理及び合理化に関する法案に係る、ほんの少しの部分という説明であります。それが、それも入る、そうして社労委員会なり社労委員会が討議する、こういうことの方がむしろ能率的でもあり、総合的でもあり、また審議も十分尽くせる、こういう感じがするのです。私は、どうしても一括法というのを承知できない感じがするのです。

内閣委員会には十一省庁、四十三法律、六十一

事項かかります。内閣委員会でもやれと言われればやりますけれども、実際問題としては総務庁だつてお困りになる、結局は各省庁を呼んで審議をしなければならぬ、こういう格好になります。

私は、確かにいろいろな面で今法律を整理されているということ自体を理解しないわけではなくて、整理するものは整理してもいいが、まとめた一括という便宜的なやり方というものをぜひ今回を最後にお考え直しを願いたい、こういうことを含めてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○江崎國務大臣 御意見まことにござつともな点もあると思いますが、法律案に盛り込まれた性格が共通の性格を有し、その趣旨、目的が一つであり、一体をなしてある、こういう場合には一本の法案とすることは従来もしばしば行われた、これは御存じのとおりでございます。

一本の法律にすることは、立法の趣旨を明らかにする上でも、また、その立法趣旨に基づいてとられておる措置を総合的に、例えば補助金の問題など判断をしていただく上において適切であると考へたこと、それからまた、一括して御審議をお願いすることは全体を通覧した総合的な審議を可能にするものであつて、国会の審議を制約しようとか、そういう意図に発するものでももちろんございせん。

補助金の特例法案においても、財政状況及び果次にわたる臨調答申に基づいていわけゆる一括切り下げというものをまた延長したというようなことで、そのこと自体においては一体的なものですから一括した、こういうわけでございます。

もし、私の答弁で不備があれば、事務当局から補足をいたさせます。

○保田政府委員 幾つかの法案をまとめて国会の御審議をいただくということについての基本的な考へ方、並びに今回補助金の一括法につきまして一本にまとめた際の考へ方につきまして、先ほど江崎大臣から御答弁したとおりでございます。

一方で、御指摘のとおり老人福祉施設でござい

ますとか保育所等の施設に係るいろいろな措置がまとめられて、また別途の委員会に提出をされておる。これはどういう措置であるかと申しますと、従来これらの入所措置等々といったものは、国による地方公共団体への機関委任事務という性格づけをいたしております。入所の基準でございますとか、施設あるいは定員の配置といったようなことにつきまして、国が非常に大きな規制を加えておたわけでございますが、これらの事務の性格につきまして実態に即した見直しを行ったわけでございます。

その結果、これらの事務を地方公共団体のみずからの団体委任事務ということに性格づけを要する。それに伴ひまして入所の基準でございますとか、あるいは先ほど申し上げました施設の基準、あるいは人の配置の基準等について国による規制を大幅に緩和するという改正を行うことにいたしましたわけでございます。

この事務事業の見直しということにつきまして、昨年七月行革審の答申もございまして、地方の自主性あるいは自律性の強化といった観点から広範な政策提言をいただいております。また行革審の指摘事項を一括して措置する総務庁が提出をいたしております機関委任事務整理法案というもののにまとめて御提出をさせていただいた、こういうことでございます。

それから老人保健法とダブつておるのではないかと御指摘がございました。老人保健法につきましましては、老人の医療について一部負担を求め、あるいは老人医療の将来の財政問題が非常に不安であるということから、サラリーマンのグループによる財政援助の措置を強化するといった観点から別途の法案として提出をさせていただいておる、こういうことでございます。一つの法案について幾つかの委員会に係る法案として分けて提出した前例もございまして、その点は御了承をいただきたい、御理解をいただきたいというふ

うに考えております。

○小川(七)委員 お二人からお話を聞きましたけれども、やはりどうしてもなじまないという感じがいたすわけでございます。今回は提案になりましたから審議には入りますけれども、さっきの老人保健法の話じゃないけれども、三つの委員会に係るというふうなやり方というのは極めて非能率的であります。そしてまた、お話を、今回は、例えば内閣委員会の方は整理合理化で統一したというけれども、去年は地代家賃統制令などという整理合理化とは何の縁もゆかりもないものを紛れ込ませたりする、こういうこともありますだけに、このことについては、今後こういう法案の提出の仕方についてぜひ御配慮、お考えおきを願つて、むだな審議をしないような形をお願いしたい、このように要望しておきます。

続いて、私昨年この委員会でも御質問申し上げましたし、また盛岡の公聴会にも参りました。したがって、今回質問に入る前に、前回の公聴会に出席した方々にお電話でお聞きをしたりお会いしたりしたわけでありまして、もうどなたも口をそろえて、去年の約束は一年限りだった、それで背水の覚悟で予算に乗ってきたのに、またこれをと言われましてもうどうにもならぬ、こういう政府に対する不信感が口をついて出ておりました。知事、市町村が来るときは、いろいろとお願いをしなければならぬこともあつて、これから直接的な言い方をしないけれども、下へ行くと、各市町村あるいは団体のこういう非常に厳しい声がある、こういうことは、長官十分おわかりと思いますが、こういうものに対して一体どういうふうにして信頼を回復するかということについてのお考えがございまして、お願いしたいと思います。

○江崎國務大臣 六十年度における補助率の引き下げは一年間の暫定措置である、それをまた六十一年以降六十三年度まで延ばしたのは本当に困る、おっしゃる意味はよくわかりますが、これは御承知のように、今度の場合は補助率のあり方について、国と地方の間の機能分担、それから費用の分

担の見直しといった検討を行ひまして、そしてアタセメントをつけながら補助金の見直しを行った。これは、御承知のように国家財政も非常に苦しいところがございますし、地方も必ずしもいいとは思つておりません。いいとは思ひませんが、国に比較すればまだ余地があり、そしてまた地方公共団体として引き受けていただいた方が地元のために、また住民のために必ずしもというような配慮などをいたしまして、これは補助金問題検討会、それからまた閣僚会議、こういったものを随時開きまして、そしてその結果こういうことにしたわけでありま。

いわける今度の検討会の趣旨を踏まえて、我々は政策分野の特性に配慮しながら、社会保障を中心に事務事業の見直しを行ひながら補助率の総合的見直しを行った、こういうことでございます。

○小川(七)委員 皆さんの考へがさうであつたとしても、具体的に下では予算が減つておるわけですが、そういう不信感があるわけでありまして、例えば教材費で、私は岩手県、地元の小中学校でどの程度減つたかというのを幾つかの郡市で調査をしてまいりました。

それで最初に、文部省おいでになつておるわけですが、去年のこの措置によつて教材費は全国的にどの程度総額で減つておるか、わかつたらお示し願ひたい。

○意見説明員 お答えいたします。

昨年の十一月十五日現在で昭和五十九年度と六十年度とを比較したものをとっております。全国ベースでございますが、五十九年度が三百十七億、六十年度が三百二十六億、全体的には三割の増、こういった状況でございます。

○小川(七)委員 全国的には大変いいように見えますが、十一月十五日現在ですから最終決算ではないと思ひます。岩手県のような貧乏な県に参りますとこれはちょっと様子が違ひまして、今申し上げてみますが、義務教育教材費配分額、これは稗貫という地区、花巻中心の地区でございまして、こはすべての学校が一九八四年度分の配分

と一九八五年度分の配分でマイナスになっております。それから、具体的に数字を申し上げてみますと、これは釜石の地区でございますが、例えば大槌小学校、学級がふえても金額が減っている、こういう状況です。大槌では二十一万四千円、吉里吉里中学校では五万円の減額になっておりますし、気仙郡の方へ参りますと、生田小学校で十二万七千円、矢作中で十八万四千四百円、横田中で十八万四千四百円というふうに教材費が具体的に減っているわけです。全国的な水準で、経済的に豊かな県とそれから経済的に非常に厳しい県、こういう格差が出てきているわけです。こういう格差について文部省はどのような指導あるいは対策を練っておられるか、お答え願いたいと思っております。

○逸見説明員 お答えいたします。

先ほどは全体のベースで申し上げましたが、例えば各県別に申し上げますと、前年度を上回っているところ、この県が……(小川(仁)委員「対策を聞いているのです」と呼ぶ)それで、ふえていくところと減っているところがあることは先生御指摘のとおりでございます。

減る事情でございますが、これにはさまざまなものがございます。例えば学級数が減る、児童生徒数が減る、学校数が減るといった状況がございます。それから、これまで教材をせつせと十分にやってきたから、今回は例えはほかの設備に予算を回すというふうなところもございまして、そういう状況でございますので、ある年度と次の年度を比較されて直ちに大幅に減っているからどうこうということではなくて、少し幅を持ってごらんいただきたいと思います。

私も、そういう形で大幅に減っておるところについては、適切な予算措置を講ずるよう都道府県を通じて強く指導しておるところでございますが、最終的にはある程度の幅を持って各都道府県、市町村の状況を見てまいらう、こういうふうな考え方でございまして、

○小川(仁)委員 そういふ御答弁が出ると思いましたが、例えば学級増になっても減っています

よ、学級増というのは児童生徒がふえていますから。これは具体的に言うの大槌小学校です。約六万円減っているのです。六万円という金額はここではほんの微々たる金額です。しかし、学校にしてみると非常に大きいのです。それからもう一つは、稗貫郡は学校全部がマイナスになっているのです。

今年度何か特別にこつちへ使おうとあるから回した、こういうふうにお話しなさるかもしれないけれども、教育というのは、去年教材費が多かったから少し少なくてもいいとか、そういうふうなものではなくて、毎年子供たちにかかるものなんです。ですから、文部省として、たしか去年は絶対心配ないようなお話があったような気がするのですけれども、特別の措置あるいは経済的に食いついてくる特段の措置といったようなものをお考えできる余地があるのですか、これは両方からお聞きしたいと思います。

○逸見説明員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、六十年度の予算措置が極めて低いところにつきましては、各都道府県を通じて個別に強く指導しておりますところでございますので、いましばらく、例えば三年、五年という期間で一体どうなっているかといった状況をまず見守りたいと思っております。特別の措置をまず見守りたいと思っております。その他の措置を講ずるつもりはございません。

○保田政府委員 義務教育諸学校の教材費の問題

につきましては、ただいま文部省当局から御説明をいたしましたとおりでございますが、いづれにいたしましても、この義務教育国庫負担金の対象から外しました初年度でございます。これに對しましては、自治省の指導によりまして地方交付税の増額措置もとられておることでもございますので、文部省当局の指導あるいは自治省当局の助言といったようなことに期待をさせていただいております。

○小川(仁)委員 初年度に減るから非常に大きな問題だと思ふのです。初年度に減って二年度が増

額するという保証は、私は同じような措置をとつたらあり得ないと思ふ。

今教育界に御承知のようないじめとか非行とかという問題があります。そういう中で、子供たちに対する文部省を含めた政府の対応というものは、予算をけちるという格好ではならないと思うのです。特に教材費というのは子供に對して影響するところが非常に大きい。私は、同じ状況にある文部省の中の旅費の問題にきょうはあえて触れてないのです。そちらは運営上の問題として何とかなるからと思ふのですが、やはり教材費は非常に大きな問題だと思ふ。子供に對して過保護になることもいけませんけれども、今までやってきたような教材が、たった五万円であつてもことは減つたという状況でやるというところは、わずかの不便かもしれませんが非常に大きな問題だと思ふのです。

私は、政府の予算執行がいじめや非行につながるというなんという短絡的な思考はいたしませんけれども、こういう状態であるだけに、幾らかずつでも教材費その他が減っていくということは、子供に對する直接的な政府の責任みたいなものが問われる時期ではないか、こういう立場なので、今の問題について大臣のお考えを一言お願いしたいと思ふ。

○江崎國務大臣 補助金がカットされるということとは確かに地方にとつては大変な痛手だ、よくわかります。

ただ、国家の財政事情も御承知のとおりでございますし、国と地方の行政上の分担を明確にして地方にも責任を持ってもらおう、こういうことで今回の延期措置が検討部会においても結論づけられたわけでございます。その中には県知事あるいは市町村長の代表といった人たちが入った上で十分御検討いただいたわけでございまして、特に地方の権限強化という点にも配慮しながらやっておるわけでございます。

まことに御趣旨に沿う答弁にはなりません、地方は地方としての自主性を持って問題解決に努

力をしていただく、国は国としてまた果たすべき役割を困難な財政事情の中でも精いっぱい行つていこう、こういう考え方に立つて行つたところでございます。

○小川(仁)委員 今の考え方と直接未来を担うであろう子供たちに対する政府の対策というものは、少しずれがありました。これは臨教審の中でも討議されている問題でありますけれども、教育というのはある意味では非常に大きな投資でございます。一人前になるまでに一人一人にかかる費用というものについては、親も国も地方自治体も心して行わなければならないことだと思ふのです。十分御理解をいただきたいと思ふ。

しかし、そう言つて補助金を減らしながら、一方では補助金が増えようと思ふところもあるのです。去年もこの委員会でも申し上げましたが、例えば防衛庁の中に社団法人隊友会というのがございまして、何でもなんにふえているかわからぬけれども、毎年補助金が増加しているわけでございまして、これは五十八年度と五十九年度で三千三百万円、五十九年度と六十年年度で九千五百万円、六十年年度と六十一年度で二千四百万円も増加しているわけでございます。

一方で子供たちの教育費を減らしながら、一方でこういう法人に對する予算を増加している、これはどういふわけでございましょうか。なぜこんなふうに社団法人の隊友会の補助金がふえていられるのか、理由をお聞かせ願いたい。

○友藤政府委員 お答えをいたします。

御案内のとおり、現在隊友会に退職自衛官の再就職対策のための補助金を交付いたしております。実はこれは五十四年から実施をいたしておりますけれども、この再就職の事業を行います組織、これは隊友会そのものの中に別に援護本部という組織をつくつていただきました。そちらの事業に對して補助をいたしておるわけでございまして、何せ新規の事業でございまして、人員、組織等を毎年財政状況の許す範囲で少しづつ現在まで拡充をいたしておつた関係でございまして、現

在七支部ございますけれども、当初は二支部だけというところから発足をいたしました関係で、支部増に伴いまして各支部に配置する人員が充足されてまいりますので、事業の全体の姿ができていかなかったという途中の経過で補助金の金額が逐年上がっておるといふ実情でございます。

自衛官は早く現職を退職いたしますので、何とかしかりした再就職先を見つけていただくことが自衛官の士気にも大きく影響を及ぼしますし、自衛隊の隊務遂行のためにもぜひ必要なことであるということで、私どもとしては力を入れてまいりましたものでございますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○小川(仁)委員 何か隊員の業務をやっている個人個人にお金を支払っているというふう聞いておりました、各地区で業務をやっている人にとどの程度のお金を支給しているのですか。

○友藤政府委員 お答えをいたします。

援護本部で行っております再就職援護事務でございますが、これは専任の職員を配置いたしておりますので、それぞれそこにおります職員には、国家公務員の類いの職務に従事する者に大体準じた給与を支給いたしております。そういうことで、給与、人件費としての内容が大きいものでございます。

○小川(仁)委員 私が聞いているのは、各市町村で業務を担当している人に、個人にどれくらい支給しているのかということを知りたいのです。

○友藤政府委員 お答えをいたします。

退職自衛官の再就職対策に関して隊友会に出しております補助金は、各県の方あるいは民間の方、直接かかわりのない方に交付しておることではございませんで、七支部におる職員あるいはその本部の職員だけを対象といたしております。

先生お尋ねの件は、あるいは予備自衛官の委託業務のことではなからうかと思えますけれども、予備自衛官の委託業務につきましては、隊友会のそれぞれの県の支部にその委託事務に係るものを

委託費として支払っておる、こういう状況でございます。

○小川(仁)委員 両方兼ねておやりになっているのが大体各市町村の方なんです。通信料とか電話料とかという形で個人にお金が行っているようでありまして、これが間違いであれば間違いと言っていたいたしてもいいのです。

そして同時に、この隊友会というのは、実は、再就職と言われども、予備自衛官に登録している以外の旧自衛隊員を管理し、所在を明らかにし、そして今何をしているかという状況を押さえて、何かあったときにはいつでも連絡ができる、招集はどういうことにはならぬと思えますが、そういう形で管理している組織、こういうふうな隊友会に入っている重立った方々が認識しているようでありまして、そういう認識でこれを指導しておられるのですか。

○友藤政府委員 お答えをいたします。

予備自衛官の管理業務は先ほど来お答えしております退職予備自衛官の援護業務と若干異なるわけでございますが、予備自衛官の管理業務につきましては、現在は地方連絡部が本来の仕事ということで全般の管理をいたしておるわけでございますけれども、御案内のとおり予備自衛官と申しますのは非常勤の職員でございます。日常は一般社会人としてそれぞれの業務に従事をしておりまして、年一回の訓練出勤以外は自衛隊と接する機会がほとんどないわけでございますので、この管理がなかなか難しいわけでございます。

これを管理いたします地方連絡部の現体制では人員が必ずしも十分でございせんこと、元自衛官で組織しております社団法人隊友会に予備自衛官管理事務の一部をお願いしておるということとございまして、管理事務の全部をお願いしているわけではございませんで、そのごく一部をお願いして、隊友会が直接予備自衛官と面接をいたしまして、現在の状況あるいは手当支給の状況等について管理をしておるということとでございます。

○小川(仁)委員 そういうのに時間をとってはいけませんから、また改めて内閣委員会で御質問申し上げることにいたします。

問題は、こういうふうな一方で補助金が減らされるが、一方でふえているということなんです。防衛庁関係を見ますというのと、どの補助金も防衛庁関係はふえています。防衛庁の補助金をいろいろ見ているうちに、実は昨日の本会議で加藤防衛庁長官は、三宅島に飛行場を設置するというこの中で、一番迷惑をかけることが少ない地域だという表現をなさいました。迷惑というのはいさかかれば許されるということにはならないと思えますので、一体この自衛隊の迷惑料といいますが、そういうものを含めた補助金がいっぱいありますが、迷惑というものは、一人一人が迷惑をこうむっているのです。その一人一人には全然迷惑料は支払われないで、やられてるのを見るのと、農協とか市町村、こういうかかわりになって

調べてみましたら、お米のみの乾燥施設、これが迷惑料で市町村に出ているのですが、お米のみの乾燥施設をつくるとその地域の個人個人の迷惑が幾らかでも償われると思つてこんな補助金を出しているのですか、防衛施設庁さん。

○宇都政府委員 お答えをいたします。

先生お尋ねの事業につきましては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づきます民生安定助成事業の一環でございまして、この民生安定助成事業は、防衛施設の設置、運用によりまして周辺地域の住民の生活が阻害されることを認められた場合に、地方公共団体がその障害の緩和に資する施設を設置しようとする場合に補助するものでございまして、ただいまお挙げになりました農業用施設について申しますと、防衛施設の設置、運用により、演習場内の野草とかあるいは家畜等の飼料の採取の……(小川(仁)委員)私が聞いているのは、もみの乾燥施設がどう関係するかと聞いていると……そういう農業経営上に生じた障害を緩和するためにいろいろの農業用施設事業

をやっておりますが、その農業用施設事業の中の一つの事業としても乾燥施設というののござい

ます。

○小川(仁)委員 私はさっきから言っているように、農民は確かに個人個人、迷惑を受けています。しかし、一定地域の中には農民だけ所在しているということもないのです。今の農民人口をこらんなさい。人口比率でいって専業農民、何人いますか。

それで、あなた方のいわゆる法律第八条、政令第十二条による施設を見ますと、民生安定といいますが、市町村庁舎とか消防庁舎とかこういったような建物あるいはコミュニティーセンター、こういった建物をおつくりになるけれども、それでその地域の住民が、迷惑をこうむつたものに幾らかでも補償されたという印象をお持ちになるだろうかといったら、全然そんな感じはしないのです。夜間の発着陸で夜も眠れないやつが、もみの乾燥施設をつくつてもうたつたて全然ありがたい補助金だなどと思つていないのです。

そこで、こういう補助金を要求するときにどういう観点で要求書を出しになるのか、それから大蔵省として、こういうむだみたいな補助金をどういう立場で査定なさるのか、この二つをお聞きしたいと思います。

○宇都政府委員 お答えをいたします。

ただいま農業用施設につきましては民生安定助成事業の御説明を申し上げましたが、民生安定助成事業は、防衛施設の周辺地域に生ずる障害の防止のために各種の事業を実施しております。例えば庁舎のお話もございましたが、これは騒音防止対策事業の一環として実施しております。市民の方々が集会をする場合に、その航空機等の騒音が防止されるような集会施設を設置するというところでございまして、

そのようにいろいろの事業がございまして、それぞれの事業につきましてその障害の実態を把握しまして、周辺市町村がその障害を受けている住

ういう形を通して、どいう項目の中で出される

いうことなんです。  
また前に戻りますけれども、この一括法という

の自治大臣としてのこの法案に対する御感想をお聞きをして、次に入りたいと思います。

○小沢国務大臣 地方制度調査会また財政の審議会等の意見につきましては、私どももかねてより

あり、国の財政負担を地方公共団体に転嫁するようなことが行われてはならない。」これが一つあるわけですね。それからもう一つ、「国庫補助負担率の在り方」のところで、「国庫負担事業に係



る国庫負担率は、対象事務事業に係る国と地方の責任の度合いに応じて決められるべきものであり(例えば、生活保護費のごとく法令に基づき全国一律の基準によって実施されるべき事務事業に対するものについては、国が高率の負担をする等)、国の財政上の都合によって一律に国庫負担率を引き下げるような措置がとられるべきではない。このことを一つ念頭に置きまして、以後の議論を進めていきたいと思つておられます。

そこで、この補助率を引き下げることを政府に決意せしめさせた要因というものをいろいろ考えてみましたときに、これはいろいろあるだろうと思つたのです。石油ショック以後の低成長率の問題もありましたし、財政運営の失敗等の問題もあるでしょうし、それから社会保障費の自然増という問題もあるのか、厚生省に係りますところの社会保障、とりわけその自然増と言われるものが大変大きくなってきている、そのことがこの補助率のカットの背景にありますし、またこの法案そのものを見ましても、四十九項目ありますが、その中で十五項目は厚生省関係のもので占めているというところから、非常に締めが大きい問題でございまして、きょうはこの辺を厚生大臣を中心としてお聞きさせていただく。江崎大蔵大臣臨時代理は、初めの方はしばらくお聞きをいただいておいて、そして最後のところでまとめとして御意見を伺いたいと思つておられます。幸いきょうは時間もかなりたつぷりでございます。厚生大臣とじっくり時間をかけて議論をさせていただく機会を与えていただきましてありがとうございます。

厚生省の当然増というのは、去年も九千億ぐらいでしたか、ございましたか。まず一番最初にお聞きしておきたいと思いますが、来々、昭和六十二年の当然増というのは大体どのぐらいになる予定でございますか。

○今井国務大臣 これまでの当然増は先生おっしゃいましたような九千億程度ということでござい

ますが、これからの問題は、実はこれから検討をいたしますので、幾らということは今直ちに申し上げる段階ではないわけでございますが、ラウンドナンバーで言えばそんなことではないかなというふうな感じがいたします。

○坂口委員 そんなことではないかなというの、ことしと同じ九千億が一兆かというぐらいな程度だという意味ですか。

○今井国務大臣 特別なことがない限りそのような程度ではないかと私は考えております。

○坂口委員 将来に対する例えば医療費なんかの数字のとり方というのは、とり方によりましてかなり違いますが、一九八五年に十五兆円少々でございまして、これが一九九〇年には二十四兆円、二〇〇〇年には六十兆円になるというふうな言われております。ただし国民所得の方もふえまして、五・三％でございまして、一九八五年は五・八、二〇〇〇年には七・一ぐらいになるだろうというふうな予測が出ておられるわけでございます。こういうふうな状態の中で、今おっしゃいましたように、これは医療費だけではございせん、年金その他も含めて来年度も当然増がかなりふえるであろうと思つておられます。

そこで、こうした中で医療が行われるためには、どうしても医療はより効率的に行われなければならないと思つておられます。そのためには医療機関は機能分担というものをより明確にして、そしてそれぞれの持ち場持ち場を十分に守つて、お互いに連携をとっていきながら効率的な医療というものをより上げていかなければならないと思つておられます。

まず最初に、病院の機能分化と申しますか、持ち場の問題を少し議論したいと思つておられますが、病院と診療所というのは現在も存外に明確になつておられて、案外スムーズにいつているところもあるのではないかと思います。ただ、ここにも決して問題がないとは言えませんが、しかしここはかの分野に比べますと案外はつきりしてい

ると思つておられます。

次に、公立病院と私立病院との機能分担というのはどんなふうにお考えになっておられますか。

○今井国務大臣 公立病院と私立病院との機能分担と申しますのは、これは各地域の実情に応じて考えられるべきものだと思つておられます。

でも、一般的に申し上げれば、民間の活力を生かす観点から自由開業制を今しつております私立病院が主体となる一方、公立病院というのは、がんであるとかあるいは特殊な医療であるとか僻地医療というふうな、私立病院の担うことが困難な分野を担当しまして、お互いに補い合いながら全体として国民のニーズにこたえていくというふうな考え方が望ましいのだらうというふうに私は考えておられます。

○坂口委員 公立病院といつた場合に、国立病院それから自治体病院も入つてまいりますが、自治体病院の場合に、自治体病院と私立の病院と、片や国立病院と、というふうに関係してくるわけですが、自治体病院の分担すべきところというの、自治体、どんなふうにお考えになっておられますか。

○小沢国務大臣 自治体の病院ですから、それぞれの自治体においてその役割は必ずしも全国一律に申し上げることは難しいと思つておられます。いざいざにいたしまして、その地域住民に対する医療サービスの中核に自治体病院がなつておるといふことは間違いないことであらうと思つておられます。また、地域によりましては、ほかに医療機関がない、したがってその地域の唯一の医療機関が自治体病院であるという場合もあると思つておられます。

また、いわゆる私的な医療機関とかそういうものが、具体的に言えば、どちらかといえど都市部の方に集中いたしますので、現実問題としてそういうような私的な医療機関の進出の難しいところにおいて積極的に医療サービスの中心となつて果たしていくという要素が自治体病院の場合には非常に大きいのではないかな、そのように考えておられます。

今後、その地域医療の実態に即しながらこの自治体病院の健全な医療サービスを確保していくということは非常に大事な問題だと思つておられます。私もそれに對して積極的に協力していかなければならない、そう考えておられます。

○坂口委員 文部省、お越しいただいておられます。——それじゃもう一つ。国立病院と大学病院それから私立病院を比較をいたしましたときに、大学病院は、大学というところは教育機関であり研究機関でありますからそれはプラスでございますが、地域におきましては、これは一つの附属病院として、地域住民は医療機関としての位置づけとして見ているケースが非常に多いわけでありまして、国立病院と大学病院との関係、これはどんなふうにお考えになっておられますか。

○横瀬説明員 ただいま御指摘のとおり、大学の附属病院と申しますのは臨床医学の教育あるいは研究施設として設置されたものでございまして、主たる機能といたしましては、そうした医師の教育の場、それから研究活動の場、卒後研修の場、そういうもので機能しているというところは疑いのないところでございまして、ただ、地域によって実態はまちまちでございまして、ただ、一般的に申し上げれば、地域の医療における指導的な医療機関としての役割が果たされている、これも事実であらう、実態であらうと考えておられます。したがって、私もどうしてもそうした地域の要請にこたへまして、救急医療とかあるいは重篤患者の受け入れであるとか、そういったことに関しまして非常に要請が強いものでございまして、地域医療に貢献すべく充実を図つて、努力をしております。

○今井国務大臣 今、国立病院と大学病院のお話ということでございました。大学病院は今お答えがありました。私も同じように、主としてやはり医学生などに対しまして教育だとか医学研究に資するための施設としての機能だらうと思つておられますが、一方、国立病院といつたのは、先生御案内



○坂口委員　今いろいろの立場からそれぞれの病院の位置づけとかいうのを語っていただいたわけでありますが、確かに、公立病院といえますと、これは全国各地域、その地域によりまして若干の違いはありますが、少なくとも今までは、自治大臣もおっしゃいましたように、その地域における指導的役割と申しますか中心的役割を果たしておりました。そして、他の私立病院との間のいろいろの連携もあり、また診療所、医院との連携もある、こういうことでございましたが、私立の病院の実力というものが最近だんだん上昇してまいりました。

医師の数も非常にふえてまいりましたし、また財政的にもかなりゆとりを持ってまいりまして、そして優秀な人材を私立の病院が集めることがでさるようになったこと、そしてまた機械器具等も、これも国立病院や自治体病院がまだ設備をする前に私立病院の方が先に最新鋭の機械器具の設備をするというようなケースがだんだんと最近ふえてまいりました。それから、例えば特殊なリウマチセンターでありますとか、あるいはまたその他のいわゆる難病の部類に近いようなそういう疾病につきましては、私立の病院が専門としたような立場で進出をしていくというような形になつてまいりました。

そういうことで、今までと申しますか、過去に比べますと、国公立病院と私立病院——私立病院は格差が非常に大きいものですから全部が全部というわけにはいきませんが、私立病院の中の非常に優秀なものと国公立病院との間の差というものがなくなつてきている。むしろ、時によりまして、地方によりまして、これが逆になつていゝるわい、ケースもなきにしもあらず、こんな感じがするわけでございます。

に、国立病院とそれから大学病院というものを比較しますと、国立病院は治療中心の、治療オリリーの病院でありますから、これはむしろ大学病院よりも国立病院の方が上なんだという自負を持ってやっていたところも確かにございますが、しかし現実問題といたしますと、その地域の医師の人事というのは大学病院中心になっておりまして、そして大学病院中心にその人事が回っているというようなことがございますために、どういたしましても大学病院の系列下に国立病院が入りまして、大学病院を乗り越えていくということはなかなか難しい医学界の環境に実はあるわけでございます。そういう立場に国立病院というのは置かれています。したがって、大学の中堅ところの人たちが国立病院に来て、そして頑張ってもらっているというようなところが多いのではないかと思います。

そこで、これは国立病院の今行われようとい  
たしております統廃合の問題ともかわつてくる  
わけでございますが、将来国立病院というのは、  
一体どのところを、何を中心にしてやっていくべ  
きかというところをもう少し整理をする必要があ  
るのではないだろうか。過去の経緯だけを踏まえ  
て国立病院はこうあるべきだというのはなく  
て、現状をよく踏まえて国立病院のあり方とい  
うものをいま一度考えてみる必要があるのではない  
かというのが私の意見でございます。

現在の医療全体のあり方という問題にもかかわってくるわけですが、厚生省の方でも、この前も予算委員会におきましても少し厚生大臣にお聞きをしたしましたが、一方では家庭医というものに

ついでの研究を進めておみえになります。これを制度とするかどうかということにつきましては、医師会等との間でもいろいろの意見がありまして、制度というのはいくつ別におくといまして、家庭医というものを考え、そしてできるだけ早い時期にその患者さんに接するとか、あるいはまたその予防段階から地域住民によく接触をして、病気の後のリハビリ等に至るまでの間の幅を広

い範囲において住民と大きな接触を保って、しかもなおかつ非常に権威のある存在をつくり上げていくというのが家庭医の目指しておられるところではないかと、これは私の想像でございますが、思うわけでございます。

の、このままにしていってと医療費がだんだん上がっていき、それができるだけ切って、そして自己負担分をふやしていくという方向はもう限界がある、だから、この医療費全体を余りふやさないというにするためには、どうしても予防ということころ、あるいはまた健康管理といったようなところにさらに多くの時間をかけて、そうして全体として医療費が大きくならないように考えていくという方向を厚生省も一方では目指しておみえになるのではないかな、私はそんなふうにそばから見せてもらって考えておりますが、その辺に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○今井国務大臣　先日委員会におきます先生の御主張を承りまして、私もまことにそのとおりだというふうに申し上げたのですが、確かに、これからの医療費の問題等を考えますと、先生がおっしゃるとおりだと思います。やはり日ごろからの健康の管理、それから疾病の予防あるいはまた早期発見、治療、さらにリハビリテーションといった包括的な、しかも継続的なブライマリーケアというふうなものが極めて大事になってくると思います。それがまた極めて国民のためにもなると思っております。それがまた、そういうブライマリーケアの中心的な担い手が先生のおっしゃる家庭医だと私は思うわけでございます。

そんなこともありまして、おっしゃいますように、具体的な方策をどうすればいいのかということとで、私どもは今学識経験者から成ります家庭医に関する懇談会というのをつくりまして、先生がちょっと言及されましたが、一生懸命検討を願っているわけでございます。これが今のところ六十二年、要するに来年の三月には結論をいただくという事になっておりますので、それが一日も早

くいたでけるようにお願いをしているというのが現状でございます、この問題については、今後厚生省としても本当に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておるわけでございます。

○坂口委員　そこで、新しい医療のあり方を求める中で、国立病院はいかにあるべきかということ、を改めて考えていかなければならないだろうと思うのです。今回の統廃合の内容というものを、私もそれぞれのケース全部が全部知っているわけではございませんが、大ざっぱに見せていただきますと、いわゆる高次医療ということをかなり前面に出した統廃合です。どちらかといいますと、地域密着型の療養所あるいは病院から、そうではなくて、もう一つ大きく、最終段階の、第三次医療という言葉がありますが、二次か三次かわかりませんが、そうした医療を行う場にしていく、こうというような発想ではないかなと思うわけです。

しかながら、国立病院を取り巻く現状というのは、先ほどから申しましたようにかなり変化を  
してきている。無論、三次医療というものも必要  
ではございますけれども、それだけではなくて、  
やはり地域の住民との接点をより求めなければなら  
ない、あるいはまた地域の開業医の先生方との  
間の接点をより求めなければならない、そういう  
ことが要求されているのが国立病院ではないだろ  
うか。ただし、先日統廃合の一覽表を拝見をいた  
します限りにおいては、そういう物の考え方とい  
うのは全く入っていない。それよりも高次な医  
療、高次な医療という方向にどうも厚生省の方向  
が向かっているのではないかというのが実は私の  
印象でございます。

首をひねっておみえになりますので、違いましたらひとつ意見を挟んでいただきたいと思います。――同感でございますか。同感でございます。――結構でございます。私はそういう感じを実は持っているわけです。だから、地域におきましては国立病院も、もちろん高次医療もやっていたただかなければなりませんけれども、それだけに固ま

つてしまつてはいけないう国立病院の現在置かれて  
いる立場があるということを、私は理解をしても  
らわなければならぬと思ひます。

なぜ私がこういうことを申し上げるか申しま  
すと、それをどう考えるかということによつて、  
病院をどこに置くかということにも大きくかわ  
つてくるわけですね。例えば、その第三次医療だ  
けを行う、とにかく自分で歩いておじいちゃんや  
おばあちゃんが国立病院へ行くというようなことは  
高次医療の場合には少なく、救急車に乗せても  
らうていくか、病院から送られてくるか、あるい  
は医師の紹介状をもらつておうちの自動車で  
乗せてもらつていくか、そういうことであります  
と、自動車の交通の便がいいということを中心  
に立地の場所を考えなければならぬし、そうでな  
く、地域の人の心とより密着をした病院であ  
るいはまた開業医の先生方との間の交流もより深  
めていくというような病院であるならば、これ  
は電車の便がいい場所、あるいはまたバスとの連  
係のいい場所、そういう場所を選ばなければなら  
ないというような、場所の選定にもこれはかかわ  
つてくるわけですね。こうした物の考え方  
によりまして、国立病院の性格、そして位置、そ  
うしたものが決定されてくると私は思ふわけで  
ございます。

〔中西啓(委員長代理退席、中村(正三  
郎)委員長代理着席)〕

今まで全国にあります病院は、何が何でも、い  
ついかなる時代であつても絶対につぶしてはなら  
ないものであるということを私は申し上げていま  
るわけではございません。しかし、それはケース・バ  
イ・ケース、慎重に十分検討し、そして地域の皆  
さん方や医師会の皆さん方や県の皆さん方、ある  
いは担当の市町村は言うに及ばず、よく話をされ  
た上で、ここは処理をしてもよろしゅうございま

す、これはこういうふうにしてほしい、そういう  
納得の上での統廃合であれば話は別でございます  
けれども、やみくもに言うとか大変失礼でござい  
ますが、上意下達式に、地元何の相談もするこ  
となしに、ここはこういうふうな決定をいたしま  
したとほんとにおろしてくるというふうな形で  
の病院の統廃合というのは私は反対である、こ  
ういうことを申し上げておるわけでございませ  
す。

その理由と、もう一つ、先ほど申しましたよう  
に国立病院の置かれておる立場というのはそうい  
うふうに変化を来しておりますから、高次医療だ  
けを求めて、そしてその役割を果たすのだという  
考え方は一考を要する。それは文部省の方もお  
っしゃいましたように、大学病院と国立病院との関  
係もあるわけですね。大学病院は三次医療と言わ  
れるものを中心にしておりまして、それから  
また、先ほどおっしゃいましたように、地域の指  
導的な医療機関としての役割も果たしてお見えに  
なる。そういう大学病院も片やあるわけでありま  
すから、大学病院の小型になつてしまつても困  
るわけですね。国立病院は国立病院としてのこれか  
らどうしてもやらねばならぬところがある、それ  
は、先ほど厚生大臣もそのとおりだということに  
御答弁をいただきましたとおり、これから健康を  
取り戻すことによつて医療費をいかに下げていく  
かということが厚生省に課せられた最大の課題で  
ありますから、そのことに個々の国立病院は最大  
限取り組んでいかなければならぬと思ふわけで  
す。

余り私ばかりしゃべりますと私が厚生大臣みた  
いになりますから、一遍厚生大臣に答弁をしてい  
ただきたいと思ひます。

○今井国務大臣 先生の御意見はよくわかるので  
ありますが、一つだけちょっと気になることは、  
は、廃止統合をするということは、私も人員  
であるとか機械であるとかいうものを本当にすく  
すくと伸ばしたいという気持ちはあるのですけれ  
ども、この御時勢でございまして、そういうこと  
もなかなか難しい。というならば、この際は少し  
戦線を縮小しても、国民の皆さん方に喜ばれるよ

うな医療を提供できるようにするにはどうすれば  
いいかということから廃止統合等が始まつたわけ  
でございます。

ところが、今まで国立病院、療養所というもの  
は歴史があつて各地に存在しているわけござい  
ますね。したがつて、その存在した地域によ  
りましては、一緒にします場合に、おっしゃいま  
すような位置については、先生がいろいろ御指摘  
なさいましたように、新しくつくるわけございま  
せんからケース・バイ・ケースがあると思ひ  
ます。

しかし、私が基本的に考えていますのは、先  
ほから申し上げるようにがんとか循環器病な  
どのいわゆる高度先進的な治療、それから結核と  
かハンセン病といった国が中心にならなければや  
つていけない、またずっとやってきたというもの  
の継続でございまして、それからまた、先生も難  
病についてお触れになりましたが、原因がわか  
つていない難病というのはたくさんあるやうでござ  
いますから、そういうものはやはり国がやつてい  
かなければならぬと思ふわけでございまして。それ  
から、国際医療協力といったこれから日本が果  
たさなければならぬ大きな役割もある。そういつ  
た政策医療と申しましうか、それを実施します  
ほか、臨床研究だとか教育研修という場について  
も国立病院がやつていかなければならぬやうと思  
ふのです。

しかし、その場合に、先生おっしゃいますよ  
うに、私もはかねてから申し上げるやうに、国  
立病院とか療養所の再編成というのはやみくもに  
やるうとは思つておりません。これは地元の方々  
によく相談をして、御納得をしていただいた上  
できちつとやつていこうと思ふわけでございま  
す。しかし、そのときにぜひひとつ御理解をいた  
だきたいのは、私どもの言い分もよく聞いてや  
らうじやないか、こういう意見があるよといふこ  
とについての積極的な御意見をいただいて、それ  
で接点を求めてやつていこう。これは十年かか  
つてやろと思ふわけでございまして、ことし、来  
年で

ばんとやつてしまふわけではございせん。しか  
しながら、やはり十年といつてもできないわけ  
で九年度になつてやろうといつてもできないわけ  
ですから、それは一年一年積み上げていかなけれ  
ばいかぬ、そのための努力は私どもは一生懸命  
いたそうと思ひますから、そういう意味では、積  
極的な御協力というより、話に耳を傾けてやつ  
ていただきたいということをぜひお願いしてお  
きたいと思ひます。

○坂口委員 わかります。そういたしましたら、  
これだけここで約束してくれませんか。現在国立  
病院が建つております市町村、あるいは県の場合  
もあるけれども、その市町村の了解を得るこ  
となしに統廃合を行うということはあり得な  
い、それをちよつと……。

○今井国務大臣 結論から言えば先生のおし  
やるとおりでございまして、私は、了解を得るよ  
うに、一遍や二遍じゃなくて何百遍でも行つて、あ  
るいは交渉して、御納得いただくやうに努力いた  
します。

○坂口委員 現場のそうした問題とあわせて、先  
ほど私が申しましたやうに国立病院のこれからの  
あり方というものについて、これは審議会等にも  
かけられていろいろ意見も出ておることをよく承  
知いたしております。

先ほど私は言うのを落としたけれども、特  
殊な疾患でありますとか僻地における診療であり  
ますとか、こうしたことも国立病院の大きな役割  
だといふやうに私も思ふわけでございまして。しか  
し、その特殊なもの、それから高度なもの、ほか  
に、先ほど申しましたやうな新しい事態も起こつ  
てきているということをよく認識をしてもらいた  
い。だからそういう意味で、ひとつ今後の国立病  
院のあり方というものをこの際もう一遍真剣に考  
えてもらいたい。その新しい部分を抜きにして、  
今までの過去からの経緯だけを見て、それによつ  
てこれからの国立病院のあり方を決定していこう  
といふことは非常に危険であるといふことを私は  
主張したいわけでありまして、これから厚生省の

中で、どの部門かわかりませんが中心になって、もう一度国立病院のあり方というものについての十分な検討を加えてもらいたい。

○今井国務大臣 おっしゃるとおり、国立病院のあり方が、ずっと在来考えられていたことだけでいいのかわからない問題については、私も問題があるかと思いますが、しかし、これは一つの歴史があるわけでございますから、やはりその歴史を踏まえた上で新しい時代に即応した形にどうやっていけばいいのかわからないことは十分検討させていただきます。そのことと国立病院の廃止統合というものは、それが片一方ができれば廃止統合というものはできないんだというふうに私は考えていないわけでございまして、やはり並行していくべきものだというふうに考えておりますことだけは御理解いただきたいと思ひます。

○坂口委員 そこまで言われまうと一言私も言わなければならぬわけで、関係が非常に深い問題だと私は思うわけでございまして、国立病院がどうあるべきかというのを明確にすることなしに、その国立病院をこれからどうしていくという行動を先に移すことは危険である、そういうふうな意味に御理解をいただくのだったらそれは結構でございます。

○今井国務大臣 それはおっしゃるとおりでございます、これから国立病院が何をやっていくかということについては私がちょっと申し上げましたし、先生の御意見もいただきました。しかし、そのことについての考え方はそんなに大きく離れてないと思っておりますから今申し上げたわけでございます。

○坂口委員 江崎大蔵大臣臨時代理、大変長い間お待たせをいたしました申しわけありません。

実は、ことしの一月に大蔵省から「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」というのが出ていますのでございまして、ちょっとお手元にはないかも知れませんが、それを拝見いたしますと、かなり具体的に書かれておりまして、今後の一般

歳出における節減合理化に努める中に、医療につきましては「医療費適正化対策を充実・強化すること」と、医療供給体制の見直し及び医療保険制度の公平化、合理化を推進する。というところがございます。医療供給体制の見直しを促進する、それは節減合理化だ、こういうことが書かれているわけでございます。

先日、「医療供給体制の見直し」とは何かということをお聞きしましたら、国公立の統廃合をすることがここに含まれているのだという大蔵省事務当局の御意見でございました。厚生省が統廃合を進めていくのは、それは私の考え方と厚生省の考えに違いはありますけれども、厚生省も財政的な節減合理化をやるために統廃合をやろうとしているのではないと私は受け取っているわけでございまして。ただ、やり方とかそのことについての意見の違いがあるだけで、節減合理化のためではないと思っております。節減合理化のためではない、これを節減合理化のための医療供給体制の見直し、こういうふうにとっておみえになるのではないかと、このように思うわけでございまして。今後の医療体制をどうしていくか、これから膨張していく医療費をどう解決していくかということと非常にかわりの大きな問題でございまして、私はあえてこのことを申し上げたわけでございまして。

そういう意味で、臨時の大臣に大変申しわけないわけでございしますが、決して節減合理化のために医療供給体制を見直すのではないというところを御理解していただきたい。御感想がありましたらお聞かせいただきたい。

○江崎国務大臣 国立病院と診療所の機能分担、国立病院と私立病院の機能分担、国立病院と自治体病院の関係、機能分担、大学病院と国立病院の機能分担は一体どうなるのか、専門家としてうちを傾けての御質問は傾聴いたしました。

これは厚生大臣がある御答弁申し上げておりますように、現在の国立病院、診療所を含めまして、戦前からの非常に古い施設もたくさんあることは御存じのとおりでございます。したがって、

国立病院がどういう役割を果たすのか、これは非常に重要な点だと、傾聴して私もいろいろ考えておりました。これは厚生大臣も言いますように、まさに国立病院としてふさわしい難病、奇病、特に最近エイズの怖いことは参議院の予算委員会でも同僚の医者さんの方から聞きまして、これはかかったら三年以内に死ぬのだ、がんもエイズ、どつちが怖いですが、順番に答えてくださいということでございますが、そういうお話を聞くにつけても、国立病院が果たす役割は非常に大きいものがございます。

そうかといって、今おっしゃる通りに国費を無限に支出できるかどうか、これは高齢化社会に向けて非常に重要な点だと思います。今九兆八千三百四十六億、その中の四兆一千億が医療費、これは国債費の十一兆、地方交付税交付金の十兆円、端数は省略ですが、それらに続いて三番目に属するわけであります。もちろん、国民の健康また長寿社会ということは何よりも貴重なことだと私も認識をいたします。そうかといって、これが無限に膨らんで、高齢化社会に備えて一体だれが負担するのかというようなことも全然考慮の中にないということは言えないと思ひます。

しかし、その重要性は、もちろん国民の医療、命にかかわる問題でありますから、それぞれの機関との連携の上に立ちながら最も国立病院にふさわしい診療体制を整える、これは十年がかりでやるという初めからの計画でございまして、厚生大臣も申しておるとおりでございます。したがって、その内容整備等についてもいかに国立病院らしいものにしていく、この理想を捨ててはならない。十分配慮をしたいと思います。

○坂口委員 きょうは総論的な話でございまして、具体的なことは私も言わないつもりでおります。ただ、今、江崎大蔵大臣代理がお触れいただきましたので一言だけつけ加えさせていただきますと、私の県でも二つの病院を統廃合する問題が起きているわけでございまして。これは東海三県もそれぞれ一県に一つぐらいずつあるわけ

すね。その場合に、両方ともこの数年、片や十数億、片や十八億ぐらいの大きなお金をかけて立派な病院にしまった後で、さあ統廃合だというような話が出てくる。それが行政改革だということになると、一体行政改革とは何かという話に当然なってくるわけでありますし、急いで事をやりますと、朝令暮改と申しますか非常にどたばたとしたような形にならざるを得ない。

ですから、国立病院のあり方というふうなことに付いては、一遍きちんとけじめをつけておいてからやらないと、そのけじめがつかない前に事を起こすということになると、一つのところにまててみたけれども、赤字が大変でぐあいが悪いからやめようかというふうな話になってみたりというふうなことになる。これは可能性なきにしもあらず。したがって、国は一体何をやっているのだということをその地域の皆さん方に思われないように国としては事を進めなければならぬだろうと思ひます。

それはまた効率的な国家予算の使い方に結びついてくるわけでありますので、ただ国からの財源をそこにつぎ込むことを減らすために事をやるのだということが前面に出るは困る。だから、基本は国立病院はいかにあるべきかということを実際に議論した上での方でなければならぬというところを特に訴えさせていただきますたいわけでございます。もし御意見ございましたらお伺いいたします。次の問題に移りたいと思ひます。

○江崎国務大臣 仰せの点は全く同感でございます。効率的で合理的、しかも最も先端的な医療が行われる機関をつくり上げる、これはもう厚生大臣が御答弁を申し上げておるとおりでございます。そしてまた、屋上屋というふうなことになるように、むだ遣いにならないように、財政再建の場面でさようなことが許されるはずでございます。地城医療機関の連合体もあることでございますから、十分相談をしながら配慮をしております。予定でございまして。

○坂口委員 それじゃもう一つの問題をやらせていただきますと思いますが、今回のこの法案の中

に離島振興法それから過疎地域振興特別措置法というふうなものも含まれておるわけでございますが、この離島、過疎の地域の皆さんというのは、何事につけまして不利な点が多いわけでございます。

とりわけ、医療などにつきましても、保険料は皆さんと同じように払っておみえになりますけれども、実際に医療を受けようと思ってもその機関がないということで、片や人並みに金は納めてはおりますが、しかし実際に医療を受けることはできない、そういう地域であるわけであります。また、人口も少のうございますから、この皆さんの声もどうしても大きくなりくい、政治の場にもなかなか反映されないというような環境の中にあるわけであります。

そうした中で、この離島だとか過疎というところも今回同じようにカットされますわけで、この地域の皆さん方にとってこれは大変気の毒なことだというふうに私は思います、この辺のところだけは勘弁できないのだからという強い気持ちもあるわけでございます。

その問題はさておきまして、そうした医療に恵まれない地域の皆さんが急に何か病気になるといういはけがをしたというときに、それをどうして救うかという問題は、実は案外おさりにされてきたわけでございます。最近医療用の立派なヘリコプターができました。私も先日晴海埠頭から国会の上まで乗せていただきました。怖かったものですから外をよく見ませんでした、内容は非常にすばらしいものでございました。そういうヘリコプターが四十七都道府県に全部配置をされていまして、そしていざというときにそれが出動できる体制であればこれは問題ないわけですが、いろいろお聞きをしますと、そんな状態には今のところなっていない。むしろ、現在この救急医療システムをどうするかということについて、国土庁の方でいろいろと御検討になつていてという段階だそうでございます。

そこで国土庁、せっかくこういうパンフレット

もまとめていただいておりますので、現在までのヘリコプターによる救急輸送システムについての検討の結果、どこが問題であったかということのひとつの簡単な答えをいただきます。

○中澤説明員 お答えいたします。

先ほど先生のお話にございました手引書でございますけれども、これは五十九年度に福島県において実験事業をやつていただいた結果をもとにいたしました、関係省庁の御協力をいただきまして国土庁として取りまとめをしたものでございます。

このヘリコプターを活用した救急搬送の問題につきましましては、五十九年度にその事業をやつたわけでございますけれども、その手引書をもとにいたしました、また六十年年度も四県において実験事業をお願いいたしております。さらに六十一年度も、その結果をもとにいたしまして、システムの改善のための検討を進めていきたいというふうに思っております。

先生からお話にございました問題点でございますけれども、一年間の実験事業というところでと見えすまされたものでございますので、幾つかの課題を残しております。

その課題でございますが、一つは、システムの活用主体をどうするか、といふことは、やはり組織をつくつていただくということが大きな課題であるというふうに思っております。ヘリコプターを活用する場合に、いろいろな問題をあらかじめ十分詰めておく必要があるというところでございます。例えば費用負担の問題でありますとか、各機関との連絡調整をどうするかというようなことをあらかじめ詰めておくというところで、そうした問題につきましましては、各市町村がばらばらに対応するということでは問題がございますので、各市町村が例えば協議会のようなものを設けていろいろの検討を進めるということで、そうした活用主体の問題。

それから、先ほど申し上げましたが、費用負担の問題がございます。この手引書につきましましては、

一応現状は自衛隊のヘリコプターを使わせていただくというところで、ヘリコプターを購入するといふ点につきましてははいわば省略しておるわけでございまして、協力医療機関に対する謝礼の問題でありますとか消防団員への出動の手当、それからヘリコプター搭乗者に対する保険の付保、そうした関係でいろいろ経費がかかります。そういう経費をどういうふうに負担していったらいいかというふうな問題がございます。

それから、医師の添乗の問題、それから自衛隊のヘリコプターというところでどこでも使えるというわけではない、そういういろいろな問題がございます。

そうしたことにつきまして、六十年年度の事業、それから六十一年度のその検討の中でいろいろ進めてまいりたいというふうに考えております。

○江崎国務大臣 ヘリコプターは、御承知と思いますが、規制が非常に強かったわけですが、それを運輸省がアクションプログラムの中で規制を緩和しまして、日本はヘリコプターをもっと取り入れて、今御指摘の救急医療はもちろんです、消防活動とかその他の活動、あるいはホテルと成田とのアクセス、あるいは本社と工場、そういう面で、民間をひっくるめて使いたすように、これがアクションプログラムの決定でございますので、今詳しく救急面での説明がございましたが、私は、ヘリコプターというものはもともと大衆化していいと思うのです。そのときに、それを救急医療にどういうふうに取り入れるかというところは非常に重要な御指摘だと思つた。この点は、アクションプログラムの実行とあわせて十分検討をいたしたいと思つた。

○坂口委員 外国ではかなり研究も進んでおりますし、実際に活動も進んでおります。西ドイツからのレポートをいろいろ見てみますと、患者を早く医療の場に引き出す。早ければ早いだけ効果が大きい。それは、そのときの効果だけではなくて、それから後の治療効果にも大きな影響を与えているというふうないろいろなことが述べられており

まして、西ドイツでは年間に少なくとも二千三百人の交通事故の犠牲者を死から免れさせることができている。そして、それにはヘリコプターの代金だとか、あるいはそれに乗る人だとかいろいろ費用がかかるわけですが、しかし、その人たちが死を免れることによって、それから後に行うであろう経済活動を比較検討すると、むしろそれは帳消しになるというふうな数字も出ております。いろいろなところがあるわけでございます。

時間がございますので、最後に、この問題の一番大事な点といたしまして、先ほど国土庁からお触れになりましたように、これから組織化をしていかなければならないわけであります。この組織化は一体どこが中心になっておやりになるのか。それは自治省、まあ消防庁が中心になっておやりいただくのが一番いいのだからと私は思いますけれども、これは消防庁が中心になって救急の問題としておやりをいただくのか、厚生省におやりをいただくのか、あるいはちよつと範囲は違つたように思ひますけれども、国土庁はこういう研究もなさつておられるのですから国土庁がおやりになるのか、これは私もよくわからないわけですが、やはりどこかが旗を振つていただいて、各都道府県の救急体制としてやつていただきたい。もう既に非常に進んでおられるところもありますが、非常に

おくれておられるところが多いわけですので……。そして、そのときにはそういうヘリコプターは一体どこに要請をするのか。お聞きをいたしますと、中には自衛隊を利用できる地域もあるところがございますし、警察のを使わせてもらえるところもあるらしい。ところが、自衛隊だとか警察だとかいふのはお借りをすることができるといふだけでありまして、大きな額をして使わしてもらえなかろうかはわからないわけでありまして。その辺のきちつとした話もでき上がっていない。

だから自衛隊の場合などは、知事さんからの要請があつた場合にこれはできるといふようなことで、知事さんがどこかに行つて、おらなかつたらできなかつたということもこれは起こり得る話で

ございまして、そういうことも含めて、各地域で  
きちんと、何が発生したときにはどこに連絡を  
する、どこに連絡をしたらそれが直ちにどうなる  
という、これは緊急を要する問題でありますか  
ら、少なくとも十分以内に何とかしなければなら  
ないというような話でありますから、ただそれが  
今留守だから、しばらくして帰りましたらお  
返事をしますみたいなことでは済まない話でござ  
います。ですから、その辺のところでも中心  
になっておやりになるのか、それをここでちょ  
と詰めていただければと思います。

○井上政府委員 救急医療という問題になります  
と、医療機関あるいは搬送業務、各種の関係が出  
てまいりまして、非常に広範な問題になるわけで  
ございますが、病人を搬送するという救急業務を  
所管いたしております消防庁といたしましては、  
御指摘のようなヘリコプターを大変必要とする救  
急業務というの、特に僻地あるいは離島におい  
てあるわけでございます。

そういうことでございまして、先ほど国土庁  
からる御説明もございましたけれども、消防庁  
といたしまして、昭和五十九年度におきまして  
救急業務へのヘリコプターの活用問題について調  
査を行ったところでございます。その結果に基づ  
きまして、現在具体的に各地方団体に対して指導  
をいたしておりますが、その趣旨は、現在消防ヘ  
リコプター十七機、そして防災ヘリコプターが都  
道府県に二機ございます。約二十機近いヘリコプ  
ターを持っておりまして、現有のヘリコプター  
をできるだけ広範囲に効率的に活用するというこ  
と、あわせて、この機数では少のうございま  
すので、自衛隊あるいは警察の保有するヘリコプ  
ター、こういうものとの連携を保ちました搬送業  
務、こういうものを積極的に指導をするように、  
まずその地域地域ごとのシステムづくりというも  
のにつきまして指導をいたしております。

さらに、昭和六十一年度におきましては、救急  
のみならずもう少し広い範囲の、すなわち防災体  
制という中でヘリコプターの活用ということも

当然あるわけでございます。大規模特殊災害時に  
おける広域航空消防に関する体制づくりと申して  
おりますけれども、この中でも、救急業務という  
もののおのずからこなししていく必要があるかと  
思っております。

現在、ヘリコプターは一時間に大体二百キロ  
ぐらい飛行いたしますので、半径二百キロ単位で、  
北は札幌から南は九州に至りますまで、ヘリコプ  
ターの活動がカバーできる地域を設定いたしまし  
て、その地域内に所属いたします地方団体がお互  
いに協議し合い、協力し合ってヘリコプターを導  
入する、あるいはその維持管理のための費用の負  
担のルールを決めるというように検討いた  
しております。この結果が近く出てまいります  
ので、その成果に基づきまして具体的な推進につ  
きまして努力をしてみたいというふうに考えて  
おります。

○坂口委員 もう一つだけお聞きしたい。  
消防庁の場合には、例えば搬送に使います自動  
車にいたしましたも、今度ヘリコプターならヘリ  
コプターを買いにいたしましたも、国の補助は二  
分の一ですか。

○井上政府委員 消防庁が所管いたしております  
補助金の補助率につきましては、全国どこが導入  
いたします場合でも三分の一でございます。と申  
しますのは消防事務、これは本来地方の事務とい  
うことでございまして、奨励的補助として三分  
の一というのが補助率として設定されておるとこ  
ろでございます。

○坂口委員 もう時間が迫ってまいりましたので  
最後にいたしますが、これは総務庁長官としてひ  
とつお願いを申し上げたいと思います。

今消防庁の方からもお話がありましたように、  
一応消防庁の方でいろいろそういう指導はしてい  
ただいてはいるわけでありますが、しかし、タクト  
を振って、そしてこういう体制をつくらうという  
ことを全国的に流して組織化をしておみえになる  
わけではないんですね、考えてみれば、こんなこ  
とがなかったのかと思うのですが、案外こうい

う大事なことが抜けておまして、そして、いざ  
というときの緊急体制というものが全国的に一本  
に動かない状態にあるわけでございます。厚生省  
の方に聞きまして、厚生省はそれは担当で  
はないというお話でございますし、自治省が担当  
かという、そうでもないというお話でございます  
。ならば消防庁ですかと言ったら消防庁も、そ  
こまで果たして言えるかどうかというようないろ  
いろの御意見がございまして、一度全体でお考  
えをいただいて、どこかでまとめ役をひとつつ  
つていただきます、この問題は、全国的に行き  
渡るように早急に御配慮をいただきたいというの  
が一つ。

それから、大蔵大臣臨時代理としてお願いを申  
し上げますのは、今もお話ございましたとおり、  
消防庁の関係のところは補助率三分の一なんです  
ね。消防あたりは、本当はもうちょっと何とかな  
いうこともあつていいのじゃないかという気もす  
るわけであります。ましてや、離れ島ですとか僻  
地だとかいうところのヘリコプターを買いという  
ようなことになりましたと、これは対象としては小  
さな範囲でございまして、補助金ということにな  
りますと、これはその地域で持てと言いましたも  
なかなか持ちにくい、果なら県単位で持つとい  
うような形にしていかなければならないと思いま  
すが、しかし、きょうはこの補助金が対象の審議  
の時間でもございまして、補助金の問題のあり  
方につきましても一考していただくことができれ  
ば幸いでございます。

以上、二点。

○江崎国務大臣 実は私、総務庁長官としても交  
通安全対策室を持っておるわけです。それで、死  
者が年間九千人を上回っておるわけですね。これ  
を八千人以下にしよう、実際、八千人以下にする  
近道を今御指摘になっておるわけですね。ほか  
の、病氣もありましようけれども、交通事故など  
の場合ならばこれも時間の問題。したがって、こ  
れは関係省庁が承っておりますので、よく話し  
合いをしたいということを、今も厚生大臣と隣同

士で話した次第でございます。

自衛隊に対するアレギーも一部にはありまし  
ょうが、災害出動ということでは全党一致いたし  
ておりますね。そうだとするならば、いわゆる離  
島とか、そういうような僻地などの救急発進とい  
うようなことはあつていいと思うのです。県  
知事というお話のとおりの手続がありますが、  
それなどについても、必要に応じてそこにあるも  
のを使おうという意味なら、しかもそれが生命の救  
済に役立つというならば、それなどもひっくりめ  
て県とよく連絡をして決定をし、御返事ができる  
ような体制をとっていきたい。今は、消防庁が救  
急車を初め担当しておつて相当な効果を上げて  
らつておりますが、ヘリコプター時代だと思いま  
す。

それからまた、補助率の問題につきましては、  
今にわかの話でございますから、私がここですぐ  
どういたしますと確答はできませんが、その重要  
性については十分承つておきます。ありがとうございます。

○坂口委員 ありがとうございます。

○中村(正三郎)委員長代理 午後二時から再開す  
ることとし、この際、休憩いたします。

午後一時四十一分休憩

午後二時開議

○小泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

質疑を続行いたします。細谷治嘉君。

○細谷(治)委員 最初に、総理にお尋ねします。  
予算委員会の総括質問の際に、補助金、負担金  
という問題について、法律、例えば地方財政法等  
に基づいて整理すべきではないか、私はこうい  
う問題を提起いたしました。これについて大蔵省  
の方もそういう作業を進めておるやに伺うわけ  
でありますけれども、これはなかなか大変だろうと  
思うのです。しかし、やはり法律がある以上はぜ  
ひ法律に基づいて整理すべきだと思いますので、



これについて総理はどういうふうに対応しようとしておられるのか、また、大蔵大臣としての基本的な態度についてお答えいただきたいと思ひます。

○江崎国務大臣 御指摘の点は非常に微妙な問題でございます。実定法の上から文言と予算科目、これをどういうふう整理していくか、こういうことで御指摘があったと承っております。そこで、これまでの沿革等もさらに研究し、御指摘の重要な御趣旨を踏まえて目下幅広く勉強しておるところです。関連する予算、それから大蔵各省庁にまたがっておりますので、もう少ししばらく時間をいただきたいと思います。この事務当局側の私に対する報告でございますので、いましばらく時間をおかしいただきます。

○中曾根内閣総理大臣 細谷委員が御指摘になりました補助金、負担金、分担金、いろいろな名前が変わつたものがあるとして、これはもう一回見直したかどうかという御質問を拝聴いたしまして、そういう問題があるなら私も認識をいたしまして、大蔵省におきまして、今江崎長官が御答弁申し上げましたように目下整理方等を検討中の由であります。時間をいただきましたと思う次第でございます。

○細谷治委員 これは長い間の問題でありまして、各省にまたがる、しかも予算と密接不可分の関係を持っております。しかも、総理の強力な指導力というものが私は必要だろと思うのです。研究中ということでありまして、ひとつ強力に推進をしていただきたいと思ひます。

ところで、今度のいわゆる補助金一括法案は、昨年でございました補助金問題検討会等の意見を酌んでこういう一括法ができたということでございます。法律を見てみますと、四十九条目は財政措置等について抽象的な国の姿勢をうたつたものであります。実質的には四十八条であります。これについては前回も問題になりましたし、参議院の方では特別委員会をつくらせてやっておるわけでありまして、あれだけ問題になったのに、なぜ今回も一括法案と称して四十八本の法律を一つ

の法律にくくって出さなければいかぬのか、その真意を伺いたいと思ひます。

○江崎国務大臣 昨日来、しきりに御質問がある点でございますが、これにつきましては、まず国と地方の役割分担、そして国、地方を通じる行政改革の重要性にかんがみて、補助金検討部会に諮問をしてこれを延長することにしたわけでございます。

そこで、行政が総合的、効率的に行われるためには国と地方がそれぞれ機能と責任を分担し合う、その点では全く一致しておるわけでございませう。相互協力が必要である。また、地方公共団体の自主性、自律性の尊重という観点から見直しを行ったものであります。多岐にわたります。仰せのとおりだと思ひます。そういう目的に沿つて補助率を、アセメントはつけたというものの一律カットした。これも、国の財政事情がGNP比で四三〇もの赤字である。地方はGNP比では六〇％ですが、短期のものを加えると二三〇、そういうことを考えますと、地方にも担つていただくのにふさわしいものはひとつ地方に権限委譲するもの、負担もした。したがって、四十八項目については共通の問題でありますので、審議の手法を省くというよりも、日本は何でも法律というところで法律の数が多過ぎますので、それを簡素化、能率的にするという意味も含めて統一をしたわけでございます。

○細谷治委員 それは答弁にならないと思ひます。法律がたぐさんある、たぐさんあるから十六の常任委員会専門的に審査するという体制になつてゐるわけでしょう。それを四十八本の法律を一緒くたにして一括するというのは、それは財政上の問題もあり予算編成上の問題もあつてやつたことではわかりませんが、去年もやつたことでは、あれだけ問題があつたのを、これもやるといふことについては、私は理解できません。これは江崎さんらから答弁だと思ひます。

○江崎国務大臣 私の言葉の足りない点があつたと思ひます。これは合同審査をお願いしておるのでございますから。

御承知のように、内需の拡大ということがしきりに言われております。せっかく予算も通していただきましたので、できればこの法律案を、一括審議いただくことによつていち早く前倒しをして、そうして円高の影響を少しでも軽くすることができるようという精神もあるわけでございませう。確かに言葉が足りなかつたと思ひます。御了解を願ひます。

○細谷治委員 大蔵委員会に付託されて、そして連合審査という形で総理も二回にわたつて出席してやることで、従来よりは熱意を帯びておる。私はそれをもとに戻せなかつたことを言つてゐるわけではない、今後の問題もありますから。

補助金等の関係でこの種の一括法案が出たといふのは、昭和二十九年にあるだけで、その際に、これもまたちよつと財政が悪くて一括して出しております。法律百二十九号というところで出ております。その後は絶えてなかつたわけでは、ところが、五十六年に例の行政改革を推進するといふことで、補助金等の縮減という形で法律九十三号が出ております。これは鈴木総理の時代です。そして去年、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律、これが六十年の法律三十七号で出ておる。三回しかないのです。少なくとも国と地方との補助金に関する金のやりとりは、ところが、今度また出ているわけですね。

そこで、その出た法律を当たつてみますと、例えば児童扶養手当法という法律がございませう。この一括法の中にも、児童扶養手当法を改正するといふことで二十一条の規定という形で出ておるわけですね。ところが、主管である社会労働委員会の方にも、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律といふ同じ法律が出てゐるわけでありませう。言つてみ

ますと、一本の法律を主管委員会である社会労働委員会に出して、その中の補助負担分だけはこの一括法に引き抜いてやっておる。これはおかしいでしょう。こんなことをやらないで、むしろ児童扶養手当法というものは社労でやらなければいけません。支給条件をアップするので、すからやらなさいか。それならその一本の法律の中に、従来どおり負担率をどうするのだといふことを書くのが常識じゃないでしょうか。それをわざわざその分だけ切り離してやるというのはいかしくないじゃないですか。統一に、能率的に審議することにならないと思ひます。これは社労の方でも問題になつたそうですが、いかがですか。

○江崎国務大臣 仰せの点は、確かに理屈は通つておると私は思ひます。ただ、後から補足をいたしましたように、一括法にいたしましたのは、何とかか経済的な不況を、上半期の問題ですから何とかが実施したい、せつなく予算をお通しした。ただ、その執行に入りたい、こういう便宜主義的な意味も多分にあるわけでございませう。思うところはまさに国民の要望にこたえようとする念願に発するものでありますから、どうぞその点は御理解をいただきたいと思ひます。

○細谷治委員 国民の要望にこたえるためにはやはり国会においては慎重な審議をして、そして早ければ早い方がいいんだ、そればかりではありませんで、国民の要望にこたえる中身がなきゃいかぬ。そこで私は、一例を一括法との関連で申し上げました。

今、これから内閣委員会が審議しようとしております法律案、これもまた機関委任事務整理合理化法案で一括してあります。今ここで審議しております補助負担金の一括処理、引き下げ、補助負担金のもので別々にこの一括法に引き抜いて、そして内閣委員会にかかつてゐる。ちよつと挙げてみますと、身体障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、精神薄弱者福祉法、母子保健法、これの機関委任事務の関係のものについて内閣委員会の一

括法の中に入っているわけですが、これも引き分けであるのです。これはまとめて出されたいというのでしよう。能率のよい、わざわざ一人の子供を双子にする必要もないでしよう。

総理、そういう状況なんですよ。一括法にして早ければ早い方がいい、こういう意図も少しはせんでしょ、わざと法律を補助負担金の分を引き分けて、そして本来の委員会にかけるのは形骸化して、こんなことはおかしいと思うのです。が、総理、いかがでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 ヤはり整理の方法を二つにいたしまして、一つは行政改革の観点、臨調答申や行政改革の方針で、中央、地方との事務事業の見直しあるいは地方に対する委譲、そういう面から片方は整理をした。もう一つの視角は、これは財政的観点から、お金の面で補助金という面からこれを一括してみた。そういう二つの視角から整理をした結果今のようなダブリ、そういう二重構造になっていてる部分もあると思います。

○細谷(治)委員 残念ながら、それは確かに機関委任事務に属することは行革関係から出たものでありますから、それは内閣委員会にかかるとは思います。それから一本にまとめておられるわけですから、内閣委員会に行ったら行革ということじゃないわけですから、これはやはりまとめるべきだと思います。

私は、貴重な時間を費やしてこれだけ言っておくのは、こういう一括法は過去にも例がなく、そして中曾根総理のもとで去年、ことしと頻りにこれが出てきているところを問題にしているわけですから、今後そういうことにならないようにひとつ特段のお願いをしたいと思うのですが、総理、いかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 従来からも、趣旨や性格、目的という点において共通のものがあるという場合には、行革におきましてもあるいは補助金等についても一括することをお願いをしてまいりました。今回もそういうお願いをしてあるわけでございます。野党の皆様方の御議論も拝聴いた

しまして、野党の皆様方からすれば御無理もないと伺える御議論もあるように思います。また、我々の方の立場からいいますと、事務事業の円滑化という面からいいたしまして今のようないやう方をとらしていただいております。が、そういう御議論も野党の皆さんにあるということをお頭に置きまして、今後いろいろ進めてみたいと思っております。

○細谷(治)委員 これは、そういう法律の事務的な推進は大蔵省が主としてやられるでしょうが、大蔵、江崎さん、いかがですか。

○江崎国務大臣 もちろん、これは法制局とも相談の上でどういふように、今総理が答弁いたしたように区別をしたわけでございます。

○細谷(治)委員 法制局長官の前回の国会におけるあれでは、目的が同じじゃない、こういう形で一本にした、こう言っている。内閣のやつもそうです。今度は新聞でもいろいろ言われておりますけれども、通産省、運輸省、そういうところに関係の四省から出たのが、目的が同じ民生活、民生活だ、これもう一点絞って、同じものだから一括法だ、これも少し度が過ぎていんじゃないかと私は思います。しかし、この問題についてはこれ以上申し上げないことにいたします。

それから、今度のこの一括法の中にあります、まあ言ってみますと国が大きな責任を持つべき義務教育費国庫負担法、これは、昨年は旅費とか教材費を一般財源化したしましたから一〇〇％地方の負担となりました。今年どういふことをやったかといいますと、大体大蔵省としては、義務教育費国庫負担法の対象を縮小して一定の金額を引き出そう、そして予算に使用、こういう意図であつたようでありまして、それは無理だ、義務教育というのとは国の大変大きな義務じゃないか、それを範囲を広げるのならばともかくとして、それを狭めてやるなんというのは言語道断だということまでこへ来たかといふと、余り人に目立たない退職手当、退職一時金、その国庫負担をねらって二分の一の負担を三分の一にし

てしまったのです。普通の人はこれはわからぬですよ。なるほど、義務教育費国庫負担法は学校の事務職員の負担率を減らすとか榮養関係の職員の負担率を減らすとかいうのが取りざたされておつたが、それがなくなつた。一切片づいたかというところじゃない。一定の金額、八百四十二億円という金額を年金の基金の方から取ってしまったんですよ。年金というのは給与でしょう。そういうやり方は義務教育費国庫負担法をいよいよ形骸化するものじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○保田政府委員 法律的には、政令でそのためにふさわしいように改正をすれば可能でございます。ますよ。いかがですか。

○江崎国務大臣 これは地方公務員の共済制度以来の問題でもありますから、事務当局から御答弁をさせていただきます。

○保田政府委員 共済の追加費用等が給与であるか否かということでございますが、俸給それから扶養手当等毎月決まって支給される給与及び期末手当等が給与ということになっておまして、共済費及び恩給費は給与ではないというふうに解釈をされております。

○細谷(治)委員 年金なんというのは給与じゃないと今あつたり片づけた。どう見ても給与でしょう。(生涯賃金と言ったじゃないか)と呼ぶ者あり)都合のいいときは生涯賃金、年金というのも給与の一部だ、こう言っているかと思うと、一部じゃない、これはおかしいですね。

ところで、この法律を読みますとどういふふう書いてあるかといふと、国庫負担法の附則に「第二条第一号から第四号までに掲げる経費(第一号及び第二号に掲げる経費にあつては、退職年金及び退職一時金に係るものに限る。)」というところできちんと押さえてあるかのごとく見えます。そして、「及び前二項に規定する経費のうち、政令で定める経費に対する」云々、こう書いてある。政令で決めるわけですから、法律でここで決まってしまうと、三年間のうちに政令を拡大することができませんね、補助金をカットすることができません。できないですか。大蔵省の胸三寸でしよう、どうなんですか。これは随分心配して

○細谷(治)委員 そんなことを言っているが、後で聞きますけれども、来年度の予算編成はことし以上に困難だろうと私は思っているのです。そういう中においてどこから財源をひねるかという、政令で決めればよい、一つ政令の対象をふやせばお金が出てくるんじゃないかということになりますね。何のために国庫の最高機関である国会が日夜かなりの時間、貴重な時間を費やして法律を審議して可決しているのですか。その言葉はちょっと許せないのです。この法律審議の際に予定しておるもの以外には広げません、そういうときには改めて御相談いたします、こうあるべきですよ。どうなんですか、大臣、これはおかしいでしよう。

○江崎国務大臣 これは、御質問の御趣旨はよくわかります。改正するということは現在考えておりません。

○細谷(治)委員 大臣、私は、総理大臣の前に置いて少し技術的な細かいことでありますけれども、基本姿勢の問題ですからあえてお尋ねいたします。義務教育費国庫負担法のうち、この法律に年金関係と書いてある。それから退職一時金と書いてあります。年金関係というのは、長期給付の分が千三百三十一億円あるわけですよ。それから年金の追加費用、もうやめた人についての金が足らぬ、この追加費用というのが千五百三十七億円ある。恩給費というのが百四十八億円ある。今のところこの追加費用と恩給費というのが対象になっておまして、これが三分の一になっておまして、長期給付の分は二分の一ですからそのまゝになっておまして、この長期給付を政令一つで二分の一を三分の一にしますと三百七十七億円、これは八百四十二億円でありますけれども、さらに三百七十七億円出てくるわけですよ。そんなことで、お金のさるような法律を国会でつくるこ

とはならぬかと私は思います。そうなりません。次長の答弁であります。それも来年はできるということになりましたから……。

○江崎国務大臣 追加費用に要する経費を一括して国庫負担の対象としてきた経緯等を踏まえまして、法文上兩者を一括運用し、そして具体的な取り扱いを政令にゆだねることにしたわけですね。しかし政令では、六十一年から六十三年の措置として、追加費用に要する経費について国庫負担割合を三分の一に引き下げる、こういうこととしておるわけでありませう。

○細谷(治)委員 それは答弁はそのとおりなんです。法律で政令にゆだねているわけですが、その政令はいつでも必要に応じて変えようという答弁があつてはいるのですから、それならここで予定して、予算には先ほど言うように八百四十二億円で、八百四十二億円の何かといふことです。追加費用と恩給費から出ているんです。これが対象になつては、長期給付は出ていないんです。これを政令をあげたら三百七十七億円のだけの財源が出てくるわけですよ。これは金が足らぬときには勝手にやりますかと言つたらやりかねないような答弁があるものですか、それじゃ困りますよと言つておるわけですか。いかがですか。

○江崎国務大臣 だから、後のことについては現在考へておりませんというのを申し上げたわけでありませうが、御趣旨の存するところはよくわかつたつもりであります。

○細谷(治)委員 恐らくやらないつもりでそう言つておるのですけれども、財政事情はしかくイージーなものじゃない、大変な厳しさがあるわけですよ。厳しさに負けてそこへ手を出さなければならぬ、しかも、残念ながら江崎さんは代理大蔵大臣ということですから、それはそういうことを言わねば、今予算に決めてあるとおりの八百四十二億円で、対象をふやそうなどとはいたしません、こういうことでありませう。

私はなぜこの点をしつこく言うかといふと、この法律で先ほど言つた「及び前二項に規定する経費のうち」その「前二項」といふのをまた洗つてみますと、一つは恩給関係、一つは共済関係ですから、これはまた政令でいかうにも手を出せるんですよ。これでは困るわけですよ。ですからこれは、予算に計上してある予定以外のことは今のところやりませんとすることをはっきりとお答えいただきたい。いかがですか。

○江崎国務大臣 恩給と共済制度というのは本来同じような性格のものであります。しかし、法律的にそれをどう変えようか、政令でどうするとかいうことは現在考へていないということをお先ほど申し上げたわけですよ。

○細谷(治)委員 現在ただいま、今国会の段階では考へておりませんけれども、来年の予算編成で考へが変つたのでは困るわけですよ。一貫しませう。そういうときは改めて法律として対応するといふことにしていただかなければ、そのとき考へが変つた、時代が變つたといふことではいかぬわけですよ。もう一度おつと。

○江崎国務大臣 なかなか手厳しい御質問でございますが、何せ困難な経済情勢でございます。来年のことについて今臨時代理の私からこういふし、まあ、あつたしと確認することは大変難しい問題だと思ひます。御趣旨の点はよく理解しておるつもりであります。

○細谷(治)委員 私は、先賢である江崎さんの言葉でありますから、臨時といへども副総理格と言われているのですから、あえて総理はどうかといふことを問ひませんけれども、総理はよくおわかりいただいていると思ひます。やはり法律、政令というものはきちんとした関係で対応していただきたい、こう思ひます。

そこで、今度は自治大臣。こういうふうに一兆一千七百億、義務教育の国庫負担でも、去年も一般財源化という美名のもとに五百億程度地方財政は食い込まれたのです。卑しい言葉で言いますと、自治大臣の懐に、地方自治体の懐に手をつ込んで金を取られたのです。今度も義務教育費国庫負担の関係では八百四十二億、地方財政

全体としては一兆一千七百億、大臣、あなたのポケットから取られたのです。泥棒と申し上げておるわけじゃないです。そうなつてまいりますと、必然的に地方財政法に基づいてその財源対策を講じなければなりません。例であります、今の共済追加費用の国庫負担について自治省としてはどう対応しようとしているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 ただいまの問題につきましましては、義務教育費国庫負担金のうち、恩給費と追加費用に限って暫定的に三分の一に引き下げられたものでございまして、政令におきましてこの範圍を拡大する考へはございせん。

○細谷(治)委員 自治大臣、ワンテンポおくれであるのです。私がお聞きしているのは、共済において八百四十二億のカットされました。それについて自治省としても財源対応をしているのでしょうか。その財源対応はどのようなものなのか。

○持永政府委員 義務教育の恩給、追加費用の率を三分の一にしたことによりまして八百数十億の影響が出るわけでございますが、それを含めまして、先ほど御指摘がございましたように、一兆一千七百億に上つてマクロで地方税、地方交付税、地方債によりまして財源の補てんをいたしまして、同時に、個々の都道府県に對しましては、交付税の需要の算定を通じまして義務教育のいわゆるカット分を措置してまいらうということにいたしております。

○細谷(治)委員 私がいただいた資料によりますと、今議論しておる共済費の追加費用約八百四十億、それに対して自治省としては、まじめに地方交付税でその減つた分を裏づけようといふわけですよ。資料によりますと、小学校について単位費用を百円程度上げております。それから中学校で百五十円程度上げております。これによりまして、かなりの交付税が基準財政需要額として地方に裏づけしてやつておるわけですね。

あなたの方から出ておる地方財政計画、これを見ましても、六十一年度に入れた共済組合負担金の改定に伴う増加というのが、財政計画では去年は千三百四十億であつたけれども、六十一年度は千六百八十億を計上しているでしょう。これは六十年度に比べて六十一年度はふえるという金額ですよ。こういう増加が起つておるわけですよ。よくも金があつたものだと思ひますのでありますが、無理はいたしておりませんか。

○持永政府委員 地方財政全体の収支のすり合わせは、御案内のように地方財政計画の上で行つていくわけでございますが、この地方財政計画をつくるに当たっては、歳出につきましても各費目ごとにそれぞれ必要なものを組み込みまして、そして歳入につきましても、現時点で見込み得るよりの確な推計をいたしまして収支を合わせてあるわけでございます。その結果、国の補助負担率の引き下げ分については別途補てん措置をいたすことによりまして、全体では所要の経費を賄ふ計画をつくつておるということでございます。

○細谷(治)委員 今私が示した六十一年度地方財政計画、六十年度から國の方の財政から地方財政は押り取られておりますから、地方財政の構造がどういふ状況になつておるのかといふことを私はちょっと調べてみました。

昭和四十八年度、地方財政計画は二兆八千億の規模がふえております。その際に、二兆八千億のうち地方独自の負担分、地方債を加えた費用といふのは大体一兆九千億ぐらい。言つてみますと、大体六七、八%というのが地方財政計画の規模の拡大による地方費の負担分。ところが、六十一年度はどうなつておるかといふと、地方財政の規模は二兆三千億ふえておりますが、その二兆三千億をふやすために、地方の一般財源を二兆五千六百億ふやさないければ地方財政計画はできない。あなたの方のつくつておる財政計画からこういう数字を出しておりますが、この数字は確認できますか。そして、その数字が事実とするならばどういふ現状になつておるか、自治省としての認識を示していただきたい。

○持永政府委員 数字の点につきましては、今御指摘があったとおりでございます。

なお、この地方財政計画の増加額の中で地方費が占める割合でございますが、これは一般的に申しますと、どういったか、つまり、国の負担が高いような経費がふえる場合あるいは逆に地方単独がふえる場合、いろいろございいますから、そういった経費のふえ方によってこの割合は変わってくると思っておりますけれども、六十一年度については、先ほど申し上げましたとおり、あるいはただいままさに御審議いただいております法案によりまして国の負担割合が下がってくるということによりまして、この地方費の負担が当然ふえてくるという状況になるわけでございます。

○細谷(治)委員 五十年以降、石油ショック以降の国と地方との関係を見ますと、国の財政も大変でありますけれども、今や地方財政も構造的に文字どおり危機に瀕した。例えば、公債費負担比率が非常に高くなっている。危険区域と言われる一五％を超えたところ、あるいは二〇％を超えたところ、破産に瀕しておるという団体が三千三百余りにも非常にふえたという指摘はありますけれども、あなたの方でつくっておる地方財政計画を見ても、構造的に今のような状態になっておる、こういうことを私は指摘したいのです。

総理大臣、私は非常に心配しているわけですよ。そういう構造的な面について、私の指摘のとおりだ、こういうふうにお認めになりますか。

○中曽根内閣総理大臣 地方財政計画を見ますと、県によつて、また団体によつていろいろ差はございますが、概して苦しい県がふえつつあるように思います。これらをどういうふうに調整していくか、これは地方団体あるいは自治省でいろいろ相談をすることでもあり、また国と地方との関係においてどういうふうな資源の配分等を行うかという点も相談すべきことであります。いずれにせよ両方が助け合つて、相手は国民全体でございますから、国民の皆様方が満足いくように協力

し合うということが大事であり、国がいろいろな政策を行う場合でも常に地方団体の考え方を聞き、その反応を見つ、地方団体に十分なおもんばかりを持ってやるべきであるというふうに考えております。

○細谷(治)委員 私のお聞きしたいポイントの周辺でお答えいただいて、まことに残念であります。間違ひなく、地方財政の基準である地方財政計画の構造というのは大きく変わつてしまつておる、こう言えると思つておるのです。

そこで、小さなことでありますけれども、去年の一括法で補助負担金を五千八百億削減をいたしました。その利子をこつと払わなければいかぬでしょう。三年据え置きですね。その利子は幾らと見ておりますか。

○持永政府委員 利子でございますが、昨年の五千八百億の財源補てんのために発行した地方債の利子というふうな理解してお答え申し上げますけれども、五千八百億のうち一千億は交付税で補てんをいたしましたから、これは利子が交付税でございまして、四千八百億の地方債の利子ということになります。団体によつて若干利率等も違ひますので、的確には今数字も持つておりませんが、仮に六％程度の利子ということになりますと三百億程度になるのではなからうかと思つてます。

○細谷(治)委員 三百億程度とおっしゃったが、これは計画からいいますと大した金じゃないのですよね。去年は削減して地方債を借りた。それは年度当初、四月一日から借りておるわけはないですね、年度の半ばから借りておるのですから。大体において六十一年度に払わなければいかぬ利子の金額は百二十五億です。それをあなたの方で交付税の基準財政需要額に計入する場合に、一部は一〇〇％、いわゆる国の方からの都合でカットした分については一〇〇％、そうでない部分については、公共事業をふやすために八〇％という原則がありますから、それで恐らく年度の半分ぐらいで、半年ぐらいて百二十五億円利子を払い

なければいかぬということになる。あなたは一年間を見て三百億程度であると言つたが、やはり担当、数字はきちんと頭に入つておるようでありませう。これはだれも知らないですよ。去年借りたその利子は一体どうなつておるのだと言つたら、利子は適当にやつておるだろう。三二％の交付税で食つておるわけですよ。これは大蔵省も知つておるかもしれないけれども、知らぬかしれぬぞ。私の今の言葉は正しいのですか、どうですか。

○持永政府委員 数字はちよつと的確に申し上げかねますが、事柄としては今御指摘のあったとおりでございます。ただ、交付税でこの公債費について基準財政需要額に算定をいたしますが、その場合、投資的経費の国庫補助の引き下げ分につきましては、その半分を一般会計から別途加算をするということに相なつております。

○細谷(治)委員 もう一つの話は、行革審の答申の中で、十兆円近い交付税を聖域として扱つておるのはいくらぬ、三二％は高過ぎるぞと言つておる。そこで、地方交付税というものは、基準財政需要額と収入額を計算して、収入額というものは都道府県の場合は実際の税収の八〇％、市町村の場合は七五％というものが基準税額ですよ。そうすると、基準税額と実際の税収の差が都道府県の場合は二割、市町村の場合は二五％余分なものでございなか、この金を削れば交付税は減らすことができません。私もちよつと計算してみまして、仮に都道府県を五％基準税額を引き上げる、市町村を五％引き上げるとしますと、大体において九千億円ぐらゐの金が出てくるわけですよ。それを削ると、来年度の予算編成では三兆四千五百億ぐらゐの要調整額だと年度初めの大蔵省の中期展望の中で出ておる。したがって、大体予算をつくるときには留保財源の引き下げをねらつておるのですよ。大蔵省はねらつておらぬようでありませうが、行革審はねらつておるようですね。こんなことはできませんか。私はおかしいと思つたのです。それは地方と国との財政関係を知らぬ人の言葉ですから、ひとつ教育の意味も含めて、自治大臣、簡単に明瞭に

答えてください。

○小沢国務大臣 ただいま御指摘の基準税率を、留保財源でございますが、仮に小さくいじれば、結局基準財政需要額の増加ということになるものでございまして、これと交付税の問題とは全く別の次元の問題でありまして、そういう議論を一部なさつておる方もあると聞いておりますが、折に触れましてそのことにつきましては私もよく説明をいたしまして、理解してもらつておるところであると考へております。

○細谷(治)委員 大臣、自信を持って答えたが、基準税額と実際の税収との間に二〇％、二五％とすき間があいておるのには要らぬ金だ、それを取り上げれば国の予算は案にできるじゃないかという言を、特に財界あたりの人が出している。私は意識的だと思つたのです。仕組を知らぬはずがないのですよ。持永さん、あなたは責任者だから、それについて詳細なレポートですか、自治省の考え、かつて大蔵省が財政の状況についてPRしましたね、それぐらいのPRをしていただく意味において、やる意思がありますか。

○持永政府委員 留保財源の問題は、技術的な面もございまして、なかなか理解していただくにくい点もございまして、私も私ども資料もつくつておりますので、なるだけ関係の方々へそういう資料もつて御説明申し上げたいと考へております。

○細谷(治)委員 話を交えて、持永さん、借金を返済するために元利について交付税でカウントしておりますね。六十一年度は需要額に対してどのぐらゐのカウントしておりますか、都道府県分、市町村分合せてその元利償還、借金払いのための需要額の裏づけ。

○持永政府委員 普通交付税の算定はまだ今からでございますので的確な数字を申し上げにくいわけでございますが、先ほど御議論のございました国の補助率の引き下げによって発行した地方債につきましては、先生おっしゃいましたように一〇〇％の分と一部八〇％がございませうが、それを算

入することにいたしております。

○細谷(治)委員 算入した経緯を聞いていますのだけれども、六十一年度はこれから計算するでしょうが、六十年度は大体一兆七千億の需要額になっているのです。交付税総額の七〇％というのはそれで食われておるんですよ。あなた、そこに財政担当の人がおるのにすく頭の中に浮かばないというのはいかしくない。これは一兆七千億という需要額にまずカウントされてしまうのです。ですからその意味において、借金を重ねることによって、交付税は聖域だ、聖域だと言われておりますけれども、何も聖域ではない、タコ足食いのようにどんどん総額は減っていつおると言わざるを得ないのですけれども、いかがですか。大蔵大臣、今自治省は私の言うことにあるいはうんと言いかもしませんが、その後で大蔵省はどう見ているのか、それもひとつつけ加えて答えていただきたい。初めに自治大臣がいでしょうね、それから大蔵大臣に答えていただきたい。

○持永政府委員 今御指摘ございました一兆七千億という数字は、公債費全体の数字かと思っております。これは財源対策の地方債だけでございます。昭和五十年以降かなり起債がふえておりますので、交付税の需要額の中で公債費の占める割合がだんだん高まっております。これは事実でございます。そして、そういった意味で、当然のことながら全体的にこの地方財政の運営も厳しくなっているということは言えるかと思っております。

〔小泉委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕

○小沢国務大臣 今政府委員からも答弁いたしました。御指摘のように、いわゆる起債の借金の元利償還等が非常に大きくなっておりまして、それが地方財政におきましても非常に厳しい状況であることは事実でございます。また交付税の大きな割合を占めておることも事実でございます。私どももいたしましては、そういうような状況によって地方財政の運営に支障を来す結果にな

らないように、今後とも交付税そのものの問題とかをいろいろな角度から検討しながら、健全な地方財政の運営に資するように努力いたしたいと考えております。

○江崎国務大臣 これは非常に重要な問題でありますから、私からもお答えしておきますが、地方債の元利償還については、地方財政計画の策定に当たって常にカウントしておるわけです。したがって、もし不足が生ずれば所要の地方財政対策を講ずることにいたしております。それで、建設地方債の増発に伴う元利償還費の増によって地方財政の運営に支障を生ずることのないようにしてやる、こういうことでございます。私も自治大臣をやった経験がありまして、今あなたとのやりとりで思い出しました。

○細谷(治)委員 大蔵大臣は建設地方債を発行したと言っている。これは元金と利子払いということとはやらなければいかぬです、逃げられない。経常経費もこれは最小限逃げられないのです。どこをねらってくるかという、一番問題は投資的経費です。その投資的経費を本来ならば交付税でカウントしなければならぬわけでありまして、建設地方債を充てる、そして経常経費の方に振りかえて追い出している、こういう現況になっているわけですね。

ですから、どういうことになっているか大ざっぱに言いますと、交付税の基礎になる基準財政需要額というのはおおむね七〇％が経常経費、平常なときには投資的経費に二八％か二九％、残りの一％が災害対策とか何とかの借金払いになっている。今はどうかかといいますが、経常経費の七割は変わりませんけれども、交付税の総額が足らぬものですから、借金は払わなければいかぬ、したがって、どこへ行くかという投資的経費に逃げ込んでおる。その投資的経費は七〇％ぐらいふえておるから、これはもう交付税の総額が足りないから、計算をしてみますと投資的経費がめちゃくちゃ不安定です。ですから八月に計算しても

らってみなければ、地方は幾ら交付税がもらえるのか、どういう仕事をしたらいいのかという財政計画も立たない、こういう現況になっておることは事実であります。私は誇張して言っているわけじゃない。それが事実であります。そういう事実をお認めになりますか。そうして、認めたらどう対応しようとしているのか、お答えいただきたい。

○江崎国務大臣 これは、どうも残念ながら事実だと私も思っております。各年度の交付税については、地方財政計画の策定を通じて地方財政の円滑な運営に必要な額を確保する、これはやはり原則としては心得ておるところであります。

○細谷(治)委員 時間が来ましたから、終わります。

○中西(啓)委員長代理 坂口力君。

○坂口委員 時間が短うございますので、端的に御質問を申し上げたいと思います。

補助金の削減を行わなければならないかと思いましたが、その中で、社会保障費の増大という一つの大きな要因であったと思っております。今回の法律案を見ても、対象法律四十八法ございまして、その中に厚生省関係十四法が含まれております。この社会保障費は補助金削減法をつくらしめた要因でもありまして、また、削減によって最も大きな影響を受ける分野でもあるわけでございます。この法律案が約束どおり三年で終わることができかどうかというのは、これは社会保障費の増大にどう対応していくかということによって決定すると言っても過言ではないかと思っております。社会保障費の将来推計につきましてはいろいろの数字が出ておりますから、今さら申し上げるまでもありませんが、一九八〇年に對して二〇〇〇年では約二倍、大ざっぱに申し上げてそういう数字になろうかと思っております。二〇一〇年になりますとまた三倍になる、こういう数字だと思っております。大きな間違いはなからうかと思っております。

厚生大臣、きょう午前中にちよっとお聞きしましたが、十分な御答弁はありませんでした。来年

度の厚生省の当然増というのはどのぐらいになるのか、それから五年後はどうなるかということをもう一度ひとつお答えをいただきたい。

○北郷政府委員 当然増の来年の見込みでございますが、概算要求段階で試算しておりますので、六十一年度はまだ現段階で試算しているわけではございませんが、ただ、最近数年間を見てもいりますと、大体八千億から九千億程度の当然増の経費が厚生省の関係では出ておるわけでございます。したがって、来年度につきましてもほぼその程度の額の当然増が生ずるといふように見えておるところでございます。

それから六十五年ということでございますが、いろいろな推計の仕方がありますので、六十五年までは毎年大体今申し上げましたような数字の当然増が続いていくという、同じような傾向に進むのではないかとこのように見えております。

○坂口委員 そこで、総理、五十九年には健保の一割負担導入がございました。それから六十年年度は年金改革で給付額の引き下げがございました。ことしはこれらでございまして、自己負担の増額がここに提出をされておるわけでございまして、五十九、六十、六十一年と当然増に切り込む主なものがあつたわけでございますが、年金の方も済みましたが、健康保険の方も済みましたが、もう来年の当然増を切り込む環境というのはいないわけでございます。私はもうこれはちよっとないのではないかと気がするわけでございますが、いかがお考えでございますか。

○今井国務大臣 お説のように厚生省の予算につきましては、厳しい財政が続く中で制度の長期的な安定を保つ見地から、健康保険とか老人保健制度の改革に取り組む一方、厚生年金の国庫負担の繰り延べというふうなことで、事業運営に支障のないような工夫をしながら予算編成を行ってきたいことは先生おっしゃるとおりでございます。しかし、今後とも人口の高齢化などに伴いまして相



当規模の当然増が生ずることを考えますと、従来のような手法で予算編成を行いますことは一層困難になるのではないかと私も考えております。

そこで、今後とも社会保障の水準というものはどうして維持しなければなりませんから、どうして具体的に予算を編成していくのかということにつきまして、予算編成のあり方なども含めまして今後関係当局と十分相談をしながら幅広い見地からひとつ検討してまいりたい、こう考えておるものでございます。

○坂口委員 実は、きょうも高齢者対策企画推進本部の報告が発表になりましたが、厚生省はかねてから社会保障特別会計の設置についてという試案を考えておみえになるわけでありまして、六十二年度にはこういう方式というものを要求されるおつもりでございますか。

○今井国務大臣 いろいろ部内で検討はいたしておりますが、六十二年度からそうするということはまだ今決めておりませんわけではございません。

○坂口委員 総理は、社会保障特別会計につきましてどのようにお考えでございますか。

○中曾根内閣総理大臣 一つの示唆あるアイデアであると思っております。恐らく、年金そのほか社会保障体系の安定性を考えたアイデアではないかと思ひます。

○江崎国務大臣 ちょっと補足させていただきますと、総理がおっしゃる通りに、確かに一つのアイデアと評価するものであります。しかし、これはやむを得ずば安易に墮する、そして聖域をなくして財政再建をしようというときに、これが聖域化する憂いなしとしない。この点を十分配慮しない限り、採用ということとは困難ではないかというように評価しております。

○坂口委員 特別会計の必要論には、大きく分けまして大体三つの意見がございます。一つは、年金でございますとか、医療よりも年金が主でございますが、超長期の中で考えていかなければならないものである。また、一般の予算は単年度主義でやっていくものである。この単年度主義の中で

超長期の年金等を含めた社会保障というものを考えるところに無理があるので、これはひとつ切り離していく必要がある。これは本質論から出る議論でございます。もう一つは、一律シーリング方式で予算編成のときにもうこれ以上予算を組むことができないという、予算編成論からまいりますところの議論でございます。もう一つは、新税を社会保障税とするという税制論からまいりますところの案もございします。

本質論、予算編成論、税制論、大体この三つに分かれますが、総理のお考えは、この三つのうち大体どの辺のところでございますか。

○中曾根内閣総理大臣 私は、まだ賛成していませんので、そういうアイデアであると拝察いたしておりますと申し上げておるのであります。これは、江崎長官が今発言なさいましたように、いろいろな問題が含まれていると思うのであります。しかし、一つのアイデアではある。こういう大体行き詰まってきた状態ですから、そこに持ち出されてきている一つのアイデアですから、我々の方としても勉強してみたいと思っております。ところでございします。

○坂口委員 せっかく分けて申し上げたのです、残念でございます。

いづれにいたしましても、この特別会計の考え方がいろいろの方面であることは事実でございます。きょう報告されました高齢者対策企画推進本部の報告の中にもこの設置のことが書かれてあるわけでございます。厚生省としてはかなり突っ込んだ存在になっているのではないだろうかと思ひわけでございます。今総理も、一つのアイデアではあるけれども、まだそれに賛成している段階ではないというお話をございましたので、この議論を進めることをはばかるわけでございますが、ただ、これから考えていただきます材料としてひとつお考えをいただきたいと思ひわけでございます。

それは、厚生省の考え方の中に、「財政再建期

間中は、「新たな特定財源を導入する。」といったしまして特別調整保険料、この特別調整保険料というのがどういう意味なのかちょっとよくわかりませんが、厚生省の試案の中にはそういう言葉があるわけでございます。または福祉目的税、こういう言葉が入っております。福祉目的税にいたしまして、特別調整保険料にいたしまして、今まで社会保障の中でどの部分だけをとるかもこれはいろいろ議論がありますが、今、年金と医療なら医療というこの二つを対象にするのもし仮定をして考えました場合に、例えば新しい保険料あるいは目的税をつくりましてそれをこの二つに充てるといふことになりまして、今までそこに例えれば二十兆円から二十兆円というこれに充てられておった予算があるわけでありまして、もし新しくそこにつくってそれを充てるといふことになりまして、今までそこに充てられていたものは要らなくなるわけでございます。そういういたしますと、目的税という形でこれを導入されたといいたしまして、今までもそこに使われておったものは別のところに使われるわけでありまして、これは目的税とは名のみで普通の増税と変わらないといふことになると思ひます。

ですから、私がここで厚生省の考え方をまずお聞きをしたいのは、特別調整保険料または福祉目的税というこの考え方が、対象とする年金なら年金だけあるいは年金と医療なら年金と医療だけという、それを全部そっくり増し税金をつくるおつもりなのか、それともそうではなくて、毎年当然増が出てまいりますが、その当然増だけを別途の保険料あるいはまた税制で埋めていく、そして残りのところは「増税なき財政再建」というものを守っていくというふうになるのかによつて、話は大きく変わってくる。これは大変大事なところだと思ひわけでございますが、厚生省の考え方というののどちらでございますか。

○北郷政府委員 今先生おっしゃいました特別調整保険料とか福祉目的税というふうなお話は、増岡前大臣の構想の中に述べられているものでござ

いまして、厚生省としてこういうふうなことをいうことではございません。それは一つ御説明をいたしておきます。

それから、ただいまの、仮に特別会計の財源を考えていく場合に、仮にの話でございますが、福祉目的税というものをつくってその分を全部入れると今までもあったものはどうなってしまうか、こういう問題は確かにあるわけでございます。ただ、そういう従来ある分を全くのけつてということでございます。それこそ財政再建という問題とは全くかけ離れた結果をもたらすわけでございます。その分がほかへ回るわけでございます。それは結局野方図な財政ということにつながるおそれがあるわけでございます。私ども仮に考えをいたしまして、はつきりその辺の歯どめをかけた考え方をいたしませんと何のための特別会計か、こういうふうな議論は出ると考えております。

○坂口委員 高齢者対策企画推進本部の報告を見せたいでございますと、「行政組織・機構の再編、改革を図るほか、「社会保障特別会計構想」にみられるように社会保障財政についても見直しを進めていく必要がある。」云々、こういうふうになっております。この問題にきょうも触れておみえになるわけでございます。そういたしますと、この推進本部の報告は、これはそっくりそのまま厚生省の意見になったということではないんだらうと思ひますが、しかし事務次官が中心になつてまとめられたものでありますから、厚生省の意見というふうにして申し上げてもよろしいのではないかと私は思ひます。先ほど私が挙げました特別調整保険料でございますとか福祉目的税という言葉はいわゆる増岡試案と言われるものの中に出ておるものでありますから、これをそのまま申し上げるのは失礼かと思ひますが、しかし、こちらの方の企画推進本部の報告は一応厚生省の意見というふうにとらせていただいてもいいのではないかと思ひます。

ここで考えておみえになるところの社会保障特

税にするというわけにはいかぬじゃないかと、さまざまの問題があるのです。しかし、来年度予算等も考えますれば、自然増がかなりあることはもう事実でありますから、いづれ解決しなければならぬ問題でありまして、一つのアイデアとして我々も勉強させていただきたいと思う次第でございます。

○坂口委員　来年度あたりにおきましてはあるいはまたいろいろの知恵を出してもらって、新しい自然増のところに埋める財源を特に求めなくても現在の枠組みの中からそれは求められるかもしれない。



ところが、国会におきましては、これを言っているか悪い、ちょっと気分を害さぬようにお願いしたいと思いますが、平泉さんの発言が出て、この問題にひっかけてひょうたんからこまが出たと言っているのが適当なんでしょうか、とにかくフィリピン等対外経済援助に関する調査特別委員会を設置しようじゃないかということで、議運で現在協議中であります。まだどういふものになるかわかりません。そのことにつきまして総理の心境といたしましては、要らざるに要らざることをしてくるなという御心境でしょうか、いかがでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 政府は疑惑の究明に全力を尽くしますと、そう申し上げているのであります。自民党も一体でございますから、あの特別委員会、調査委員会の設置についてはあなた方がお考えになると驚くくらい早く賛成申し上げたわけですから、その構成等については今各党で商議が成立するのを見ておる、そういうことでございます。

○岡田(正)委員 総理は非常に前向きな発言をされました。大変安心をいたしました。これで資料の取り寄せ等至極円滑に動くことであると思っております。フィリピンの方は、日本国政府あるいは適当なる機関から御要求があればいつでも必要な資料は御送付申し上げると、ここまで言い切っております。そのことについても今の御発言から考へると、資料要求が委員会から出てまいれば、これはもう政府としては前向きに取り組む、対応するということに受け取ってよろしくございませうか。

○中曾根内閣総理大臣 将来委員会ができました、委員の一致としてそういう意見が出てくれば、政府はできるだけ御協力申し上げるべきものと思っております。ただ、行政府と立法府は独立でございまして、フィリピンの方もしつかりとした政府があるわけでございますから、そういう政府関係、外交関係の処理にも当たることになりますので、これは外交慣例とか国際法とかそういうものの

をよく考えつつ行なわなければならない、そう思います。

○岡田(正)委員 今まで考えられておりました概念というのは、こういう対外の経済援助は政府から政府へ渡されるものであって、向こうが受け取った後は差し上げた国の方がごちやごちや言うこととはないわいというふうな感覚で野方図にされておったことで、やはり今回のようなああいう非常に乱れる事件が出てきたのではないかと私は思っています。だがしかし、その金そのものは国民の金でありますから、お粗末な扱いをしてはいけないことはもう当然であります。ですから、これのために究明もしなければなりません。そしてどうすればそういうことが防げるかということも慎重に検討しなければなりません。

それはそれでありますが、しかし、このままフィリピンに対する対外援助を凍結しつ放しにしたら大変なことが起きてくると思うのであります。これは、アキノさんが我が塚本委員長に訴えたこととでありますけれども、その要旨を申し上げますと、私は大統領になりましたけれども、これから向こう一年の間に、国民の皆さんがなるほどおれたちの生活は確かに変わってきたなという何か感じを受け取るようにならなければ大変なことが起きてくるのじゃないか、国民は、二重の失望を味わったそのあげく、どんなことが起きてくるかわからない、下手をすると左翼勢力が物すごい勢いで台頭してくるのではないかとさえ実は心配をしておるのであります。だから、いわゆる正常な援助は早くひとつ開始をしていただきたい、もう一日も早くいただくことをお待ちしております。こういうことをアキノさんは訴えておるのであります。それが、それに対して塚本さんがこういう提案をしました。

これは仮称でありますけれども、経済援助評価委員会というふうなもの、例えばその中身は、政府あるいは学者それから民間人の三者で構成をいたしまして、日本にもフィリピンにもそれをつくって、両方の評価委員会が合意したものは速やか

にぱっと実施をするというふうな形に持っていきたいかがでしょうか、こういって試案を言ったところ、これに対して反応を示したのは、アキノ大統領、ラウレル副大統領、ボスワース駐比アメリカ大使の三人が三人とも、これはもうまことにベリー・グッド・システムである、ぜひ急いでいただきたい、私も大賛成だと言って評価をされたのでございますが、こういう考え方につきましては総理はいかが思われますか。

○中曾根内閣総理大臣 塚本委員長のいろいろな御努力については敬意を表するところでございまして、いろいろ建設的なアイデアもお出しになったように承っておりますが、まず第一に大事なことは、今回のいろいろな状態にかんがみまして、万が一にも不正事件があるとすれば、こういうことを絶対繰り返してはならない。繰り返さないためにはどういふことをやるか、仮に不正事件があったという場合には、その始末をどういふふうにするか、そういうような点を厳重に究明する必要は私はあると思うのです。

そういう意味で、フィリピン政府側のもろもろの調査がどういふふうに進んでいるか、どういふ刑事事件が起こりあるいはどういふ腐敗事件があったか、それに日本がどういふふうに関与していたかという点もよく正確にかみ出して、その上に立って今度は、日本の国内法あるいは国会の皆さんの御意見等もよく勘案しつつ、どうすべきかという点を政府は処理していくべきである。それで、最終的には、これは日本とフィリピンの政府間が外交文書、交換公文をもって決め、その前にはいろいろなフィジビリティ・スタディー、調査もやり、それからプロジェクトごとに一つ一つ点検をして、どういふ金額でどうするかということも決めてきておる、ちゃんとした手続でやってきておるものでございますから、それがどういふふうに使われたか、どういふふうな展開になったかという点も先方の資料等も見えてよく調査した上で、フィリピン政府と日本政府がこういふことを起こさないためにどういふこ

とをやったらいいか、外交当局を通じて将来の対策について協議すべきことであると思っております。そういう段階に至れば私たちはフィリピン政府と相談したい、そう思っておりますのでございませう。

それから経済援助につきましては、今回のいろいろなケースにもかんがみまして、やはり相当なしつかりとした計画、手続が必要であります。その基本は、まずフィリピン政府側が経済再建、財政再建について今どういふお考えで前進になるのか、我々のところにはまだ全然連絡もございません。アメリカにおいてもIMFにおいても、ともかくフィリピンに経済協力している国が一つのクラブみたいなものをつくっております。この国際的な関係等もまた考慮する必要もありません。国際機関はフィリピンに対して、こういふふうに行っていただければお金は貸せませんよというわけ、IMF等を通じていろいろコンディショナルティを出しているわけですから、それで、旧政権のときに、ビラタ首相がこのために随分世銀やIMFを往復して苦勞をきたした面も私は見ております。またフィリピン国民にある程度耐乏を強いた点もあるわけですから、さもないとIMFはお金を貸しません。そういうふうないろいろな厳しい環境の中でこういふものは行われておるのでございませう。

したがって、まずフィリピン政府側がどういふ経済再建なり財政計画をお持ちであるか、そしてそこに日本の援助がどこにどういふふうな必要であるか、そういう点の合点がいきますと、大事な国民のお金を処理することでございますから、何でもかんでも出してやれ、出してやれというわけ、どんぶり勘定で出すというわけにはまいらない。これはやはり厳密な手続を経てやるべきものである、そう思っておりますのであります。

○岡田(正)委員 時間が参りましたので、最後の質問だけにさせていただきますが、今、総理から非常に細かく御答弁いただきましたので、決意のほどがわかってありがたく思っております。

そこで、いま一つ最後に御提案申し上げておきたいのですが、とかく対外援助というものは、何かしらつまみ金、つまみ銭あるはどんぶり勘定というふうな感覚でしか国民に受け取られていないと思うのです。それでこういう問題が起きてくる、あつてはなりません、なくてはならないのでございまして、この事件を契機といたしまして、やはり政府としては毅然とした態度をもって、いやしくも疑惑を受けることがないように、対外援助等基本法と申しますか、仮称であります、国民に説明できるようにしつとした基本法を制定する必要があるのではないか、今がその時期ではないかと考えておりますが、総理の決意はいかがでございましょう。

○中曾根内閣総理大臣 対外援助基本法の構想は、前から時々国会でお聞きしております。おりますが、今回の事件等々もよく反省して、よく検討の上でこちらも勉強してみたいと思っております。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。

○福島委員 経塚幸夫君。

○経塚委員 今の引き続きまして、マルコス疑惑の解明問題について総理にお尋ねしたいのであります。

この問題は連日のように報道されておりますが、国民的関心の最大緊急事となっておりますが、本当にこれを解明するには、資料を明らかにするかどうか、ここに焦点が絞られておると思いますが、そこで、今総理は、フィリピンに対する資料提出要望に対して、委員会が設置されて委員の一致した意見であればフィリピンに対して提出を求める考えがあるかのように承ったわけでありませんが、もし委員会が設置されても委員の一致した意見でない場合には、それでも政府としてはフィリピン側に資料の提出を求めるのか求めないのか、その点はいかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 対外関係を処理するといふのは、今まで外務省を通じて政府がやってきておるところでございます。国会からの御要求があ

れば、我々はそれを受け取ってできるだけ国会に御協力申し上げるという基本姿勢で進むわけでありますが、国会の御要求が委員会から出てくる場合、委員会内部においてどういう形がとられてきたかということも、今までの国会の慣例等もございまして、そういうものも踏まえて、国会の意思を統一していただけるものと考えております。

○経塚委員 私が尋ねたしたのは、もちろん国会の意思が反映される手だてとして委員会が設置され、そこで一致して資料の提出を求めるということは当然であります、フィリピン側は、ラウレル副大統領の言によれば、日本政府の要請があればフィリピン側の資料は提出しようというところでありますから、当然国会が疑惑解明について国民に責任を負うと同時に、政府がやってくる海外援助に対してこういう疑惑が生まれているわけでありまして、政府みずから資料の提出を求めるべきだと考えるのですが、いかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 まずスタートはやはり委員会でありまして、国会の委員会がまとまってきたら御要求が成立するかといいことで、ばらばらの場合は外へはそういう意思は出てこない、それが今までの扱いであると思っております。

○経塚委員 国会を隠れみのにすべきではないです。総理は、政府はみずから進んで疑惑解明の意思があるとおっしゃったのでしよう。それなら政府が求めるべきです。外交上とおっしゃるけれども、フィリピン側は政府の要望があればお出ししようという姿勢でしよう。事は簡単じゃないですか。なぜ求めないのですか。これは了解できない。いかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 今お話があったのは、国会の要求があった場合にやるかやらないかということでありまして、それは国会の調査委員会なら委員会が一つのまとまった意思として外へ発動してくる、あるいは議会の意思として出てくる、そういう場合に政府はそれを受け取って国会に協力

申し上げる、これが筋である、今までの慣例でもある、そう申し上げているわけなのです。

○経塚委員 国会から要望があれば、政府が動くのは当然です。国会は国会です。政府の海外援助ですから、政府も解明の責任はあります。よ、それを通じての疑惑なのですから。国会の要請がなければ求めないというふうなことは、政府が進んで解明するということにならぬじゃないですか。

もう一つお尋ねしておきますが、海外経済協力基金の保有してある資料につきまして、我が党の調査団に対してサロング委員会のパウチスタ委員が、契約書が入手できれば日本企業との契約条件が正確にわかり、それが公表されれば委員会は大変助かる、こう言っておられるわけでありまして、それがいまして、これも外交上の問題はないわけなのですね。フィリピン側は資料が公表されれば助かるとおっしゃっておられるわけでありまして、それがこれは国会にお出しになりますか。

○中曾根内閣総理大臣 国会から御要求があるかどうかということですが、さつきから申し上げておりました。

それから、政府は政府として、日本の援助等について不正あるいはわいりを贈ったとか、そういうようなことがあれば、これは国内法に照らして処理しなければなりません。あるいは、政治倫理という面にかかってくるものがあれば、その面についても我々は重大関心を抱いて解明すべきものはしなければなりません。そういう立場に立つて、政府が独自の見地に立つて行なうべきことを行うことは当然のことです。しかし、これは、犯罪というものが存在するあるいは濃厚にそういう嫌疑があるような場合、あるいは今申し上げた政治倫理というふうな関係で我が党が資料を整える必要があると認めた場合、そういう場合に発動すべきものであつて、めくらやたらに何でもやればよいという問題ではない。いわんや、外国に対して外交通路を通じてやるという問題は慎重に行うというのが当然のことであると考えております。

○経塚委員 外交上の問題は、私が申し上げましたように、フィリピン側はむしろ歓迎しておると言っておられるわけでありまして、そうは言っておらぬということであれば別問題ですが、歓迎するとおっしゃっているわけですから、何ら障害がないじゃないですか。これは明らかにすべきであります。

それから、政府がみずから進んで疑惑を解明しようという姿勢であるならば、フィリピン側に対しても直ちに資料の提出を求めるべきであります。これは新聞にも「後ろ暗いことではないのに疑惑隠しに加担しておるよう、外務省の印象を悪くするおそれがある(外務省幹部)」と報道されております。臭い物にふたをするようなことがあつてはならぬと思う。みずから進んで疑惑解明の先頭に政府が立つということであれば、フィリピン政府に対しても直ちに資料の提出は求める、国会に対しても必要な資料は提出するという姿勢でなければならぬ、このことを重ねて申し上げます。

それから、十三次の円借款四百九十五億圓、これは凍結されておりますが、昨年十二月に政府間で交換公文が結ばれて、あとは融資の契約だけで、こうなっているわけですね。これはいつ凍結解除される予定なのですか。

○太田説明員 お答えいたします。フィリピンに対する十三次円借款につきましては、昨年十二月に交換公文が結ばれておりまして、その交換公文に基づいて、フィリピン政府と借款の手續、実施を担当しております海外経済協力基金との間の借款契約を結ぶ段取りのところ、今とどまっております。今後は、今後双方、特にフィリピン側の準備が整い次第実施に移される予定になっておまして、現在フィリピン側におきまして、この十三次借款をどういうふうに取り扱っていくかについて検討が行われていると承知しております。



○経理委員 今御答弁があったわけでありすが、総理、そういったしますと、これは十二月に交換公文が結ばれて、あとは実際に融資の手続をするということに解凍できるわけでありすが、御承知のようにフリーピン政府は、前政権と違ひまして今後不正のないようにという今の政権でございますから、これはフリーピン側の条件が整い次第直ちに凍結は解除すべきである、かように考えますが、重ねて総理の方からの御答弁をお願いしたいと思ひます。

○中曽根内閣総理大臣 我々は、対外経済援助はある特定の政府のためにやっておるのではないのです。その国の国民の福祉や民生の安定のために、国民を中心に、国民を指して実はやっておるわけで、いかなる政権に対しても同じであります。そういう基本的立場に立ちまして、やはりかかるべき手続はきちんと経て行かうというのが正しいと思つております。

交換公文も既にできておまして、いよいよ今度は契約を結ぶという場合でございますが、フリーピン政府側が内部的に調整して意思表示をしてくる、手続を踏んでくる、そういうことを待つてゐるという状態なので、今フリーピンの政府は、ともかく政権ができていろいろ物事を秩序立てるのに一生懸命な時代で、経済的な政策や何かまでもなかなかまだ手が回らぬようにも伺ひます。オピン大蔵大臣も近く来るとかいうお話でございますから、順次そういうお考えも明らかになつてくると思ひますが、ちゃんとした手続を経てやつていきたいと思いますのであります。

○経理委員 続きまして、補助金カットの一括法の問題についてお尋ねをいたします。

総理の手元へ資料をお渡ししてございますか。私が昨年の二月十九日、総理にお尋ねいたしましたところ、総理はこうおっしゃつたのですね。「政府と地方公共団体との負担の割合は変化はありませうけれども、それによつて今まで受益されておつたものは待遇を受けられておつた皆様方に

対する扱いというものは変わらない。こうおっしゃいました。

そこで、私は資料をつくつてみました。「福祉関係施設設備事業費と財源内訳」でございます。簡単にわかりやすくするために、総事業費、国庫負担分、地方負担分、費用徴収分、それぞれ最下段の一人当たりというところをごらんいただきたいと思ひますが、例えば総事業費は、一人当たり五十六年度五十三万七千六百円、六十一年度これが七十万八千七百円、三一・八%ふえております。ところが国庫負担は、一人当たり三十一万二千七百円が二十五万五千三百円、実に一八・四%減らされておるわけでありまして、一方、地方負担は、七十七万三千三百円が二十五万一千三百円でありまして、実に三・二五倍であります。さらに、問題は費用徴収分、入所者並びに保護者の負担分でありまして、一人当たり十四万六千七百円が二十万二千三百円三七・八%、わずか五年ほどの間にこれだけの負担がふえておるわけでありまして、

国と地方の負担割合の変更だけではないです。明らかにこれは入所者さらに保護者の負担がふえておるじやございませんか。しかも、国庫負担を削減した分がそっくりそのまま費用徴収の本人の負担分となつておる。例えば、五十六年から六十一年を比較いたしますと、国庫負担の削減分が一人五万七千四百円でありまして、費用徴収でふ何のことはございませぬ、国と地方の負担割合の変更だけではないじやないですか。明らかに国民への負担軽減じやございませんか。これでも変わりはしないとおっしゃるんですか、いかがですか。

○小島政府委員 本人並びに扶養義務者の費用負担が逐年増加してきておりますが、これは例えば老人ホーム等につきましては、五十年から急激な負担増を避けるため費用徴収を開始したわけでございますが、逐年限度額を引き上げる、また、その同じ所得階層につきましても徴収額を逐次引き上げて、急激な負担増にならないようにするという配慮のもとに引き上げてきておる結果でございます。

いますし、また身体障害者施設、精神薄弱者施設につきましては、本人徴収が六十一年度から初めて開始されるという事情を反映したものでございす。

○中曽根内閣総理大臣 政府委員御答弁のとおりです。

○経理委員 御答弁のとおりといひましても、これだけ歴然と国民負担がふえておるわけですよ。何の影響もないというのは、私はもつてのはかだと思ひますよ。

一応これで総理への質問は終わります。

○福島委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 江崎さんにお尋ねをさせていただきます。大蔵大臣代理、また副総理格というお立場でございますので、本来、総理にもお尋ねをしなければならぬ問題を含めてお尋ねをさせていただきます。今、政府は、六十五年度赤字国債発行ゼロという、いわゆる「増税なき財政再建」路線というものを進めておられますが、これはあくまでも堅持するという方針でございますか。

○江崎国務大臣 これはやはり堅持するということをしれば大蔵大臣も言つておられますが、こういう努力目標を外すと今やっております行政改革も根本的におかしくなつてしまふ、やはりこれは堅持の方向を進めていきたいということを申し上げておきます。

○岡田(正)委員 江崎さん、委員会だからというて遠慮なさいますか。今の政府では、経済についてはもうこの人をおいてはかたはらないというのが江崎さんなんですから、財政もしかりなんです。ですから本当のところ、本音を——そんなこと言つたつてそれはだめよ、できるものかと本心は思つておられませんか。

○江崎国務大臣 本音はやはり堅持すべきである。これはいろいろなやりくり、また切り詰めたことをすることによつて、例えばNITの株式の問題もありましようし、いろんな問題もありますか

ら、先ほども私は責任逃れで臨時代理と言つたわけじゃないので、あえて今は大蔵大臣であることは間違ひないのですから、やはり責任を持つて堅持する、こういうことをお約束申し上げたい。

○岡田(正)委員 大蔵大臣、質問をいたします。いわゆる「増税なき財政再建」路線というのを堅持すると今お答えになりましたが、堅持するとなれば、これまでの一律緊縮財政路線に基づく財政の厳しい抑制制というのは今後とも続くものと見てよろしうございませうか。

○江崎国務大臣 現在、御承知のように、総理が言つております税制改正については税調に諮問をしております。しかし、これとて「増税なき財政再建」という根本方針を変えないで、何かやりくりをしていこうという発想に出るもののように私どもは受け取つております。

しかし、やはり財政経済というのは弾力的に運営しなければならぬことは言うまでもありません。そのときに、何といつても民間活力の引き出しということが、非常に大事だと思つております。今度の前川研、経済構造研究会という中期目標の報告でも言つておられますが、日本一國だけがGNPの三・六%というような経常収支を計上しておるといふことは、容易ならぬことだと思ひます。

それは世界から見れば、日本というのはもうひとりよしとして他を顧みないのかという、独善者のそしりを免れないようにも思ひますので、これは改めていかなければならぬ。そうかといつて、財政がにわかによくなるめどはありません。堅持をするとは申しましたものの、なかなかそこに名案があるかといふと名案があるわけではありませぬが、もうくどくなるから数字は繰り返しません、とにかくにもアメリカよりも財政事情は悪うございます。しかし、国民の貯蓄率は非常に高い。そうかといつて、地価は高いし、家は建たない。そんな懷までねらうかということになります。しかも、国民一人当たり平均四百四十万円ぐらいの借金を抱えています。ですから、とにかく経常収支の五百億ドルという金はどこかに

あるのですから、これがアメリカの高金利に引き寄せられたり、マネーゲームという不景気の株高といったふうの流れに流れないように、何らかの経済措置をとって、そしてその金を海外投資よりも国内の公共投資に引きつけていく、これが大事なポイントだと私は思うのです。これを努力して、今度は七、七〇と言っていますが、これは消化量もありましようからね、とにかく史上最高の予算を通していただいたのですから前倒しをしよう。しかし下半期に息切れしますね。その息切れの分については民需の活用によって何とかつないでいこう、そのために現在一生懸命特命相としても努力をしておるわけでございます。

○岡田(正)委員 御苦心のほどはよくわかるのでありますが、しかし、いずれにしても緊縮財政路線を踏襲していくことになりますと、国の一般歳出の四十数%を占める国庫補助金というものは、三年間の暫定期間が過ぎた後も引き続き抑制をしていくぞということになるのではありませんか。

○江崎国務大臣 この問題は、既にお答えをいたしておりますように、まだ期間もあることでございます。それで、三年間延ばしたのはけしからぬではないかというおしかりも受けておりますが、これは補助金問題検討会にかけ、数次にわたる臨調答申にこたえて補助金の見直しを行い、そして地方にも責任を分担してもらうものは分担してらおう、こういうことで継続にしたわけでありまして、今後の財政事情また地方財政の情勢もよく見きわめなければなりません。その時点で判断をする問題だと考えております。

○岡田(正)委員 それに関連をいたしますが、こういう厳しい歳出抑制路線が今後も続くか仮定をして考えてみますと、補助率のカットが今度三年間続きますが、三年間続く限り、補助金をさらにその上カットするわけにはまいりませんね。今度の補助率のカットが三年間続くという提案をされているのですから、その三年の間にさらにカットすることとは恐らくできないと思えます。ということになると、考えてみると、結局

のところは地方交付税の減額に手をつけざるを得なくなってくるのじゃないかなと私は心配をするのであります。地方交付税率には手をつけたい、それは心配しなさんな、岡田さん、それは杞憂だよ、手はつけぬというふうには大蔵大臣として言えますか。

○江崎国務大臣 地方交付税のあり方は、私もさつき細谷さんとやりとりしながら自治大臣のころを思い出したわけですが、これは大変な問題でして、国と地方の基本的な財源配分というわけでありま。したがって、これに軽々に手をつけるということはできませんが、国と地方の財政状況を踏まえて幅広い見地から検討を行うことは必要ですが、軽々に断ずる話ではない、さように心得ております。

○岡田(正)委員 竹下大蔵大臣は、この三年間のうち補助金の整理合理化のための検討機関は設けないと答弁をしております。昨年の三大臣合意に基づき補助金問題検討会でも十分な結論が得られなかつたので、大蔵任せで補助金の整理合理化は進むのかということを私はお尋ねしたいのです。そして、各省の枠を超えた検討機関が今後必要になつてくるのではないかと私は思うのであります。いかがでありますでしょうか。

○江崎国務大臣 これは、竹下大蔵大臣がさよう答えておるとすれば、それは正しいと思えます。そして今後の諸情勢の推移、国の財政状況などを踏まえて、もしも変えるというような場合には各省庁との協議も十分必要でございますし、閣議問題でもありましようし、容易ではないと考えられます。

○岡田(正)委員 政府税調の戦後税制の見直し作業の中で、国と地方の税源配分のあり方の見直しは不可欠な課題になってくると思いますが、これは十分検討されておるでございましょうか。

○保田政府委員 先生御指摘のとおり、国と地方との間の税源配分という問題については、国も非常に大きな関心を持っておりま。けれども、地方団体ももちろんそれとおりでございます。した

が、いまして、我々としてもこの問題の重要性は非常に強く認識をいたしております。地方税と地方交付税、譲与税、さらには補助金といったもののあり方、それから国と地方との間の行政事務の配分のあり方というものは総合的に勘案しながら慎重に決めていかなければならないと考えております。

六十二年度にも税制の抜本的な大改正が行われることに恐ろくなるのではないかと思います。その内容につきましては現在税調におきまして国税、地方税全般について抜本的な手直し案の勉強がなされておりますので、それらの審議結果を踏まえて慎重に検討させていただきますと考えております。

○岡田(正)委員 あなた税調のことに非常に詳しいようでありま。それからちょっとつけ加えて質問させていただきますが、その見直しをやっておる中では、地方交付税の見直しは全然考えていまいせんか、いかがですか。

○保田政府委員 大変誤解でございまして、私、実は税の主税局に籍を置いたことがございまして、現在、税調でいかなる審議が行われているかという点につきましてはこのようなか場で御説明をするというのはいかがかと考えますので、お許しをいただきたいと思ひます。

○岡田(正)委員 はい、結構です。私は大変素直とおっしゃってください。続いてお尋ねさせていただきます。昨年度に引き続きまして地方への補助率を一律に引き下げましたね。この基本的な理由は一体何でありましようか。

○保田政府委員 先生は、今の御質問の中で六十一年度の補助率の引き下げが一律カットであるとお。御指摘になりましたが、実は我々の方はそれは考えていないものでございまして、御承知おきのよう、六十一年度の予算編成におきましては、補助金問題検討会の報告にござい

て、政策分野の特性にも配慮いたしました。例えば社会保障の分野でいいますと、老人ホームでありますとかそれから保育所といったような施設が典型的な例でございまして、これは施設の施設につきましては、従来は国の地方に対する機関委任事務というふうな理解をいたしておりました。そういう理解の上に立ちまして、国は地方公共団体等に対しまして、入所のための諸条件とかあるいは施設の基準あるいは人員配置の基準といったようなもので非常に細かい、厳しい規制をいたしておたわけでございます。でございますが、戦後四十年近くなつていいますか、これらの制度がございまして数十年を経た今日におきましては、

国と地方の間の財政事情も相当変わつてまいりました。地方の行政能力も非常に向上いたしております。それから、いろんなそういう施設におきましては、収容あるいは処遇の状況につきましても、世の中随分変わつております。したがって、地方の自主性を尊重した方がよいのではないかと、地方の自主性から、従来機関委任事務と考えられておりました事務を団体委任事務というふうに切りかえをいたしまして、国によるいろいろな規制を緩和することになった。そういうことによりまして、地方の自主性を尊重しながら仕事をやっていただく、そういうことも考えつつ補助率の引き下げを行うというようにことが一番大きなものでございまして。

これらにつきましては、いわば国と地方が割り勘というふうなことで五割なんでございますが、例えば生活保護ですと、従来八割だったものを六十年には七割にしまして、これをさらに引き下げるべきかどうかという点については各方面から大変な御議論がございまして、三分の二に引き下げるべきだという意見もございまして、十分の八という本則に戻すべきだという御意見もございまして。まあ議論の結果、これは十分の七で据え置きということで、再引き下げはいたさなかつたわけでございます。

そのほか、公共事業等につきましても、補助事

業について再引き下げを行うといったようなことは行いまいけれども、全体を通じて、かなりそれぞれの事務事業の性格に応じまして引き下げ率についてはあんばいをさせていただいておりますので、我々は、一律カットと言われるのは甚だつらいというのが率直な感でございます。

○岡田(正)委員 あなたが一律ということにえらいこだわったから、私は物にこだわるのは嫌いなんでありますが一言。

日本語的な意味ではあなたのおっしゃる通りであります。だが、もと言葉をかえて言ったら、大幅な補助率の切り下げ、この方が響きが大きい過ぎて政府に余りよくないのじゃないかと思いましたが、しかし、一律という言葉はやめて大幅にというふうに変えてくれとおっしゃるから、そういうふうな質問の内容を、議事録を変えていただくことにしましょう。

さて、そこで、国に比べて地方財政には余裕がある、地方に協力を求めるのは当然であるというような考え方を大蔵は持ちになっておられるのではありませんでしょうか。

○江崎国務大臣 これは、私、午前中にどなたかの質問にお答えしたときに、ちょっと舌足らずのところがありました。それは、GNP比で日本の赤字は四三%、地方財政は六%、合わせて四九%、こういう数値が出ております。しかし、これは長期債務を言っておるから六%であって、短期の借入金などを入れますと、大体一三%弱という情勢だということをよく聞いております。しかし、国の財政事情は非常に悪いですね。だから地方に責任をしようとする、そういう意味ではございませぬ。

この補助金一律——一律じゃないですか、大幅カットですか。そのカットの継続ですか、これはなぜそういうことになったかというの、地方に負担してもらった地方が措置した方がより適切である、こういうものについては地方に任せ、そしてまた、車の両輪のような国と地方の間柄でありますから、そこで地方の県知事あるいは市町村長の代表、こういった人も含めて補助金検討部会

を開いた上で三年間継続を認めたわけでありまして、国がつかいからそっちの方でこたえてくれという意味ではないわけでありまして。

ただ、国の財政事情に比較すれば、もちろんばらつきはありますよ、東北方面とかあるいは北海道とか。しかし、総じて地方財政にはまだゆとりがある。よく給与の問題で、ラスパイレスの指数で国よりも給与がいいではないかと自治省がやかましく指摘しておられるところがありますが、そういうことなどを考えますと、もともと国も地方も一緒に行政改革をして、簡素化して能率的な官庁でなければならぬということを考えるわけでございます。

○岡田(正)委員 国債残高が国の方は百四十三兆円になる予定、それで公債依存度は二〇・二%。これに對しては地方債の残高は、普通会計分で四十三兆六千億、地方債依存度は八・四%。これらの数字を単純に比較をして、今江崎さんもおっしゃいましたが、地方財政に余裕があると論ずることは、私はまことに遺憾だ。いわゆる地方債の依存度だけを比較に挙げて——ラスパイレスは別でございます。これはよくわかりますが、今の地方債の依存度という関係からいって、それで地方は余裕があるんだという考え方というのは遺憾であると思ふのですが、いかがでしょう。

○江崎国務大臣 おっしゃるとおり、地方にゆとりがあるという短絡的な考え方を持っておるわけではありませぬ。そうかといって、建設地方債の発行額、それから公債依存度、ともに六十年程度より増加しておることは確かに事実です。ところが、国が建設公債の発行を目標にいたしておる上に多額の特別公債を発行しなければならぬという、こういう財政事情を勘案すれば、まあ地方は何とかふえた分ぐらひは許容し得る範囲ではないか、こういうことは言えると思ひます。

○岡田(正)委員 なるほど、今おっしゃいますように、地方の借金というのは、地方債のほかには交付税特会の借入金金の五兆七千億、それから公営企

業債の普通会計負担分九兆五千億がありまして、全体とすると五十八兆八千億円の借金に上りますね。そのほかに債務負担行為も多額に上っておるのであります。また、地方財政は、三千三百もある地方団体の財布を寄せ集めてきたものの今のお話でございます。団体によっては財政事情はそれぞれ異なりますね。単純に全体の数字を比較してみても意味がないと私は思うのです。しかも制度上の制約、すなわち地方税も国が定めた地方税法の範囲内で適用ということになってくるというところもありまして、地方団体の実質的な財政の自主性は乏しく、財政構造も国と異なりましてまことに弾力性に欠けております。この辺の実情を抜きにして、地方財政余剰論を盾に補助率を引き下げ負担を地方に転嫁するということは国のごり押しではないかというふうに私は極言をするのであります。

一般的に言えば、先ほど江崎さんおっしゃいましたように、国の予算は五十四兆八百八十六億四千三百万円、それに対していわゆる借金残高は百四十三兆円、これは大きい、三倍からある。ところが地方の方は、地方財政計画五十四兆円に對して何もかも全部ひくるめたものが五十八兆八千億円でありますから、ほぼとんとんの赤字である、一対一。だから、一対三という国の借金の度合いから見たら地方は余裕があるとおっしゃるかわかりませぬが、今私が申し上げた質問に對してどうお答えいただけるか。

○江崎国務大臣 おっしゃる点はごもっともで、何も地方に国の赤字を転嫁しようということをおっしゃっておりません。

今度の改正は、補助金を総じて見直そうという臨調答申にこたえた意味もあります。また、国の補助金をもらうのに手数をめんどくさくしたうだ、能率的にしたらうだ、こういう重要な指摘もなされておるところでございます。そのとおりだと思ひます。そういうことにはなされれば負担は相当合理化、軽減されるのではないかと。しかも、私思ひますに地方と国の役割分担、いわゆる行政分担ということが行革で明確化を迫

っておるところですね。そういう点をまず明らかにしたということが第一点。それから、行政が総合的、効率的に行われるためには国と地方がそれぞれ機能を果たし、そしてそれぞれの分野で責任を果たすという相互協力体制、これも大切ですね。第三番目には、地方公共団体の自主性、自律性の尊重、こういう観点から見直したものだ。自分たちでよつとメモしてみたのですが、そんなふうに考えます。そういうのが今度の補助金の適正な改正、こういうわけでございますので、どうぞ御了承を願ひます。

○岡田(正)委員 今のことに關連して自治大臣に質問してもいいですか。私、しまったなと思つたのです。江崎さんが答弁する前に自治大臣に質問すればよかった。ちよつと作戦的に失敗したのです。

簡単に言うと、地方の方は何もかも集めると借金が五十九兆円近くありますよ、それに対して国は予算の三倍からの赤字残高があるんだ、それに比べて余裕があるよ、こういうことですね。そこへ持ってきて、都合の悪いことにラスパイレス指数は相も変わらず、努力はしておりますがまだまだ下がってはおりぬ、退職金も上がり、こういう状態であるから余裕があるではないかというふうな気持ちがあるも国にあるような気がいたします。そういういわゆる財政の余裕論を盾にとつて補助率をばさばさ大きく大幅に引き下げて地方に負担を転嫁するというのは、これはもう国のごり押しではないか、何をぬかしやがると自治大臣は思つておるのではありませぬか。

○小沢国務大臣 私どもは、従来から、国と地方の負担割合というものは、それぞれの仕事の適性に應じて国がどれだけ出すか、地方がどれだけ負担するか、そういう考え方のうちから初めて生まれてくるものである、そういう主張をしてきたわけでありまして、したがって、ないそでは振れなから引き下げた、あるいは先生の御指摘のようにまだ余裕があるのだから我慢しろ——大蔵大臣はそういう意味で言ったのではないと思ひます

が、もしそういうような議論がなされるとすれば、これはちょっと筋違いの話でありまして、地方にとりまして、一生懸命政府内部で議論してまいりました私どもも、泣くに泣けないという話になってしまいました。

もちろん、現状は財政が厳しいですから、財政事情ということからの議論が非常に大きなウェイトを持つてくるのは否めない事実だろうと思います。しかし、私どもとしてはやはり基本的な筋道だけはきちんと通して、そして地方団体も一緒になつて国と仕事をしていく、そういう環境をつくっていくのが我々の仕事だと思っております。

○岡田(正)委員 では、続いて質問させていただきます。

国は補助率カットに伴う地方財政対策については万全の措置を講じたと言われますが、それはあくまでも今年度の措置でありまして、来年度、そしてその翌年度も、十分な財政措置を講ずるといふ保障があるのでありましようか。

それから、地方交付税についての特例加算、これは国のたばこ消費税の増税千二百億円を地方へ譲りましよう、ただし一年限りの措置でございませうというところで、そういうものが今年度はございませうが、来年度、再来年度というのはそういう特例加算があり得るのでしょうか。この二つについてお答えください。

○持永政府委員 今御指摘ございましたように、補助率の方は三年間の暫定措置ということでございまして、一方財源補てんの方は、今きちんと決まっておりますものは六十一年度分でございます。

後年度どうするかということでございますけれども、後年度におきましても、また毎年の地方財政収支の見込みを立てまして地方財政計画上で収支を合わせるわけでございますから、その段階で当然地方財政の運営に支障がないように措置をとっていく。具体的にどういう方法をとるかということ、またその段階で十分検討してまいりたいと思っております。

○岡田(正)委員 そうなると江崎さん、これは副総理からお答えいただくかなければいかぬようになると思うのですが、とにかくことは、財源対策の一環としてたばこ消費税を一本一円値上げすることによって二千四百億円の財源が生まれてきた。だが、これも一年限りで時限が決まっておりますね。そういたしますと、これは来年度はないわけですから、来年度の財源対策はまたその地方財政計画を見て何とかやりくりします、考えてみますというお答えでございませう。意地悪を言うのではありませんが、露骨な言い方をしますと、こ

とし五月からたばこを一本一円値上げをする、これは一年限りということになっておる、そうすると来年度の五月一日からはたばこは値下げになるといふふうに考えていいの。一年限りと法律には書いていたけれども、日本政府のやることは、単年度限りというものはまた次、また次と延びてくるのでありまして、これはもう御心配ないように、永遠に続きます、こういうことなんでしょうか。たばこは値下がりするのでしょうか。

○江崎國務大臣 大変重要な御質問だと思ひます。この点は税制調査会の答申にまつというわけでありまして、これだけでなしに、税制調査会では大幅減税を含めて考えておるところでありますから、これはやはりその答申にまつ、そういう答弁の方が正確だと思ひます。また、税制調査会で大きな問題を含めて、減税措置を含めてどこに財源を求めるかというのを考えておるときに、こ

とし一年限りでございませうとか、先行きどうであるかというふうなことを言ひますことの方がかえつて言い過ぎになりますので、税制調査会の結論待ち、こういうことでございませう。

○岡田(正)委員 政府きつての経済通であります江崎さんに、委員会というに余り意識をとらわれないで、ちょっとこつそり教えてほしいのですが、実際に言つて、たばこをこつ上げたものを来年度は値下げをするというふうなことが現実

に起こり得ると思ひますか、それはちよつと考えられぬなと思ひますか、いかがでしょうか。

○江崎國務大臣 非常にラフな答え方をすれば、中には五円上げておけばよかったなという話もあるくらいでして、これは巷間です、何も一円と言わなくてもという話がありまして、これは税調がどう判断しますか、軽々に私の口から幾らと言ふわけにもまいりませんが、まあまあこんなところであらうかなという感じがいたします。

○岡田(正)委員 それでは、その問題についてはそれ以上お尋ねはせぬことにいたします。

自治大臣、ちよつとお尋ねをいたしますが、今私が問ひました六十一年度については、千二百億円の国のたばこ消費税を含めて二千四百億円といういわゆる特例加算がございました。六十二年、六十三年と補助金は六十三年までカットされるわけですから、カットする方は決まっております。特例加算についてはこつしかない、来年度はどうなるかわからぬ。こういう非常に不安定な状態でありまして、今後の地方財政対策について自治大臣としてはどのようにお考えでございませうか。

○小沢國務大臣 このたばこ消費税につきましては、先生ももう御案内のとおり、補助負担率の切り下げ、特に生活保護費の問題等の激しい議論の中から臨時異例のものとして出てきたわけでありまして、その趣旨は、このような状況の中で地方に少しでもいわば現ナマで自主財源を与えてやろうという考えの方から出てきたものであります。今日税制の配分の仕組みが、基本的に税調の答申を受けていろいろ制度の変革があつて地方に余裕が出てきたとか、そういうような状況の変化があれば別でございませうけれども、たばこ消費税が一年、その点については江崎先生からお話ありましたが、いづれにしてもこれは税制調査会の判断の妨げにならないようにということで一年だったと思ひますが、たばこ消費税の分になるのか、あるいは六十二年度税制改正ではかの形になるのか、それは別といたしまして、今後もうこういう状況が続く限り何らかの形で自主財源として地方に与えられるべきものである、私どもはそういう考え方に

に立つて今後も対処していきたいと思つております。

○岡田(正)委員 国債の元利払いがふえたのが国の財政悪化の原因と言ひますが、そもそも国債発行というのは国の財政運営の結果でありまして、地方には何ら責任がありません。地方は地方の財政計画で、国から与えられた財源の中で財政運営をしてゐるのが実情であります。地方債も許可制がとられております。公債費も一定比率を超えま

すと起債がストップということになります。この結果、地方債残高が国債残高よりも少ないのは当然前のことではないかというふうに私は思うのです。これはもうストップがかかりますから。それで、国債を増発した国がその責任をおとりにな

りませんで、国の方に借金があつたからというので地方にツケ回しをするということは本末転倒ではないかと私は思つておるのであります。いかがでありますか。

○江崎國務大臣 せつかくの御質問ですが、必ずしも私はそうは思ひません。それは、地方によつて非常にばらつきがありまして、事業税とか固定資産税とかで大変収入の多いところもございませう。そういう面も無視できません。ですから一律にはいかないわけ、非常に困つてゐる地方自治体については大蔵省はきめ細かに配慮することは当然ですが、ややもすればラスパイレスの面からいっても余剰給与を払つておるといふようなところなどについては自治省でも厳しく注意喚起をしておられるし、我々総務庁においても注意喚起をしておる、こういうわけでありませう。地方によるばらつきが非常に多いということ、地理的条件で非常に豊かであり、恵まれておる地方もあることは御存じのとおりだと思ひます。

○岡田(正)委員 これはちよつと精神的な問題の質問に相なるかと思ひますが、国と地方は車の両輪だといふことをよく言ひますね。全くそのとおりだと思ひます。非常にいい言葉だと思ひます。すけれども、しかしながら、国の都合のよいときにだけ国と地方は車の両輪だと言つてにこにこ

して頭をなでられる、そういうことじゃ地方はたまったものじゃない。そのような国の姿勢というのは、地方は国の下部機構だよ、ついてこい、言うたとおりにせいというふうな、いわゆる地方を国が見下しているというふうな感情はないんでしょか。

○江崎国務大臣 そういうことはございません。地方が成り立って初めて国が立つわけでありまして、地方が乱れて国が立つわけのものではもちろんございません。したがって、車の両輪はそのとおりの表現であるというふうに思っております。

○岡田(正)委員 国は地方行政の推進を強く求めておられますが、行政はむしろ国の方がおかれておるのじゃないかと私は思っております。国は地方に協力を求める前に、国の財政再建計画を策定をして、その計画の中で徹底した行政改革努力によりだけ財政の節約をしたかということをもとに、明確にすべきではないでしょうか。地方に対しては一斉に行革の計画書を出せと言っていて、去年の秋に出させましたね。これはもう半ば強制的です。それはやっておりますけれども、国の行革というのは我々から見ても大変おくれておるといふふうに思いますが、国の行革の努力によってだけ節約しましたということをもとに明確にするべきじゃないかと私は不満を持っております。でありますか、いかがでしょうか。

○江崎国務大臣 これは岡田さん御指摘のとおりだと思います。やはりまず国が率先垂範、人員の整理もやりました。それから、整理をしながら国鉄の余剰人員を吸収する、相互扶助精神でこれを優先させておるといふことも御存じのとおりでございますが、なお公的規制の緩和について、このままではいかぬと思えますね。これは国の補助金を申請するにしても手間がかかり過ぎる、許可までの時間がかかり過ぎる、これなどの不合理は、大臣としてはもちろんですが、政治家として、お互いの問題として、この簡素化ができれば、少々の負担金の削減、補助金の削減よりもっと大きな効果が地方にもたらされると思えます。

ね。これは大いに努力をしてみたいと思えます。これは総務長官の仕事ですから、努力いたします。

○岡田(正)委員 大変いい答えをいただきました。頼もしく思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

今おっしゃるような努力がなかなか行われぬままに、単に中期財政の試算を計算をして財源不足額をはじいただけでは、財政を預かり地方に負担を求める大蔵省の姿勢としては責任ある態度と言えないというふうに私は思っております。でありますか、いかがでありますか。

○江崎国務大臣 大蔵省も私は本当はよくやっておりますと思うのですがね。フィリピンでああいう不祥事が起きたということは残念でたまりません。海外借款などでも随分大蔵省はチェックして厳しくやっております。それが、先へ行つてリベートが行われる、向こうに渡つてからの話ですね。全く残念だと思つた。本当にこれは、その国のためによかれかしと思つたことがその国民に十分行き渡らないなどということがある。これはやはり非常に反省すべきことだと思っております。しかし、大蔵省の査定とか、大蔵省の主計官一人一人とらえて話をしてみますとなかなかよく知っておりますね、地方事情等についても。そういう点はよくやっておりますというふうに私は評価しております。

○岡田(正)委員 最後に、今ちょうど対外経済援助のお話にもお触れになりましたから、先ほど総理にもお尋ねをしたのでありますが、副総理格であります江崎さん、もう貫禄、風格とも十分なお方の決意をひとつお尋ねしておきたいのでありますが、先ほど私が総理にお尋ねをしましたように、言うならばその投資をした効果を評価する委員会、そういうものをつくつたらどうかというのと、それから経済援助のいわゆる基本法的なものをちゃんとつくつて、もうどこからも疑いがかかるようなことのないようにびしっとした姿勢でやるべきじゃないか、毅然とした態度をとるべき

じゃないか。そのためには基本法をつくつたらどうだろうか。それから、今のいわゆる評価委員会というふうなものをお互いの国につくつて、そしてどんぶり勘定ではい何ぼ要る、よしやろうというふうなものじゃなくて、どれだけ効果があるかということを確認しながら差し上げる、そういうやり方をすべきではないかと私は総理に提言をしたのであります。江崎さんとしてはどのようなふうに思われますか。

○江崎国務大臣 これは御承知のように、まず通産省そして外務省、そこに経企庁が調整役で入つて、大蔵省が厳しい査定をするというわけで、政府の仕組みとしては一応整つたものがあります。しかし、その結果がこういうことになつたということは、本当に私も遺憾至極に思っております。

ただ、今後どう対策するかという点については、今貴重な御意見の表明もございましたが、そういう御意見を踏まえながら今後の対策については十分検討をいたしてまいりたいと思えます。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。

○笹山委員長代理 経塚幸夫君。

一人十六万円から二十一万円。これは大阪府立の精神薄弱者授産施設に通つておる中田さんとおっしゃる方の苦言であります。が、この方は六十歳、年金生活者、子供さんを施設に通園をさせておるわけでありまして、五十六年度の費用負担が四千万、六十年が一億二千万です。本人がおっしゃるのに、六年間で七倍も費用負担がふえているのです。これは障害者の家族にとつてどれほど重い負担であるか。大阪の例でありますけれども、費用負担の滞納額が八百六十五万、これが五十八年度に三千三百六十三万、滞納がどんどんふえておるんですね。これは、支払いが極めて困難となつてきているということの証拠であります。

そこで大臣にお尋ねしたいわけでありまして、これでも国庫負担金の削減は国民に影響を何ら与えておらないと大臣がお考えなんですか。

○今井国務大臣 例えば老人ホーム等の費用の問題がございましたが、費用徴収につきましても、実は中央の社会福祉審議会老人福祉専門分科会というものがございまして、そういう分科会にかけまして意見の具申がございましたものを踏まえて行つておるわけでございます。

例えば老人ホームの入所者の場合を考えますと、給食であるとか入浴、介護、日常生活全般についてサービスを受けておるわけでございます。こういったことは、高齢化社会に対処しまして、今後ますます増大をいたします入所者について十分な福祉の施策を実施するためにも、また、在宅で生活をしておられる要介護老人等々の方々の負担の公平ということも考えますと、やはり所得に依じた無理のない負担をしていただくことが必要であらう、こう考へて実は制度の運営を進めておるわけでございます。

○経塚委員 在宅で寝たきりの人との負担の公平ということをおっしゃいますけれども、在宅で寝たきりの方は、特別養護老人ホームを余りふやさないものだから、特別養護老人ホームに入りたくても入れない、やむを得ず在宅で家族が看病しな



ければならぬという状況もあるわけでしょう。それから在宅、在宅とおっしゃるけれども、厚生省の考え方は一貫しているのです。高いところへ引き上げていくのではなく低いところへ合わせるのを公平だ、こうおっしゃっているのです。在宅の人たちの条件をよくすればいいんじゃないですか。それが公平化という意味と違いますが、公平化、公平化と言ったら、低いところを上げたらどうですか。下げると何が公平化ですか。在宅で、家族が本当に犠牲になつて寝たきりのお年寄りを介護しておるその条件を、例えば特別養護老人ホームをもつとふやすとか、年金をふやすとか、手当をふやすとか、そして既に入所されておる養護老人ホームの方々に對してはできるだけ負担を少なくする、こういうのが本當の公平化じゃないですか。

社会福祉審議会の答申、答申とおっしゃいますけれども、五十九年の社会福祉審議会、費用徴収は「食費相当額」、こう言っていたわけでしょう。今これはどうなっていますか。例えば月五万円の人には六八%引き上げられ、月十万円の人は一円でも超えると四万七千九百円です。四七・九%の費用負担なんです。手元に何ば残りますか。手元にはほとんど残りやしません。

それで、手元に残す金について厚生省の計算でいきますと、散髪代が要る、身の回り品が要る、嗜好品が要る、こういうようなことで、昭和五十四年十一月二十日の社会福祉審議会では一年二十五万円、月二万円ちょっとで賄えるだろう、こう言っていて、物価上昇に従ってだんだん引き上げていきましたけれども、五十八年は年間二十九万円、それだけ身の回り品とか日常生活に要るだろうと言つて引き上げてきておつたのを、今度六十年度は二十六万二千円に引き下げてしようとするじゃないですか。

さらに、社会福祉審議会、審議会とおっしゃるなら、社会福祉審議会の五十四年の答申では、その後の生活の質の向上を勘案して手元に残すお金については考えなさい、こう言うといったわけでしょう。

よう。生活の質の向上、何ら考慮されておられないじゃないですか。この計算でいきますと、例えば十万円をたとえ一円でも超えた人は四八%近い負担をしなければならぬ、こういうことを先ほど申し上げましたけれども、これは養護老人ホームを上回るでしょう。しかも措置費の生活費が甲地で四万一千七百五十円から五万二千七百八十円でしよう。生活費九千取るといふ建前なんです、どうなんですか。

○小島政府委員 養護施設、特養等を初めといったします福祉施設につきましての費用徴収、本人徴収の考え方につきましては、大臣から申し上げましたように、入所者本人につきまして生活万般の面倒を原則的に見ます。ただ、個人的な日常費、お話しのような散髪代とか嗜好品とかというのに充てる金は手元に残すような徴収をしていくべきであらうということ、その限度額として当時は一月当たり一万五千円程度でいいのじゃないか、おっしゃる通りに五十五年から実施する場合に二万円程度でどうであらうというふうな基準が一つ示されていたわけですが、現在でも先生お話しのように、例えば月五万円という方につきましては六十年度でも一万四千六百円徴収する。そういたしますと三万五千四百円は手元に残るという格好になります。特養につきましては、例えばおむつ代も全部措置費で面倒を見るわけでございますので、全く個人的な日常経費でございますので、十分な金額は残っているものと考えております。

ちなみに諸外国の状況を見ましても、手元に残す金、徴収をしない限度額と申しますと、大体一万から一万五千円程度をめどに考えているようでございます。生活状況の差等を勘案しても、現在の措置は本人の処遇に問題を生ずるというふうなおそれは全くないものと考えております。

○経理委員 とんでもない話ですよ。諸外国のいろいろな社会保障制度の違いも無視して、月一万円そこそこ全く問題がないと言ふのはもつてのほかだと思ふのです。

厚生大臣、東京の施設長三十名の方が大臣に要望されたことがあります。その当時、手元に残るお金が年二十八万円をそこそこでは少な過ぎる。これに四万四万円プラスして六十八万から七十万くらいにしてほしい。その理由は、今ホームに入つておる人たちは、数年もしくは十年前後で不幸なことに必ずといっていいほど病気で入院しなければならぬ。それからその後は死が訪れる。六十五歳、七十歳前後でホームに入られるとそれはそのとおりなんです。元気でころつとつてくれればまだ幸せだと不幸ながら考えておられるお年寄りもおるような状況なんです。大抵思われるのです。そしてその後死が待つておるのです。これが五年、十年の期間なんです。手元に月一万円をそこそこ残つて、葬式代あるいは入院したときの手当てをどうします。

今度老人保健法を改悪されるのでしよう。これでいきますと、一年入院すれば、今までは一八万八千円で済んだのが十八万かかるのです。そういうことを理由にされて、東京の三十の施設長が、例えば付添看護料一日八千六百五十円として三カ月で幾らになるかという勘定もされた。ベッド差額一日二千三百円というの。葬式代は最低の二十万円に抑えるとして、これを三年前後で入院するまでホームにおる間にためておかなければならぬ。こういうことで、もう四十万円せめてほしいという要望をされたのです。これに逆行しておるじゃないですか。二十九万まで年間手元に置いておけたお金を、生活の質の向上も勘案して考えなさいと言つて社会福祉審議会の答申も出されておるのに、事もあらうか二十六万円に下げるとは何事ですか。それで、先ほどの厚生省の答弁だと、手元に一万円をそこそこ何と自由なと思ひますと大きな声でおっしゃる。ホームのお年寄りが聞いたら怒りますよ。一体我々の生活を何と考えておるのか、こう言いますよ。当然ですよ。

○小島政府委員 一万円から一万五千円と申しましたのは外国の例でございます。それと比較いたしまして我が国の場合は、月收入が、本当にネットの自由な金でございますが、五万円程度の方が手元に残る金は三万五千四百円程度残るような計算になっておりますと申し上げたとおりでございます。

ちなみに、生活保護で七十歳の方が単身で生活する場合の生活保護費は七万七千円程度でございます。これで全部の生活を賄つておるわけでございます。食費から介護それから身の回りの世話というふうなことから全部措置費で面倒を見ておるわけでございますので、それ以外に必要な金と申しますのは本當に個人的な日常経費でございますので、十分な金だと考えております。

また現在、施設の方の発言があつたようでございますが、これもいろいろな意見がございます。もう少し徴収してもいいのじゃないかという意見もあります。また特養等について見ますと、入所者の一人当たりの預金額は現在百万円程度にもなつております。

○経理委員 社会福祉審議会の老人分科会の意見具申の中で、今費用徴収の最高限度額を決めておりますが、この限度額は最終的には廃止するのが望ましい。それから「検討課題」として、「資産を有していることを費用徴収基準に反映させる」。さらに、「死亡した入所者の遺産のうちから自分の負担を求める。死んでも取れというのです。こんなことをやるのですか。まともに検討しているのですか。

あろうか、この辺はもう少し考えてもいいんじゃないだろうかというような見地からの御意見もございいます。

○経理委員 大臣、どうなんですか。これはもう上限も廃止をしていく、それから資産も費用徴収の対象にする、それから遺産まで費用徴収の対象にする、それでこれが公平だ、こうおっしゃるのですね。大臣、本当にこんなことやるつもりなんですか。いかがなんですか。

○小島政府委員 今局長がいろいろ御答弁申し上げましたが、中央社会福祉審議会の老人の専門部会等においていろいろな意見が出ておることは事実でございます。そんなことで、いろいろ検討をしていくわけでございますから、十分に今のような御意見を踏まえていろいろやりたいと思います。が、少なくとも出ております意見についてはやはり尊重していくべきだと私は考えております。

○経理委員 中央社会福祉審議会の御意見を尊重する、尊重するとおっしゃいますけれども、もっと先に尊重しなければならぬ問題をやらすには、たまたかにしてやるべきではないですか。

例えば、老人ホームの木造をなくして、大部屋を解消する。これはもう既に昭和四十七年の十二月に中央社会福祉審議会の中間意見として意見具申が出ています。木造はなくしてしまし、そして個室化を図る。幾らこれはやられてはいるのですか。六十年四月一日現在で、四人室以上がなお二三・一％あるじゃないですか。昭和四十七年に中間意見が出て、もう十三年もたった六十年でまだ二三％残っているじゃないですか。中央社会福祉審議会の意見具申、これを尊重する、尊重すると言ふなら、こういうやるべきことを先にやりなさいよ。

厚生省は、ホームは収容の場から生活の場に質的に変える、こうおっしゃって、それで費用負担を始めたわけでしょう。単なる収容の場から生活の場に変えるというのなら、何よりも生活環境の改善こそ答申に従って実施すべきじゃないですか。やらなければいかぬことをはってにおいてやつ

たら困るようなことだけだ、どんどん先へ進めるといふのはもつてのはかだと思ひます。それから、ホームの運営問題についてお尋ねします。

五十九年度に老人福祉施設について監査を実施されたと思ひますけれども、この監査の結果につきまして、監査をされた施設数それから主な項目について、簡単によろしいからワーストスリーを御説明いたしたいと思ひます。

○小島政府委員 御指摘の昭和五十九年度の老人福祉施設の監査結果でございますが、国が実施したものが五十三施設、都道府県、指定都市が実施したものが千九百七十八施設、全体の実施率で見ますと七四・六％程度になっております。

そこで主たる指導指示事項は、運営管理関係と入所者の処遇関係、それから職員就業規則と申します。加えて関係、それから経理事務処理関係と申します。加えて事例が一般的に多かった主な指導指示事項でございます。

ワーストスリーという表現をどういたしますか、そういう指導件数が一番多かったという事項別で見ますと、運営管理関係では、給与規程が不備なものが六百六十八件、それから災害事故防止対策としての用意が不十分だと考えられるものが三百九十五件、それから管理規程、就業規則が不備なものが三百四十二件という状況でございます。

また、入所者の処遇関係では、入所者の預かり金の管理が不適切な事例が三百四十八件、それから一人一人にふさわしい処遇計画を立てるよう指導しておりますが、その処遇計画の策定が不十分なもの二百三十八件、それから処遇に関する記録が不十分なもの二百三十件という状況でございます。

また、職員の処遇関係では、労働基準法等に基づきます所定の届け出等が十分にされていないというようものが二百四十一件、それから夜間の勤務体制が不十分なもの二百二十四件、それから職員の健康管理にもう少し配慮を必要とする

考えられるものが二百二十件という状況でございます。

最後に、経理事務の処遇関係では、経理事務の処理が不適切な事例が三百四十件、関係諸帳簿の整備が不十分なもの二百七十二件という状況でございます。

○経理委員 大臣、今お聞きのように、生活環境の改善と言ふ以上は、設備の改善と運営の適正化、この二つが相またなければ生活の場としての機能は発揮できない。ところが、監査の結果、災害事故防止対策が不十分というのが三百九十五件ですか、全監査施設数が二千三十一件でありますから、大変な数ですね。預かり金の管理が不適切、これが一五％にも上っているわけでしょう。職員の健康管理も不十分、これも二百二十件でしょう。

そこで、お尋ねをいたしますが、大阪で老人ホームの不正事件が相次いだ。特別養護老人ホーム「のせの里」、昨年十月十四日に理事長が農薬自殺をした。原因は、事務長が入所老人の預貯金四千万円を着服した。それから施設長、義妹であります。出動もしておらず、常勤でもないのに措置費から給料を受け取っておった。それから界市の特別養護「ベルファミリア」、これは措置費、人件費を不当に流用しておった。五十七年が千四百万、五十八年が二千二百万等々、職員から大阪地裁界支部に對しまして仮処分申請が出て、これは決定されたわけですね。それから交野市の「きんもくせい」、これも配置基準を守っておらない。栄養士一人置くべきところをゼロ、施設長は出勤せず名義だけで給与を受け取っておった。それから調理員三人が二人しかおらない。このためバック食品をレンジで温めて給食しておった。寮母が検尿、投薬、舌下剤の注入、点滴の針を抜かれ、看護婦、医師でなければできないようなことまでやらされておった。

こういうことで大変問題になりまして、大阪府が監査に入つたはずであります。監査の結果は一体どうであったのか、それからどんな指導を厚生省としてはおこなうのか、お答えいただきたい。

○小島政府委員 その前に、先ほど申し上げましたいろいろな指導事項は、口頭で注意しましたごく軽微なものを含む状況でございます。重大なものがそう多かったというふうには理解していません。

今お尋ねの三カ所の施設でございますが、「のせの里」につきましては、問題の預かり金の着服というふうなことはつきりした不正事件でございます。これらにつきましては、既に亡くなられた前理事長等が立てかえて弁済して済んでおります。

大阪府は、これにつきまして、六十年十月二十五日に立入検査を実施し、その後継続的に指導を行つておまして、今後ともさらに十分な指導を行つてまいらうと思ひます。

また、こういうことを契機といたしまして、昨年の十二月に府下の老人ホーム全体につきまして、預かり金の管理等の実態調査を実施し、必要な指導を行つていくところでございます。

それから特別養護老人ホーム「ベルファミリア」につきましては、労働組合との間に賃金訴訟と申します。加えて、処遇改善関係の訴訟もあるようでございます。これは人件費をほかに使つてしまつたというふうなことでございまして、管理費も含めて措置費はほかに使えないことにしております。ただ、人件費の流用は認めておりますが、これは一般的に現状までのところで見ますと、措置基準で示しております人件費よりも安い月給で雇い入れているというふうなこともありまして、それを預金として確保しているというふうな状況があります。これは使つてしまつたという経緯はございませぬ。ここにございましては、職員給与の決定については法人の裁量権であるというふうなことを主張し、労働組合と係争中というふうな状況でございます。これにつきまして、労使関係というところでは、介入できない面もありますが、職員の適正な処遇、それから入所者の処遇を適正に確保するという関係から、労使間の紛争の早期解決、それから

就業規則等のはっきりした規定を設けるというように、必要な指導を実施中でございます。

「きんもくせい」につきましては、職員解雇問題についてこれら組合との間に訴訟問題があったようでございますが、この職員の解雇問題については和解が成立したというふうに承知をしております。これにつきましては、六十一年十一月一日に指導監査を実施いたしまして、現在、実施した指導監査に基づきまして指導中でございまして、今後とも継続的に必要な指導を実施するという処理になつております。

#### ○経理委員 厚生大臣にお尋ねします。

私は一連のことをお尋ねしてまいりましたが、本場に生活の場にするというのであれば、木造は一刻も早く解消し、いわゆる個室の完成を目指すとか、今監査の結果、口頭にする随分膨大な指摘をせざるを得ないような事態も起きておりますし、それから大阪の例を申し上げましたが、これもゆゆしき問題であります。今厚生省の答弁では、何かかばりような発言をしておるけれども、もつてのほかです。厚生省は、生活の場というのなら、厳しく指導する立場に立たなければならぬのです。場合によっては施設を閉鎖する権限だつて厚生省は持つておるのです。だから、運営に公正を期するような観点から厚生省は厳しく対処すべきであつて、いやしくもこんな不祥事件を起こしておるような施設をかばうというような態度は、あなた、もつてのほかだと思ひます。そこで厚生大臣にお尋ねいたしますが、本場に生活の場にあつたような施設の改善、公正な運営、これに対してどういふ姿勢で対処されるのかお尋ねをしておきます。

○今井国務大臣 おつしやいますように、その監査の結果、極めて不適正なもの等々について、これはやはりまことに残念なことで、こういうことはあつてはいけないうことでございまして、その是正については、強力に指導をして直させる、これは当然のことであらうと思ひます。

それからまた、今の施設の改善等につきまして、これはやらねばならぬことでございまして、御要望に應じまして一つ一つ着実にこの改善を図つてまいるように努力をいたしてまいりたい、このように思ひます。

#### 〔笹山委員長代理退席、小泉委員長着席〕

○経理委員 自治大臣にお尋ねをいたしますが、お手元にお渡しいたしました資料を見ていただいたらわかりますように、五十六年度と六十一年度の比較で、総事業費が二六・六％ふえた。国庫負担が逆に二二・二％減らされた。地方負担は千七百九十億円から五千五百六十三億円。地方負担が三・二五倍ですね。しかも、総事業費の中で占める地方の負担割合は一四・四％から三五・五％です。特に、五十九年度から六十一年度がひどいわけですね。

地財計画によりまして、五十六年度から六十一年度の予算の伸びの規模が一八・六％で、地方交付税は手当てした、万全の措置と言いますけれども、二・八％しかふえてはいません。予算規模の伸びよりも低いので、これに比べて地方税は四〇・九％の伸びですね。使用料、手数料が三・一％の伸びです。これはほとんど住民負担やおまへんか。しかも、地方の財政はやりくり算段、公債費が五八・八％もふえていくんですよ。六十一年度は都道府県も市町村も予算編成は大変だつたでしょう。どんな基金を取り崩さぬことには予算が組めぬというような状況やおまへんか。

こういう状況の中で、一体どこまで気前よく国庫負担の削減のしわ寄せを受けていくつもりなのか。地方の財政は裕福じゃございません、この幾ら口でおつしやつても、こんなことを受け入れておる限りは、事実上は裕福というやうな結果に受け取られるようなことになりかねないのですか。いつまでこんなことを続けるおつもりですか。こういう国庫負担の削減だけを目的にしたような地方と住民への負担転嫁を認めるべきでない、私はこう思ひますが、いかがですか。

○小沢国務大臣 先生御指摘のように、いわゆる単純な財政需要、国の財政事情だけで地方への補助負担率等々負担を多くしてはいけません、これは私も、従来ともお話し申し上げてるところでございまして。

今いろいろ資料において指摘された点につきまして、は、事務事業等の見直し等も通じまして、そして地方の団体の事務あるいは権限移譲等も含めましてそういう項目の中のものであると思ひますし、また私もいたしましては、それに要する地方団体の経費等につきましては、交付税の算定に当たりまして基準財政需要額に組み入れて、地方に対しても措置をいたしておるところでございまして。

○経理委員 交付税で手当てをした、こうおつしやいますけれども、自治大臣、これはもう釈迦に説法ですけれども、交付税というのは国の財源じゃないんですよ。地方の財源やおまへんか。地方財政法第十条で、国が進んでその費用の全部または一部を負担する。奨励的な意味を持つ補助金と国庫負担金は性格が異なるものですね。だから、本来国が持たなければならぬものを削つておいて、そうして国の財源じゃなしに地方交付税、つまり地方の財源でこれを手当てをしたからといって、これは万全の措置とは言えませんが、地方交付税というのは、もともと地方の財源の調整を果した機能を持ったものであつて、これだつたら、まさに国の財政を調整するために交付税がその役割を果たさされておるということになるわけですね。総理を初め、国は万全の措置をとつた、万全の措置をとつたと言つておられますけれども、これは国が万全の措置をとつたのと違ひますが、地方がやむにやまれず地方の財源でもって国のつけ回しを手当てせぬことにはどうもならぬから手当てをしておるだけの話であつて、無理無体なさせられておるわけですが、自治と名がつく大臣である以上は、そこははっきりしておいてもらわなければ困ります。被害者ですが、被害者が加害者を弁護するようなことをしたらあ

きまへんがな。こんなものは困ります、お断りやと言つてこそほんまの自治大臣と言えるんやとおまへんか。これは看板を塗りかえなければならぬということになりかねません。だから、その姿勢はちゃんとしておいてほしいわけでありまして。

そこで、最後に大蔵大臣にお尋ねいたします。今度国と地方の役割分担を明確にした、ここが六十年度と違うところだ、こうおつしやいますけれども、なるほど国の機関委任事務を地方の権限である団体委任事務にしたのは、そこだけ見ればいいですわ。けれども、金をつけないで権限だけを任したからといってどうもいけません。ちゃんと持参金をつけて不自由せぬようにやつてこそ、それは事務の権限もろつた、金もろつた、こうなつて、地方の自主性、自律性は強まりますけれども、金は半分削つてしまつた、それで事務を渡したら、これは悪く言えば、国が今まで住民に負担を転嫁して切り捨てておつた福祉を今度は国が直接手を下さずに地方に手を下させる、こういうことになりませんか。だから、こんなもみぢな自主性でも何でもおまへんがな。国民には自律性と言つて費用負担をうんとかける、地方には自主性の尊重だと言つて負担をしようとする、これはあなた、地方の独立性、自律性を強化したことになるんですよ。やるのなら、十分財源の保障をしてこそ自律性、自主性と言へると私は思ふのですが、その点はいかがですか。

○江崎国務大臣 仰せのとおり、国の財政が豊かであれば、おつしやうにやりたいたす。ところが、アメリカの財政事情が悪いと言われるそれ以上悪いというのですから、これは世界一先進国の中では財政事情が悪いですね。そういう場面で、自主性を認め、自律性を認め、能率化を図り、そして補助金の検討部会に地方自治体の責任者にも入つていただいて、その上で、この程度ならば要当であらう。そして本場に困る面についてはそれぞれちゃんと対策をしているのです。ですから、そういう点では御評価を願ひたいものだと思ひます。

思います。金があればおっしゃるようにいたしたいことはやまやまですが、何せこの国家財政の状況でありますので、御推察願いたいと思います。

○経塚委員 時間が参りましたので終わりますけれども、その金のない厳しいときにどうするか政治なんです。だから、私どもは組み替え動議を出しておりますように、軍事費を削りなさい、大企業から応分の負担を取りなさい、そうすれば十分やれるじゃないか、こう申し上げたわけでございます。

いずれにいたしましても、六十年度のときも、一年限りといって延ばした、今度は三年限りだ、また恒久化だ、そして四十八の法律を一括して出すというのは議會制民主主義を踏みにじるものだ、こんなものは撤回しなさい、このことを申し上げまして、終わります。

○小泉委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

〔参照〕

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案は大蔵委員会議録第十一号に掲載





昭和六十一年四月十九日印刷

昭和六十一年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局